



令和4年 第8回定例会

会 議 録

(令和4年12月2日～12月16日)

枕 崎 市 議 会

令和 4 年

枕崎市議会第 8 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15 日間（12 月 2 日～12 月 16 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
12 月 2 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第 5 号～第 13 号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会の設置及び委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第 14 号、第 15 号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 散 会
12 月 3 日 (土)	休 会			
12 月 4 日 (日)	休 会			
12 月 5 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5 名） 3 散 会
12 月 6 日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（4 名） 3 散 会
12 月 7 日 (水)	休 会	委員会	前 9:30	1 総務文教委員会
12 月 8 日 (木)	休 会	委員会	前 9:30 後 4:11	1 予算特別委員会 1 議会運営委員会
12 月 9 日 (金)	休 会			
12 月 10 日 (土)	休 会			

12月11日(日)	休 会			
12月12日(月)	本会議		前 11:00	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第6号) 3 委員長報告(総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第7号-第10号) 6 委員長報告(予算特別委員会) 7 質疑、討論、表決 8 散 会
		委員会	前 9:30	1 予算特別委員会
12月13日(火)	休 会			
12月14日(水)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
12月15日(木)	休 会			
12月16日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号) 3 提案理由の説明、質疑 4 予算特別委員会の設置及び委員の選任 5 議案委員会付託 6 休 憩 7 再 開 8 議案上程(追加日程第1号) 9 委員長報告(予算特別委員会) 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第2号、第3号) 12 表 決 13 閉 会
		委員会	前 9:48	1 予算特別委員会

本 会 議 第 1 日

(令和4年12月2日)

令和4年枕崎市議会第8回定例会

議事日程（第1号）

令和4年12月2日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	66	令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予 特
6	67	令和4年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
7	68	令和4年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
8	69	令和4年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
9	70	枕崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	総 文
10	71	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	〃
11	72	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	73	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	74	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
14	75	教育委員会委員の任命について	
15	76	公平委員会委員の選任について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員	8 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10番 下 竹 芳 郎 議員
11番 中 原 重 信 議員	12番 東 君 子 議員
13番 清 水 和 弘 議員	14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲 山 美津代 書記
大江 武 史 書記	川 瀬 裕 也 書記
山口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	田 代 勝 義 企画調整課参事
鮫 島 寿 文 水産商工課長	日 渡 輝 明 市民生活課長
籠 原 正 二 財政課長	福 永 賢 一 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
鮫 島 眞 一 税務課長	堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
上 園 秀 人 水道課長	今給黎 仁 水道課参事
平 塚 孝 三 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
森 智 賀 健康課参事	中 村 俊 彦 農政課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事	松 田 勇 一 市民生活課参事
今 門 俊 彦 会計管理者兼会計課長	大工園 昭 則 建設課参事
平 田 寿 一 総務課参事	木之下 浩 一 教育長
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長	中 村 克 己 学校教育課長
高 山 京 彦 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長	中 山 俊 吾 総務課行政係長
星 崎 綾 乃 総務課行政係主任	水 谷 彰 吾 総務課行政係主事補

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和4年第8回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、3番上迫正幸議員、12番東君子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、9月、10月及び11月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに10月及び11月に実施されました定期監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

次に、令和4年第6回定例会以後の議長会等の報告につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和4年第8回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

まず、先月、本市、南さつま市及び南九州市において、有効期限切れの小児用新型コロナワクチンを接種するという間違い接種が発生しました。

改めまして、接種者の皆様、保護者の皆様に心からお詫び申し上げます。あわせて、市民の皆様に対しましても御心配と御迷惑をおかけしましたことにお詫び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、第7波による感染拡大が収束して、人の動きが活発になり、経済活動も回復しつつある印象です。年末年始にかけて第8波による感染拡大が危惧されるようですが、感染症法上2類相当とされている新型コロナウイルス感染症の扱いの引下げに向けた本格的な検討が行われる見込みであることなど、今後、社会経済活動の確実な回復に向け、いよいよポストコロナへかじを切られることが期待されております。

本市の感染症対策に関しましては、特に経済対策において、現在「枕崎の、使（つか）エール。」プレミアム付商品券発行事業や国の住民税非課税世帯等に対する現金5万円給付事業などを実施しておりますが、これに加え、本市独自の事業者物価高騰等対応支援事業や、プレミアム

付商品券事業終了後の2月に計画しておりますキャッシュレス決済ポイント還元事業など、切れ目のない対策に取り組んでまいります。

今後も、市内経済の状況をきめ細かく観察しながら対策を検討し、コロナ後の経済活動の自走フェーズにつなげてまいります。

10月29日に稚内市から鹿児島入りした工藤市長を団長とする稚内市民訪問団の御一行が、翌30日に列車で枕崎駅に到着されました。

訪問団の皆様には、お魚センターでのカツオのわら焼き体験、火之神公園では火之神乙女太鼓「爽」による太鼓演奏や和太鼓体験のアトラクション、平和祈念展望台、明治蔵観光と枕崎の地を堪能していただきました。

花渡川ビアハウスでの歓迎交流会では、お互いの親交を深め、今回の友好都市締結10周年を振り返りつつ、この先20年、30年と御縁を深めていくことを約束したところです。

枕崎市営野球場の新しくなったバックスクリーン前ステージ、スコアボードの大型ビジョンを活用したイベントとして、10月16日に県の南薩地域振興局主催による南薩特産甲子園が開催されました。指宿市、南さつま市、南九州市、枕崎市の4市による特産品の販売や郷土芸能などのアトラクション、地元鹿児島県出身のプロ野球選手、川崎宗則選手のトークショーが行われ、多くの来場者でにぎわいました。

市営野球場ではその後も、整備された駐車場を利用した未就学児対象のランニングバイクイベントやステージを利用した市民芸能祭、川崎宗則選手や元プロ野球選手をコーチとして招へいしたホークスジュニアアカデミー野球教室を開催するなど、秋の文化・スポーツシーズンに野球場が大いに活用されました。

今後は、来年1月に韓国の高校野球チームのキャンプ、2月には今年夏の全国高校野球選手権大会で優勝し、来春の選抜高校野球大会への出場も確実視される仙台育英学園高校の合宿、関東の首都大学野球連盟1部リーグに所属する筑波大学の合宿などが予定されています。

10月と11月、2か月にわたって東京都世田谷区の成城学園前駅前のANAアンテナショップで枕崎市フェアを開催し、枕崎鯉節をはじめとした本市特産の食品、焼酎などの販売を行いました。連日多くのお客様が訪れ、首都圏の富裕層を中心とした消費者に「まくらぎきの、ていねい・本物。」の価値をお伝えすることができました。

また、本年4月に全国広報コンクールで総務大臣賞を獲得した本市のPR動画「枕JAZZ」ですが、一般財団法人地域活性化センターの地域プロモーションアワードにおいて全国136作品の中から動画部門最高の賞に当たる動画大賞を受賞しました。

11月24日、いいふしの日に本市でかつお節サミット&フォーラムが開催されました。

指宿市山川、静岡県焼津市の鯉節生産者や鯉節協会、漁業関係者や学識経験者、さらには南太平洋のミクロネシア連邦の駐日大使も参加され、カツオ資源、かつお節の品質、製造技術など多方面から、SDGsにも資するかつお節産業を持続発展させるという枕崎かつお節宣言が採択されました。

最後に、本市御出身で、第36代立行司木村庄之助こと山崎敏廣さんが11月23日に74歳でお亡くなりになりました。

1964年の初土俵から2013年夏場所の定年の年まで49年間、一度も休むことなく行司として土俵に立たれました。枕崎駅の看板の文字を書いていただくなど、その郷土愛で枕崎市民に多くの勇気、元気を与えてくださいました。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

以上で、行政報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第5号から第13号までの9件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算4件、条例5件及び人事案件2件の計11件であります。

このうち、人事案件を除く9件について説明を申し上げます。

まず、議案第66号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,960万1,000円を追加し、予算総額を170億6,940万円にしようとするものです。

債務負担行為は、令和5年度に実施する道路維持補修工事費及び市道整備事業について、今年度中に契約を行い、来年度早期に着工することにより、年間における公共事業の施工時期の平準化を図るため、債務負担行為として予算措置するものです。

地方債の補正は、過疎対策事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う一般職人件費、雇用調整助成金申請費支援事業、障害児通所支援事業、民間の医療施設跡地を保健センターとして活用するための土地・建物取得経費、市庁舎、小中学校、学校給食センター等の公共施設の光熱水費などをお願いしてあります。

その他主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第67号令和4年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定に伴う給与費の減並びに経費の増に伴い、収益的支出において、医業費用を900万6,000円減額しようとするものです。

次に、議案第68号令和4年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定に伴い、収益的支出において、営業費用を1,058万6,000円減額し、資本的支出において、建設改良費を36万7,000円追加しようとするものです。

なお、資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する2億5,720万5,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第69号令和4年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定に伴い、収益的支出において、営業費用を598万2,000円減額し、資本的支出において、建設改良費を7万円追加しようとするものです。

なお、資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する2億7,450万8,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分量、当年度利益剰余金処分量、減債積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第70号枕崎市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について申し上げます。

これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度について、同法において全国的な共通ルールが規定される等の見直しがなされたため、同法の施行に関し必要な事項を定めようとするものです。

次の議案第71号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、本市職員の定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等を行うため、関係条例の整備等をしようとするものです。

次の議案第72号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額並びに勤勉手当及び期末手当の支給率を改定しようとするものです。

次の議案第73号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与改定を考慮し、市長等の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

次の議案第74号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与改定を考慮し、議会の議員の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

なお、先ほど説明いたしましたとおり、給与改定等に伴う補正予算として、議案第66号から第69号までの4件をお願いしてありますが、これら4会計において、議会の議員及び特別職を除く実質的な給与改定費は、合計で1,990万8,000円の増額となり、人事異動等に伴う増減分を含めると2,664万1,000円の減額となります。

詳細につきましては、各補正予算の給与費明細書に記載してありますので、省略させていただきます。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 私は、議案第66号と第71号ですね、2つの議案について質疑をいたします。

まず予算関係では、この新しく保健センターを設置するための関係予算が計上されておりますけれども、保健センターの関係の質疑は、後もって資料要求をして予算特別委員会の中で詳細に審査をします。

ただ、現在の老人福祉センター、健康センターですね、この扱いといいましょうか、現在の施設はどのようなことになっていくのかですね。といいますのも、現在、老人福祉センターは、災害避難所あるいは選挙のときには第5投票所ですか、こういった形で非常に周辺住民とも密接な関わりのある施設なんですけど、こういう新しい保健センターを設置することで、周辺住民も非常に将来どうなるのかと気がかりだと思うんで、この老人福祉センターの方針、これからの活用方針、この点を本会議で聞いておきます。

次に、議案第71号の条例関係の定年引上げですね。条文を見ますとなかなかボリュームのある条文なんですけど、2023年度から2年ごとに定年を1歳ずつ引き上げてまして2031年度に最終的に65歳定年とするような、そういった取組になっているわけですが、まず、この定年引上げ移行段階のですね、この61歳から64歳定年に該当する本市職員、何名の方が該当することになるのか、これが第1点ですね。

それから、議案書の11ページに今度の条例改正の第2条の規定による、つまり枕崎市職員の給与に関する条例の一部改正、この附則の中ですら、当該職員に適用される給料月額は、当分の間、給料表の給料月額100分の70、つまり7割の給料とすると規定しているんですね。この7割の給料っていうのは、根拠はどこにあるんですか。同じ職員ながら、なぜ全額支給されないのか。

それからもう一点、この当分の間というのは実に曖昧な表現なんですけど、こういった給与関係をですね、生計に関わるものを当分の間7割にするというこの当分の間は、一体いつからいつまでの期間になるのか。以上、この条例では3点お尋ねをいたします。

○**本田親行副市長** お尋ねの現在の老人福祉センター、健康センターの在り方についてでございますけれども、今回予算でお願いしてあります医療施設跡の土地、建物の取得につきましては、庁内の公共施設の在り方検討委員会の中で検討してまいりました。

今の考え方によりますと、今議会に土地、建物取得をお願いして、当初予算においては新たに取得した建物の改築等の設計と予算をお願いする考えでおります。

現在、資材の調達が難しいことなどもございまして、すぐ当初予算に設計を計上いたしましても、5年度中の工事完了は難しく、6年度まで入るのではないかという目測でおります。

新しい機能についても、組織も含め令和7年度からの機能開始になると考えておりますけれども、その間、御指摘のございました健康センターにつきましては、現在、御指摘のとおり災害避難所、それから選挙の投票所としても指定されております。避難所については、多くの方が避難されている状況でございます。

ただいま申しましたように、令和7年度の利用開始を新しい施設には考えておりますので、その間、議員から指摘がありましたこと、また、それから老人福祉センターとして浴場についても利用されておりますので、そこまで含めて全体的に、今後施設をどう取り扱っていくのかということについては、継続的に在り方検討委員会の中で検討していくということで整理したところでございます。

○**山口太総務課長** 私からは、議案第71号に関するお尋ねにつきましてお答えをしたいと思います。

まず、職員の定年引上げの対象となる職員数についてでございます。本市におきまして、定年引上げ移行段階の61歳から64歳定年に該当する職員につきましては、本年11月1日現在の職員数319人の約12%に当たる38人となります。

なお、新聞報道等によりますと、鹿児島県の知事部局の場合でこの定年引上げ以降段階の61歳から64歳定年に該当する職員は、9月1日現在724人で、知事部局全体の職員数5,115人の14%ということであります。

ただいま申し上げました職員数38人の内訳を申し上げますと、61歳定年に該当する職員、これは昭和38年4月2日生まれから昭和39年4月1日生まれの職員ですが、これが6人、次に62歳定年に該当する職員、これは昭和39年4月2日生まれから昭和40年4月1日生まれの職員ですが、これが7人、次に63歳定年に該当する職員、これは昭和40年4月2日生まれから昭和41年4月1日生まれの職員ですが、これが9人、次に64歳定年に該当する職員、これは昭和41年4月2日生まれから昭和42年4月1日生まれの職員になりますけれども、これが16人の計38人となります。

なお、定年年齢が65歳となる職員は昭和42年4月2日生まれから昭和43年4月1日生まれの職員からとなりますけれども、こちらの職員数は11人となりまして、この職員数を加えますと合計で49人となるところでございます。

次に、給料月額7割措置とその当分の間ということに関してのお尋ねに対してお答えいたしますけれども、いわゆる国家公務員の定年の段階的引上げ等の措置に関わる国家公務員法等の一部を改正する法律は、令和3年6月に成立、公布されました。これは、平成30年8月10日の人事院の定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出、これを踏まえて講じられたものであります。

その意見の申出の中で、国における俸給月額7割措置についての考え方は、いわゆる先ほど議員からもございましたとおり、60歳を超えても引き続き同一の職務を担うのであれば、本来は給与水準が維持されることが望ましいとされているのですけれども、他方で国家公務員の給与は社会一般の情勢に適応するように変更することとされている。定年引上げ後の60歳を超える職員の給与水準については、多くの民間企業は再雇用制度により対応していること等の現時点の民

間企業における高齢期雇用の実情を考慮して、再雇用の従業員も含む正社員全体の給与水準を参考に設定することが適当であり、平成27年、28年、29年に厚生労働省が実施いたしました賃金構造基本統計調査、そして、平成30年に人事院が実施いたしました職種別民間給与実態調査の結果を踏まえ、60歳前の7割水準となるよう給与制度を設計することとしたとされております。

つまり、民間企業の60歳代前半層の年間給与水準が60歳前の約70%となっていたと、そういう調査結果に基づくものということでもあります。

また、同じくその意見の申出の中で、この60歳を超える職員の給与水準の引上げは、当分の間の措置と位置づけることとし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与も含めてその在り方を引き続き検討していくこととしたいとされております。

これらを踏まえ、先ほど申しあげました令和3年6月に成立、公布された国家公務員法等の一部を改正する法律の中で、国家公務員の俸給月額額の7割措置やその措置を当分の間とするための改正が行われたものでございます。

なお、この当分の間の措置については、ただいま申しあげた令和3年の国家公務員法等の一部を改正する法律附則第16条第2項におきまして、政府は、国家公務員の60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和13年3月31日まで、つまり定年引上げの完成の前までに所要の措置を順次講ずるものとする定められました。

また、国家公務員の給与については、国家公務員法等の一部を改正する法律による一般職給与法の改正で、附則第8項において、俸給月額額の7割措置は当分の間と規定されております。これと同様に、今回の本市の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例、ただいま議員からございました第2条の規定による枕崎市職員の給与に関する条例の改正において附則第2項に職員の給料月額額の7割措置は当分の間と規定したものでございます。

以上のことから、地方公共団体においては、今後の国家公務員における給与水準についての検討結果が地方公務員に影響してくることを想定しておく必要があるということになりますので、それらの動向を注視して、国家公務員法等の法改正が行われた場合には、また本市条例もそれに合わせて改正していくと、そういったことになるものでございます。

○9番立石幸徳議員 老人福祉センターの今後の在り方ですね、新しくできる保健センターは、先ほど副市長が申されたように令和7年度からの開設を考えているみたいですが、周辺地域住民とですね、非常に密接な関わりを持つ老人福祉センター、これ今後の在り方については周辺住民の説明会といたしまししょうか、そういうものを持つ予定になっているのかですね。と申しますのも、かつて市立病院をですね、移転をするという計画があったんですが、周辺住民が反対をいたしまして、市立病院は現在の地にずっと設置をされていることになっているんですね。

そういった経緯もございますのでね、この老人福祉センターの在り方ちゅうのには、周辺住民の同意をいただくような、そういう取組をしていただきたいと思いますよ。

7年度以降は老人福祉センターには本市職員といたしまししょうか、誰か管理をするようなそういう職員配置は考えているのかですね。

あとは予算委員会で聞きますので、この点をお答えください。

それから、定年引上げ条例、まだ総務課長の説明を聞いても釈然としないんですが、つまり当分の間、7割払いますよと。払うほうはそういう物言いでも済むかもしれませんが、支給をされるほうになりますと、一体いつまで7割なのかっていうのは、当然気にかかる、そういう事柄ですよ。

この点については、もうちょっと明確にですね、委員会でも掘り下げますけど、国家公務員がこうなっているちゅうんじゃないなくて、そういう当分の間というものを条文に出すこと自体、私

非常に不明確な条文になっていると思うんですけど、こういう点の地方団体のこの点の声といいましょうか、そういうものはどうなっているのか最後にお尋ねをします。

○本田親行副市長 今、議員から御指摘がございましたように、避難所それから投票事務の投票所としまして、それに加えて地域の公民館等の利用など非常に周辺住民に密接な施設だとは考えております。

健康センター機能そのものについては、新しい施設に移設する考えでございますけれども、老人福祉センターの機能につきましては、先ほど申しましたように、今後、方向性を検討してまいりたいと思います。

その中で、管理につきましては、先ほど申しました公共施設の在り方検討委員会の中での意見であったりするわけですが、業務委託とか指定管理とか、残すと決定した場合には、そういう形で老人の機能向上なども含めた指定管理ということもできないかというような意見も出ているところでございます。

住民への説明会ということについては、現在、まだそれを開催するかどうかということは決定しておりませんが、御指摘のとおり、密接な住民との関連の高い施設でございますので、十分理解をいただいて、また、決定した場合には、お知らせ等にも努めていきたいと思っております。

○山口太総務課長 確かに議員がおっしゃるとおり、当分の間ということ、それがいつまでということがはっきりしないわけですが、確かに職員についてもそのことは不満があると思います。

ただし、やはり人事院において、あるいは国も法律の規定で令和13年3月31日までに所要の措置を順次講ずるということで、それがいつになるのかというのは私もちょっとお答えできませんけれども、人事院でそういった検討がなされて、それがまた国家公務員法の法改正がありましたら、均衡の原則ということもありますので、本市においても国家公務員法に合わせてすぐに改正を行いまして措置していくということになりますので、当分の間というのは、どうしても今のところいつまでというのは国の法改正の動向によりますので、はっきりとお答えできないところでございます。

○4番沖園強議員 私は議案第66号補正予算についてなんですが、ただいまも出ました説明資料の7番と8番、関連しますので一括してお尋ねします。

本市の老人福祉センターかつ健康センターは複合施設みたいになっているんですけど、ただいまの答弁では老人福祉センターの機能は今後検討するということですね。

今、立石議員から指摘があったように、地域住民に非常に密接な関係があると。あそこは、本市としては、准看護学校があって、そしてまた市立病院の移転にそういった住民の反対があって、あそこに健康センター、福祉センターを持っていった経緯といたしましては、当然カンガルーのポッケもそうなんですけど、医療福祉圏というような位置づけがあったかと思うんですよ。それが、なぜ今の時点でこういった検討になったのか、ちょっと不快な部分がございますね。

特に今年の市長の公約にも当たるんですけど、施政方針ですよ、施政方針では、老人福祉センターについては、健診機能の充実と避難所としての機能性の向上を図るため、令和6年度に大規模改修を予定していますが、新年度はその設計業務委託を行いますと。1年間の施政方針ですよこれ、公約ですよ。それがなぜこう方針を転換したのか、その意図が分からない。

予算書を見れば、地方債の皆減ですよ。その時期は、いつそういった方針転換になったのか、今こういったところをお願いしているのか。そして、その施政方針に対する市長の見解はどうか。

それと、検討に当たって、業務委託をする予定だったものを委託もしないで、もう委託をしなかったっちゃうことですよ、委託もしないでその判断基準に至った経緯はどうだったのか、お

伺いしておきます。

○本田親行副市長 今回お願いしてあります医療施設の土地、建物の購入につきましては、昨年度から健康課としては、健康センターの機能を病院が空いたことによって活用できないかということを検討しておりました。しかしながら、交渉の中で他の医療機関が必要ということで市が取得することは難しいということがございました。

そこで、老人福祉センター、現在の健康センターの改修を行って整備をしていくということで当初予算には計上をお願いいたしました。そういう経緯がございます。その後、病院間での交渉がまとまらなかったということで、市への取得の打診というのが夏頃、明確ではございませんけれども7月だったと考えております。その後、そういうこともございまして、市としての活用ができないか、建築サイドも参加してその施設を見学するなどして検討してまいったところでございます。

○前田祝成市長 ただいま副市長からございましたように、経緯についてはそのような形です。

以前から、今回購入する医療施設跡地につきましては、医療機関が診療をやめられた段階で、立地的な部分を考え、また、もう一つはやはり老人福祉センターのみではなくて、子育て世代へ対する施設として活用できないかということで、可能ならばそこを使いたいと思っておりましたが、今説明があったとおり、医療機関同士でそういう話があるということがありましたので、今回は施政方針で申し上げましたように、現在の健康センターを機能強化することで考えておったわけですが、医療機関同士の交渉がまとまらなかったということで本市にもお話がございまして、その段階で、改めまして今回の計画を立てたということです。

当然、公共施設の在り方検討委員会の中でも、そのあたりも含めて検討した結果、こちらのほうで子育て支援も含めた形での多機能の保健センターとして活用したほうが、将来的なことも考えていいのではないかと判断した上で、今回このような形で予算を提案させていただいているということでございます。

○4番沖園強議員 施政方針も年度当初、3月議会で表明されて、そうすると本市には総合振興計画に基づいた枕崎市公共施設等総合管理計画がございます。これ本年の4月に改定しておりますよね。それを読み込んでいくとどうしても合点がいかない。自分としては合点がいかない。

本市の公共施設全般にわたっての管理計画なんですけど、公共施設の状況としては、県下あるいは九州管内の平均よりも延べ面積が少ない町であります。でも、将来の財政状況を勘案して、その計画は立てられております。

人口が減少していくと、公共施設等に関する現状課題として皆さん方は策定していますよ。改修、建て替えを必要としている建築年度の古い公共建築物が非常に多く、今後、これらに係る経費の増加が見込めると。

市民ニーズへの対応、そして、将来の人口推計から、今後、本市の人口は減り続けることが予測されました中で、65歳以上の人口は今後10年程度増加が見込まれると。その財源として、歳出は、扶助費などの義務的経費の増加が予測され、財政はさらに厳しくなると。

公共施設等の維持管理・改修・更新に係る必要な経費を確保することは厳しくなることが予測される。適正な施設の数や規模の検証を行い、限られた財源による計画的な老朽化対策が必要となると。そして、現在の維持管理経費については、平成29年度から令和元年度の3か年平均が約6.5億だと。そして、公共施設の管理に関する基本方針、実施方針として、施設の集約化・複合化・用途変更の可能性を検討していると。

また、施設の建て替えを行う際は、従前より規模を縮小するなど、保有総量の縮減を図ります。長寿命化の推進としまして、公共施設の適切な点検・管理を行い、長寿命化を推進することによりライフサイクルコストの縮減を図ると。

私はどう見てもこれを読み込んでいけば、皆さん方が今やろうとしていることは、ただ民間の

医療機関同士が不調に終わって、そこに空いてきた人のめどがつかない施設を、ほんなら本市が買いましようと言っているようなもんじゃないですか。

そしてまた、不要な施設の整理、不要と判断されたものを譲渡や解体などの処分を進めて維持管理コストの縮減に努めます。この取組による数量縮減目標を5%に設定していると。

○永野慶一郎議長 沖園議員、読み上げるのもいいんですけど、できたら簡潔にお願いします。

○4番沖園強議員 施設の適正管理においても同じようなことを表記しているんですけど、その総合振興計画あるいは適正管理計画、こういったものについてどうお考えなんですか。

○本田親行副市長 ただいま議員から御指摘のあった点につきましては、全くそのとおりで、そういう考え方で総合管理計画も策定しております。

先ほども申しました公共施設の在り方検討委員会の中でも、その意見というのは職員からも出まして検討を行っております。

公共施設の縮減については、全体的に減らしていくということは確認しております、仮に今回、現在の健康センターにつきましても、一方で、構造上問題がなくて資源として活用していくということも重要ではないかという意見もございました。

また、先ほど立石議員からありましたように、重要な住民に密接な施設でもございますので、そのこと等を踏まえて検討していくということにしております。

また、公共施設を全体的に減らしていく方策としましては、総務委員会等の所管事務調査等でも御覧いただいた岩戸千歳寮跡の書庫の問題等もございます。

移転した跡の健康センターの空きスペースが出た場合には、書庫の機能を移して解体を行っていくとか、そういうことで公共施設の全体的な削減も図っていけないかということも意見が出ておりますので、そういうことも含めて、今後、公共施設の在り方等検討委員会で検討してまいりたいと考えております。

○4番沖園強議員 施政方針とかこういった計画等はですよ、絵に描いた餅じゃないですか。餅に描いた絵は食べられるでしょうけど、計画等はつくるけど、勃発的と言えがいいんですかね、今回みたいなのが唐突に出てきまして、その判断を委ねられるのは我々議会ですよ。その議会に非常に重い責任があるんですよ、これを判断せんないかと。

今から枕崎市としては、この庁舎を見て、将来を考えれば、行政委員会の今の状況ですよ、駐車場の狭さ、いろんな行政委員会等非常にコンパクトにした新庁舎も考えていかなきゃいけないじゃないですか。そういった面で、非常に私はこれを危惧しています。

それで、今回、設計業務の委託費を皆減しているんですけど、その見通し的には聞いたところ、巷間で聞かれる範囲内で申し上げますけど、今回取得しようとしている場所は駐車場が足りんじゃないかと。それはどうするのかと言ったら定かではありませんが、周辺の民有地を考えているとかそういったことも聞かれますよ。

将来を見据えた考えの中で、ほんなら今回のこの委託費を使わないで、調査もしないで、どっちがメリットがあるのか、デメリットなのか、そういった部分については検討されているんですか。

○本田親行副市長 今年度の予算で設計委託の予算化をお願いしてございまして、実際設計に入っていないので、健康センターを改修した場合の経費というのは定かになっておりません。

しかしながら、健康センターは昭和54年の建築で既に40年以上経過しております。また、今回取得をお願いしてあります医療施設の跡につきましては平成16年の建築になっておりまして、今後の耐用年数を考えますと使用期間が長いところでございます。こういうことを踏まえまして、またその医療機関の跡地については、また市街地であって市役所にも近く利便性も向上するのではないかとということも含めまして、今回土地と建物の取得をお願いすることに決定したところでございます。

○5 番禰占通男議員 私もこの66号の8番の保健センターですね、これについて4番議員からもありますけど、私はこの人口減に差し迫っているときにですよ、役所の業務形態ということで効率化ということを考えたら、ほとんどの部署を1か所に集めて、市民の利用も便利にするのがいいことだと思っているんですよ。

うちなんか文化については南溟館、教育については法務局跡の深浦、そして今回また市立病院の近くに老人センター、保健センターということでそれが染みついていると思うんですよ。

それをまた分割して移動、そして老人センターは老人センターで整備するということですが、今市長は、子育て支援に活用ということですが、子育て支援だけの活用ですか。ほかにまだメリットっちゃうのは考えられないんですか、その保健センターを移動するってことで。

そしたら、メリットとデメリットのどっちが大きいのかというそこら辺の審査というのはどうなっているんですか。

○本田親行副市長 ただいま禰占議員がおっしゃるとおり、沖園議員についてもそうですけれども、新しい庁舎があって、1か所で行政委員会まで含めて同じ場所にあるということが一番理想でございます。そのためには庁舎の建て替えも必要でございます。

今回の病院跡地の施設につきましては、ただいま禰占議員からもありましたとおりに、機能を分割するというのではなくて、可能な限り保健と福祉、保健師なんかも福祉課にもいらっしゃれば、健康センターにもいる、また、地域包括センターにも保健師がいるというような形になっておりますので、そういうようなところを可能な限り集約して、子育て、それから老人福祉等の行政を推進していこうという考え方でおります。

○5 番禰占通男議員 あともう一点ですね、今の66号はそのぐらいでいいんでしょうけど、この報酬ですよ。この73号と74号、市長、副市長、教育長、議員ですけど、これは昨年と同じようなことが出ていますよね、引下げで。

報酬等審議会だったですかね、その答申というのはどうなっているんですか。普通は1月に行われるわけでしょう。そして、なんでこの12月にいつも出てくるんですか、こういうのが。国家公務員がどうのこうのって話じゃないと私は思っていますけど。たしか昨年度もこういった意見も出たりして、伸びたと思うんですけど、どうなんですか。答申はあったんですか、どうなんですか。

○本田親行副市長 今回といいますかこれまでもですけども、本市におきましては、議員、市長等の特別職の期末手当等の支給率の改定につきましては、国の特別職と同様に、人事院勧告に準拠した一般職の給与改定を考慮して提案を行ってきております。ですので、今回の一般職の給与改定と同様に提案を行ったところです。

ただいま報酬等審議会のお話ございましたけれども、報酬等審議会につきましては給与の本則について審議いただくこととなっておりますので、開催しておりません。県内のどの団体についても同様であると考えております。

ちなみに昨年は、職員の給与改定に準拠して、特別職議員の期末手当の支給率についてはマイナス改定を行ったところでございます。

○5 番禰占通男議員 そうすると、この改定はですよ、国家公務員と県も新聞報道がありましたよ。そして、本市の分とするとパーセントでいくとどうなっているんですか。国家公務員と県も違いますよ、ちょっと。国家公務員の改定率と県職員の改定率って新聞で見比べたとき、たしか違ったと思うんですよ。本市はどういうふうなパーセンテージになるんですか。

○本田親行副市長 それぞれの人員の構成によりまして、上がり幅というようなことになってくると考えておりますけれども、国家公務員の給料表に合わせた給料表の改定を行いますので、国と同じ改定だと考えております。

しかしながら県におきましては、国のとおりに給与表の改定を行ったのでは、県はちょっと県

の中でラスパイレスが低いということもありまして、国に準じた給与改定を行うだけでは民間との差が縮まらないということで、国に準じた上で、また上乘せを行った改定を行っております。

本市については、国の給与表の改定と同じ改定を行っているところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第14号及び第15号の2件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第75号及び議案第76号の2件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第75号教育委員会委員の任命について申し上げます。

教育委員会委員真茅一英氏は、令和4年12月20日をもって任期が満了となりますが、その後任として俵積田圭氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の議案第76号公平委員会委員の選任につきましては、公平委員会委員中村富士郎氏は、令和4年12月20日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

まず、日程第14号教育委員会委員の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、

順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に8番豊留榮子議員、9番立石幸徳議員、10番下竹芳郎議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対0票。

以上のおり、全員賛成であります。

よって、議案第75号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第15号公平委員会委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に11番中原重信議員、12番東君子議員、13番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第76号は、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時49分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和4年12月5日)

令和4年枕崎市議会第8回定例会

議事日程（第2号）

令和4年12月5日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	城 森 史 明 議員（20ページ～30ページ）
		下 竹 芳 郎 議員（30ページ～37ページ）
		沖 園 強 議員（37ページ～45ページ）
		立 石 幸 徳 議員（46ページ～55ページ）
		禰 占 通 男 議員（55ページ～61ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員	8 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10番 下 竹 芳 郎 議員
11番 中 原 重 信 議員	12番 東 君 子 議員
13番 清 水 和 弘 議員	14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲 山 美津代 書記
大江 武 史 書記	川 瀬 裕 也 書記
山口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	田 代 勝 義 企画調整課参事
鮫 島 寿 文 水産商工課長	日 渡 輝 明 市民生活課長
籠 原 正 二 財政課長	福 永 賢 一 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
鮫 島 眞 一 税務課長	堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
上 園 秀 人 水道課長	今給黎 仁 水道課参事
平 塚 孝 三 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
森 智 賀 健康課参事	中 村 俊 彦 農政課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事	松 田 勇 一 市民生活課参事
今 門 俊 彦 会計管理者兼会計課長	大工園 昭 則 建設課参事
平 田 寿 一 総務課参事	木之下 浩 一 教育長
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長	中 村 克 己 学校教育課長
高 山 京 彦 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	田 中 幸 喜 消防長
中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長	俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長
中 山 俊 吾 総務課行政係長	山 神 修 一 企画調整課企画調整係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番城森史明議員、2番下竹芳郎議員、3番沖園強議員、4番立石幸徳議員、5番禰占通男議員、6番清水和弘議員、7番眞茅弘美議員、8番東君子議員、9番豊留榮子議員の順に行います。

まず、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○6番城森史明議員 2021年度の全国の寄附額は、約8,300億円となり過去最高の額となりました。2020年度の寄附額は6,725億円であり、1,575億円の増、割合として23%の増になります。

自治体においては、1位は北海道紋別市の約153億円、2位は都城市の約146億円、3位は根室市の約146億円であります。

鹿児島県では、1位は志布志市で約53億円、2位は南さつま市で約46億円、3位は大崎町で約44億円となっております。

全国の寄附額は右肩上がりで増加し、1兆円を超えることは時間の問題ではないでしょうか。寄附額が増加していることは、全国民に支持されている証明であり、ふるさと納税制度は今後も維持される可能性が高いと考えます。

本市のふるさと納税寄附額は順調に増加してきました。本市財政における貢献度は計り知れないものがあります。特に基金残高については、10年前と比べると約53億円増加しており、ふるさと納税制度がなければ実現できなかったでしょう。地場産業においても売上増につながり、地域経済の活性化をもたらしています。

しかしながら、本年度は大きな壁に直面し、本市の寄附額は減少することが予想されています。ピンチは最大のチャンスであり、今こそ原点に戻り、本市の発展のために必要不可欠であるふるさと納税制度の在り方を考えるべきではないでしょうか。

さて市長は、ふるさと納税制度の意義及び市政における活用についてどのように考えているのか、また、今後のふるさと納税制度に対する取組をどのように考えているのか、まず質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ふるさと納税は、本市の財源としてだけでなく、地場産業の活性化にもつながる大変重要な制度です。

本市のふるさと納税の寄附額につきましては、昨年度までは増加傾向にありまして、令和2年度に約33億円、令和3年度には約34億円の寄附を頂きました。

寄附額の確保のためには、返礼品協力事業者全体で人気となる返礼品を開発・発掘して、全体の底上げを図って、管理委託事業者と連携して、より効果的なPRを行っていくことが重要であると考えているところです。

本年度の寄附の状況につきましては、担当課から御説明いたします。

○山神修一企画調整課企画調整係長 本年度の寄附額について申し上げます。

本年4月から10月末現在の状況でございますが、寄附額は6億5,983万6,000円で、寄附件数は2万8,774件となっております。令和3年度と比較しますと、寄附額は約73%、寄附件数は約85%となっております。

これから年末にかけて、1年で最も多くの寄附が寄せられる時期であることから、集中的に効果的なPRを行ってまいります。

また、返礼品協力事業者及び管理委託事業者の協力関係の強化と相互理解を深めるために協議

会を設立し、返礼品協力事業者全体で人気となる返礼品を開発・発掘して全体の底上げを図ってまいります。

そのほか管理委託事業者と連携して、返礼品協力事業者の増加に努め、地場産業へ広く安定した経済効果が波及するとともに、本市の安定した財源となるよう寄附額の確保に努めてまいります。

○6番城森史明議員 今年73%ということで、寄附額は現在のところ減少しているということですが、額についてはですね。特にどういうふうにか考えるかですが、ある程度の一定額の目標に対してですね、ある程度それがクリアできればいいのかなと思いますが、競争みたいに右肩上がりでいくちゆうことは、逆に危険なのかなということも考えますし、その中で今年ですか、返礼品業者の会を設立すると、それを今までしてなかったわけですね。それによって、今後また伸びが期待できるでしょうし、また地場産業の一体化という面でも非常にいいことじゃないかと思うんですが。

その返礼品業者の拡大に努めるということでしたが、拡大の可能性ですね、今何業者あるのか、それと今後その拡大をしていくのには、当然、拡大の余地があるのかということですね、その辺はどうなんですか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 ふるさと納税におきましては、本市への寄附促進と地元返礼品のPR・販売促進及び地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、返礼品協力事業者及び管理委託事業者と協力して、制度の活用を図っているところでございます。

返礼品協力事業者数を申し上げますと、平成29年度13社、30年度25社、令和元年度36社、令和2年度58社、令和3年度90社、そして令和4年度11月末時点で91社となっており、毎年度増加しております。

増加の要因につきましては、ふるさと納税制度の認知の高まりや平成30年度から委託を開始した管理委託事業者が返礼品協力事業者の拡大に努めたことが考えられます。

今後もふるさと納税制度の周知を図り、返礼品協力事業者の増加に努めてまいります。

○6番城森史明議員 今、2年続けて90社ということですが、もうある程度頂点に達しているということで、どのように理解していますか、それは。

○山神修一企画調整課企画調整係長 昨年度から90社、91社と伸びが鈍化しておりますけれども、質問者の先ほどのお話とおおり、ふるさと納税につきましては全国で拡大しておりますので、本市内においても事業者の認知が高まるものと考えておりますので、今後も引き続き、まだふるさと納税返礼品事業に取り組んでいない事業者に対して制度の周知を図り、返礼品事業者の確保に努めてまいりたいと思っております。

○6番城森史明議員 返礼品協力事業者の拡大については、これは管理委託事業者が主にやっているんですか、市がやっているんですか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 返礼品協力事業者の拡大につきましては、管理委託事業者が市内の事業者へ営業を行っているところです。

○6番城森史明議員 それで返礼品協力事業者なんですが、前年度の返礼品協力事業者における返礼品販売額上位5社の金額はそれぞれ幾らなんですか。それと、その5社についてはどういう産業なのか、業種なのか、それも併せてお願いいたします。

○山神修一企画調整課企画調整係長 令和3年度の上位5社の返礼品の主な品目と返礼品販売額を申し上げます。

1位の事業者の主な品目は、牛肉、豚肉、カツオなどの定期便でして、返礼品販売額は約9億1,000万円です。以下同様に、2位の事業者はだし調味料、かつおぶしで約1,200万円、3位の事業者はさつま揚げで約1,000万円、4位の事業者は牛肉、カツオなどで約800万円、5位の事業者はかつおぶしで約700万円です。

以上となります。

○6番城森史明議員 1位が非常に断トツな感じを受けるんですが、その理由はどういうふうに考えていますか。例えば2位が1,200万ですよ。要は1,000万台のこの2位から5位までの底上げはできないんですか、その辺はどう捉えているんですかね。

○山神修一企画調整課企画調整係長 御指摘のとおり1位と2位に大きな差がございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、返礼品協力事業者全体で底上げを図る、また、返礼品協力事業者間で協力した新たな返礼品を開発するというような取組をしまして、全体の底上げを図っていきたいと考えております。

○6番城森史明議員 ということは、この1位はもう当然素晴らしいことですが、2位から5位に関して、まずその底上げがどういうふうにしてできるんですか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 具体的な方策につきましては、令和5年度に設立を予定しております協議会で、各事業者間の協力ということになりますけれども、一例を申し上げますと、今、本市の人気返礼品は定期便というものがございます。定期便は、1社で毎月寄附者に返礼品を送ることになりますけれども、1事業者が取り扱っている品物で構成されているところです。これを複数の返礼品協力事業者が協力した定期便を創設することによって、食料だけではなく工芸品とかそういったものも含めた返礼品が開発できるものと考えております。

○6番城森史明議員 定期便というのが、非常に効果があって人気ということですが、そういうことで、今後、言われたようにですね、1社じゃなくて複数の業者を交えて、そうすることによって寄附額を増やせるっていうことかと思えます。

それですね、枕崎の場合は地場産品としたら水産加工品が主体だと思うんですが、その辺の業種別、産業別に考えた場合に、その辺はどういう現状で、今後どういうふうに伸びる余地があるのか、その辺はどう考えておられますか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 本市の基幹産業は水産加工業、また漁業でございますけれども、同様に人気の返礼品も水産加工品、そのほかやはり牛肉、豚肉などとなっておりますけれども、総じて食料品が多い状況になってございます。

特に牛肉、豚肉につきましては人気が高い状況が続いておりますので、このあたりを強くプッシュしていく必要があると思っております。

○6番城森史明議員 農産品なんですが、J A南さつまは返礼品業者に入っているんですかね。

○山神修一企画調整課企画調整係長 入っております。

○6番城森史明議員 私もちよっと果樹部会関係の仕事をしているんですが、大将季ですね、これが南さつま市の場合には農協から出荷するけど、まず、枕崎市からの注文はないというふうに聞いたんですけど、その辺はどういうこと、J A南さつまとの関係はどうなっているんですか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 基本的に返礼品の品目につきましては、返礼品協力事業者からの申出が先でございますので、まずは返礼品協力事業者が出荷体制や品物の確保ができるということを確認した上で、返礼品として準備するものと考えております。

○6番城森史明議員 それで、果樹関係はJ A南さつまからは本市の返礼品として出しているんですかね。

○山神修一企画調整課企画調整係長 今、手元に資料がございませんので、そこについてはお答えすることができません。

○6番城森史明議員 J A南さつまはやはり大きな組織なんで、そこら辺の活用もしていけば、より本市の寄附額も増えると思うのでよろしく願いいたします。

それと次に、返礼事業等の業務委託について質問しますが、現在ですよ、1社体制ですよ、業務委託は。それで、手数料というんか、その上限額が7,000万ということで20億分しかできないわけですよ。ちょっとその辺が不合理なんです、その辺は今後どのようにするのか、質

問いたします。

○山神修一企画調整課企画調整係長 返礼事業等業務委託につきましては、平成30年度中にプロポーザルを実施し、以後は同一事業者継続して業務委託を行っております。

平成30年度の寄附額は約8億円でしたが、令和元年度には27億円、令和2年度には約33億円、そして令和3年度には約34億円と右肩上がりに伸びてまいりました。これに伴いまして、寄附件数も増加しております。

当該委託事業者におきましては、寄附金額・寄附件数の伸びに合わせて人員配置の見直しやシステム機器の導入、業務改善等により、適切に業務を遂行したものと考えております。

仮に寄附額が今後も伸びていった場合に、現在の体制で対応できない部分が出てくる可能性もあると思いますが、その際には委託事業者において、人員配置やシステムの高度化など必要に応じた対応を検討していくことにならうかと思っております。

返礼事業等業務委託については、委託仕様の見直しのほか、事業機会の提供の公平性からも一定期間で事業者選定プロポーザル等を実施することも検討し、その時々想定寄附額、寄附件数や必要な業務遂行能力等を考慮し、最も適した体制づくりに努めてまいります。

○6番城森史明議員 本当ならですよ、その1社で対応してもらったほうがより効率的だと思うんですよね。そうしたときに、今現在の委託事業者がそういう体制がつかれるのか。つくれなかったら、ある程度2社体制に持っていかざるを得ないと思うんですが、その辺はどういうふうに考えているんですかね。

○山神修一企画調整課企画調整係長 返礼品事業等業務委託を複数社で行うこともあり得るのではないかと御質問かと思っておりますけれども、当該業務につきましては、情報の取扱いも多く、個人情報もその中には含まれます。複数事業者で行いますと、事業者間の調整等が必要になりますので、1社で行うことが望ましいと考えております。

○6番城森史明議員 そうしたときに、現状だったら20億が限界なわけですよ、契約上は。だけど、それが20億を超えたときに、その1社で体制づくりができるのか、その辺のところはどう考えているんですか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 この業務が増えてくることに対する対応ということであると思っておりますけれども、現在の体制で対応できない部分が出てきた場合には、返礼品事業者等でまず人員配置やシステム配置などによって、まず業務改善を試みていただくということにならうかと思っております。

その上で、返礼品委託業務について、委託仕様の見直し、事業機会の提供の公平性からも、一定期間で事業者選定プロポーザルを実施していくことも検討しなければならないと考えております。

○6番城森史明議員 確かに、急に増えるってことも予想されているのかその辺はよく分かりませんが、一応34億という実績があって、当然それにはよりその業者のやる気も引き出すということからすればですよ、20億で上限を設けなくて、ある程度その辺の契約内容の変更とかその辺もまず早急に必要になると思うんですが、それは早急にするっていうふうに考えているんですか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 現時点で、新たな仕様書につきまして固まったものはございませんけれども、おっしゃるとおり20億を上限とする形となっておりますので、委託事業者の営業意欲を増加させるためには、そのあたり上限、または管理委託料といったものについて、再度検討する必要もあるのではないかと考えております。

○6番城森史明議員 ですから、今の条件であればですよ、委託業者もそんなにやる気は出ないんじゃないのかなっていう内容ですよ。だから、やっぱりやる気を引き出すような内容にしてですよ、より寄附額を増やすような体制をつくってほしいと思っております。

次にですね、去年は鹿児島県の自治体の中で寄附額は4位でしたですよ。しかし、寄附件数

が8位であると。この件に関して言えば、より効率的だということも言えるわけですよ。寄附件数が少なく寄附額が多いんだから、非常に効率的なやり方だなと思いますが、逆に言えば、より寄附件数を増やしていけば、より寄附額の増につながるということも理解できるわけですよ。その辺はどういうふうにご考慮されていますか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 寄附額の順位と寄附件数の順位につきましては、寄附額の設定や返礼品の数が自治体ごとに異なりますので、両ランキングを比較して良否を判断することは難しいところがございますが、寄附額の順位のほうが上位に来るということは、寄附単価が比較的高いことを意味しております。

本市の令和3年度の平均寄附額を計算すると、約2万9,000円となります。一般的に経費面で最も有利な寄附となりますのは、単品の高額返礼品を選んでいただいた場合になります。この場合、寄附額に占める送料の割合が比較的低下するなど経費が抑えられることとなります。

一方で、本市の魅力ある返礼品のよさを全国のより多くの皆様に知っていただくという観点からは、御指摘のとおり寄附件数を増やすことが重要であると考えております。

○6番城森史明議員 商品的にはどうなんですかね、そういう余地があるんですか。

要は寄附件数を増やせるような、そういう返礼品の余地っていうのはどのように考えておりますか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 本市の返礼品につきましては、各ポータルサイトの人気ランキングにも出てくるなど、比較的人気が高いものがそろっていると思いますけれども、今後も引き続き人気返礼品となるように、開発または事業者の発掘などに努めてまいりたいと考えております。

○6番城森史明議員 現在34億で推移しましたが、今後ですね、35億以上になった場合に、全体的にやっぱりふるさと納税制度に対する全体的な組織づくりというのは今後必要だと思うんですが、市の体制としては、それに対して対応できるような今システム状況なんですか。

その辺はどういうふうに、要は35億以上になった場合ね、市の体制としてどうなのか、対応できるのか、その辺をどう考えておられますか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 ふるさと納税に関する業務につきましては、正担当を1名置きまして、事務補助として会計年度任用職員を1名配置しております。そのほか企画調整係の3名が副担当として業務に当たっておりますので、35億以上になっても事業が遂行できるものと考えております。

○6番城森史明議員 要は、事務担当が1人いるということでしたっけ、もう一回ちょっと分からなかったのをお願いします。

○山神修一企画調整課企画調整係長 市の事務担当ですけれども、正担当が1名おりまして、事務補助として会計年度任用職員を1名配置しているところです。そのほか企画調整係の3名が副担当として電話対応、メール対応等に当たっております。

○6番城森史明議員 事務担当についてはそういう体制で35億以上でも対応できるけれども、やはり今問題になっている1社との対応ですね、その辺が私は非常に不十分だなと、前の全員協議会で話したときにそれに対する対応が非常にまずいなということを強く感じたんですよ。

やはりそのためには、これは民間の発想ですよ、営業的センスを持った人がいるのか。このふるさと納税制度に関しては、非常に民間的な発想になった制度ですから、やはりそういう発想が必要じゃないかと思うんですよ。

その営業的に非常に優れた人材、その必要性についてはどう考えているんですか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 市の事務につきましては、先ほど申し上げたところでございますけれども、民間の発想が必要となる部分は、返礼品の開発でありましたり、新たな協力事業者の発掘といった業務において、民間の視点、そういったものが必要になると考えております。

○6番城森史明議員 今回の返礼品の開発等も含めて、そういう営業活動ですよ、それはもう委託業者に任せっきりなんですか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 業務としましては、管理委託事業者に任せているところがございますけれども、市と管理委託事業者は、毎月1回ミーティングを行って情報共有を行っているところがございます。

○6番城森史明議員 そういうやり取りの中で、当然月1回は最低する必要があると思いますが、そういう返礼品事業者の大手がある場合ですよ、それは本当に委託業務者にその能力みたいなものは今あるんですか、ないんですか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 現在の管理委託事業者につきまして、返礼品等の開発の業務は当然備わっているものと考えております。

○6番城森史明議員 そこは私はですね、やはり全員協議会等の流れからすれば、そういう能力がないもんだから、そして、こんな今対立って言うていいんですかね、そこら辺が発生したものだと思ってるんですが。

そういう意味でね、やはりそういう営業的センスのある人材っていうのは、それは市が雇うのか、業者が雇うのか、それは手法的に分かりませんが、そこは非常に大事なことじゃないですかね。そこら辺について市長はどのように考えておられますか。

○前田祝成市長 現状につきましては、今、企画調整係長から答弁があったとおりでございます。

質問者からもございますように、今一番売上げを上げていらっしゃる返礼品協力事業者との交渉といいますか、そのあたりについて、今、議員からスペシャリストといいますか、専門家を置くべきではないかというお話がございました。そのあたりについては、ぜひ我々も検討してみたいなと思います。

その関係性のところについて、やはりまず第一歩目は、しっかりと市、協力業者、そして委託業者の3者でしっかり協議をしていって、そこに何の課題があるのかということ、その課題が現状のリソースの中で解決できるのかどうかという部分をまず考えて、もしそれが難しいようでしたら、そういった今議員からございました新たな人材といいますか、そういう部分も含めて総合的に検討してまいりたいと考えます。

○6番城森史明議員 私も若い頃は民間業者にいましたけど、やはり大手の付き合いの商社の方がですね、必ず月曜日に来て、馬鹿話ちゅうかね、話をして、ただ来るのがそれが営業的な活動につながるわけですよ。そこに信頼関係が生まれるわけですから。

ですから、やはりそういうことがね、非常に一番この事業に関しては大事じゃないのかなというそういう意味でその人材をね、営業的センスを持った人材をぜひするべきだということにしているんですが。例えば、地域おこし協力隊について、そういう人材を導入するとかその辺はどう考えていますか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 地域おこし協力隊等の活用については、本市職員が行っている業務に携わることは想定されませんが、既存事業者への定期訪問による情報収集や相互理解、新規返礼品協力事業者の発掘、人気返礼品の開発、有効的なPR方法の導入など、管理委託事業者が実施する業務に適することも考えられますので、地域おこし協力隊等専門的な人材の活用について研究してまいります。

○6番城森史明議員 こういう形でちょっと本年度は減少するということですが、非常に可能性の高い事業だと私は思います、ふるさと納税制度というのはですね。ですから、やはりその今断トツで1位である1社の協力体制なしにはね、上積みができないと思いますよ。

現在9億ですか、それをベースとしてさらにしなければ、本市の寄附額は増えないと思うんで、やはりいかに生かしていくか、協力してですね。その体制を早急に確立すべきだと思うんで、非常に難しい面、だけど今度、返礼品事業者の集まりをつくるということですね、それがベース

になってさらにまた頑張っていけばできると思うんで、その辺はよろしくお願いいたします。

次に、はり・きゅう等施術料の助成について質問しますが、条例における助成対象は、はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の施術となっているんですね。整体はこれに含まれないんですか。整体の定義、含まれない何かの定義があるからここにはないわけですよね。含まれない理由はどういう理由で含んでいないんですか。

○福永賢一福祉課長 本市のはり・きゅう等施術料の助成に関しましては、昭和48年10月1日に条例が施行されまして、高齢者等の健康保持と福祉の増進を図ることを目的とし、65歳以上の高齢者や6歳未満の乳幼児、重度心身障害者を対象に施術料の一部を助成しております。

助成の内容につきましては、回数につきましては全ての対象者が年40回以内で、1回当たりの助成額は高齢者と重度心身障害者が700円、乳幼児が400円となっております。

整体業者への助成制度がない理由は何かとお尋ねですが、条例第6条に施術者の指定要件が規定されておりまして、はり師免許、きゅう師免許またはあんまマッサージ指圧師免許を有する者となっております。

免許に関しましては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律によりまして、3年以上、学校または養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あんまマッサージ指圧師、はり師またはきゅう師となるのに必要な知識及び技能を習得した後、厚生労働大臣の行うそれぞれの国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が免許を与えることとなっております。

整体業に関しては、このような法律や公的な免許制度がございませんので、助成の対象とはしていない状況です。

○6番城森史明議員 ということは、要は国家試験を合格して免許を持った者っていうのが対象になると、そういうことよろしいですね。

条例から見たら、マッサージとかその辺のやっていることは似通っているんですが、今後ね、その条例について、例えば、今非常に健康志向というのが高まっているんですね。健康志向や現代社会においてですね、非常に精神的ストレスを緩和するために整体業者の志向が高まっているわけですね。整体についても、非常に血行促進とか健康効果が高いわけですよ。

ですから、これ昭和48年に制度設計されたということですが、その辺の例えばこれにね、国家試験じゃないけれども、整体は保険もきかないわけですよね。国保みたいな3割補助っていうのがないわけ。そういう意味でね、そういう現代志向の中で条例改定ができるのか、できないのか、その辺はどう考えているんですか。

○福永賢一福祉課長 先ほども申し上げましたように、公的な免許制度や法律が整っていないという部分でですね、そういったはり・きゅう、あんまマッサージ指圧師とはまた区別された形で、現在、そういった助成の対象にはしていない状況で、全国的に見ましても県内もなのですが、それぞれ条例を持ってこのようなはり・きゅう、あんまマッサージ等の助成をそれぞれ市町村も対象にしているようですが、県内もやはり免許を持っている、資格を持っている方を指定してというような形で、あるいはちょっと調べてみましたが、県外でもそのような整体等に助成をしている実態等がある市町村等を把握しておりませんので、そのような部分も含めて、今後、研究していきたいと思いますが、現在のところ、整体業者を指定にするという根拠については見いだされていないというような状況です。

○6番城森史明議員 3番目のですよ、現在非常に商業自体、町自体が疲弊していると思うんですよ。いろんな店舗が廃業してですよ、非常に空き店舗が増えている。商業・サービス業自体も非常に低下してきている。

そして、水産商工課からいろんな補助制度があって、新規参入補助とかそういう一時的な補助っていうのはあるわけですよね。こうしてずっと継続してランニングコスト的にずっとね、その

営業を支援するという制度はないわけですよ、実際。

ですから、そういう、やはり今の空き店舗は個人業者の飲食店も含めてですよ、個人業者が多くなければ活性化しないと思うんですよ。そういう意味でもね、やはりそういういろんな個人業者、特に整体業はそういう意味では本市も高齢化率が上がってですよ、ニーズも高いと思いますよ。もう少しそれが安く、ある程度支援ができて、安価でそういう体制を受けられれば。

そういう意味では、商業サービス業の活性化という観点から、整体業への支援というものについてどのように考えていますかね。

○鮫島寿文水産商工課長 水産商工課の事業に関しまして、私から少しお答えしたいと思います。

整体業者等への特化した助成制度は、質問者がおっしゃるとおりないところでありますが、コロナ禍における今年度の事業者応援資金支給事業については、市内に事業所を有する個人事業者を含めた中小企業者等を支援対象とし、整体業者等の個人事業者もその対象となり、支給要件に合致した整体業者等については、応援資金を支給した実績もあります。

また、来年1月中旬から支給申請の受付が始まります事業者物価高騰等対応支援事業についても同様の対象としましたので、支給要件を満たせば整体業者なども5万円または10万円の支給対象となります。

また、商店街の振興という意味で少し加えて申し上げれば、枕崎市地方創生総合戦略の取組としまして、枕崎で安定した雇用を創出するとの基本目標であります、起業者や既存事業者の事業拡大、新分野進出の機会を増やすとありますが、その施策の一つであります商店等新規出店支援事業補助の活用も可能です。

実際、市内の通り沿いに、この事業を活用して整体業者等といいますか、そういった関連の方が施術施設を新しく店舗として設けて、事業を活用して、ランニングコストといいますか、インシヤルコストであります店舗改装費用とか、そして月々のテナントの賃料ですね、賃料等についても2分の1、最大3万円まで補助という形で支援を受けて事業継続されている場合もあります。

今後、整体事業者等のみでなくてですね、いろいろな国の事業、また県の事業も含めて、その業種において新しくものづくりの事業を始めるとか、そして新商品を開発するとか、いろんな分野において、ただ業を興すだけで国とか県、市の支援があるということではなく、何をやるのか、そういったことでいろんな事業の支援対象になると思いますので、そういったことについては引き続きアンテナを張りながら、いい事業があれば御相談等が新規出店で、今年度もですね、四、五件相談があつて三、四件も新たに町の中にこういったコロナ禍であります飲食店を新しく開業したり、弁当屋を開業したりしておりますので、そういった支援を含めて、整体業者等もあれば相談を受けまして、いい事業の紹介をしていきたいと思っております。

○6番城森史明議員 非常にやっぱり本市も人口減ですよ、若い人が食べていける職業はなかなか見当たらないわけですよ。

そういう意味では私は整体というのは一つの今後のそういうニーズを考えたときには、飯を食べていける業種じゃないかと思うんですよ。

飲食店のほかに、実際若い人が枕崎で起業して、ずっと安定した収入を得られるかって言ったら、その辺をやはり考えていかないと、人口減というのは続くばかりで、そういう制度をね、継続して、インシヤルコストは分かりました。インシヤルコストに関しては、そういう事業があつて助かっていると思いますが、経営していくずっと中でそういう支援というものがあれば助かると思うんですが、その辺は市長はどのように、商業の活性化について考えておられますか。

○前田祝成市長 今、水産商工課長からありましたように、起業のタイミングでのインシヤルコストというのは、当然やっていくべきだと思います。

質問者からございましたように、やはり若い人が働ける環境という部分については、起業だけではなく、事業の充実であったりとか雇用であったりとか、そのあたりも含めてしっかりと観察

はしていきたいと思えます。

ただ、あまり経営に対してランニングコストのところで支援というのなかなか難しいかと思えます。やはり経営努力の中でそこを利益を出していくということが基本であると思えますので、そのあたりの全体的な経済状況というのも含めて、トータルに考えていきたいと思えます。

ただ、議員からあったように、やはり若い人たちが働きやすい環境というのは当然重要であると思えますので、そこについてはしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

○6番城森史明議員 やはり、今の商業サービス業で飲食店以外にね、本市でやっていけるっていうのは数が少ないと思うんですよ。そういう意味で、何らかの、確かに福祉的には法律的根拠がないから助成はできないということで、それはもう変えようがないですが、そういう意味で、別の制度で何かそういう形でね、活性化に結びつけるような対応をお願いしたいと思えます。

次にですね、福祉避難所について、このことですが、9月の台風ですかね、そのときに避難した高齢者が城山センターで骨折をしたとのことですよ。

やはりね、その辺の高齢者が安心して避難できるバリアフリーの避難所に早急に整備しなきゃならないと思えますが、第1避難所というんですか、そこら辺の現状とバリアフリー化、その辺が今現状どうなっているんですかね。

○平田寿一総務課参事 城山センターにつきましては、建設してから50年が経過し、大規模な改修工事を要する時期に来ております。大規模改修工事は、枕崎市条例公民館施設整備計画に沿って年次的に進めていくこととしています。

指定避難所となっている立神センターにつきましては、既に大規模改修工事を終わらせていますが、今後、城山センターの大規模改修工事の際も立神センターと同様に、災害時の避難所としての機能性の向上に努め、高齢者等が利用しやすい施設になるよう配慮しながら整備を進めてまいります。

なお、大規模改修工事には時間を要しますが、その間も城山センターを避難所として使用しますので、高齢者等が安心して利用できるよう、手すり等の設置など、今できる対策を講じてまいりたいと思えます。

○6番城森史明議員 大規模改修はいつされる予定ですか。

○高山京彦生涯学習課長 城山センターにおきましては、公共施設等の総合管理計画における個別施設計画の改修時期がありますけれども、それにつきましては令和6年度ということになっております。

○6番城森史明議員 再来年ですかね、大規模改修を行うということですが、やはり答えられたようにね、今の施設を使っていくわけですから、応急的なそういう手すりとか、たしか城山センターは3か所バリアフリーというか畳部屋から出るときに段差があって、多分そこで骨折されたと思うんですが、そういう処置を全施設にお願いしたいと思えますが、今、第1避難所の中でバリアフリーでない状況は何施設あるんですか。

○平田寿一総務課参事 第1避難所は、現在、市民会館、健康センター、妙見センター、そして5つのそれぞれの地区公民館の8か所が第1避難所になっております。

それぞれの施設において一部バリアフリー化されているところもあるんですけど、全てがバリアフリー化になっているかといえば、まだなっていない箇所もあります。

ですので、先ほども申しましたけれども、公共施設の大規模改修工事の際には、そういった部分も考慮しながら、工事の中に入れて改善を図っていききたいと思えます。

○6番城森史明議員 やはり、最近非常に大規模な台風の襲来が多くなってですね、私の近所の人も夫婦と息子さん1人の3人で生活しているんですが、奥さんのほうがね、怖いということで避難所に行ったんですよ。

ですから、もうそういう人たちがほとんどだと思えますよね。一般の若い家族連れとかそう

いうのはめったに来なくて、そういう高齢者が主体となって今はそういうのが圧倒的に多いと思うんでね。やはりその辺は非常に大事なことだと思うんですよ。骨折したらそれは大変なことですからね。

車椅子になったら、本当もう最後の人生がね、そういう不十分な状況で終わるっていうのは大変なことなんで、その辺をしてほしいわけですよ、ある程度その施設的に完璧にね。

確かに、近所の方が妙見センターに行ったんですが、市の職員の対応が非常に親切だったということですね、トイレに行くときもついてきてくれたりとか、そういう人的な対応でできないわけですよ。だから、そういう施設的にね、そんなに高いもんじゃないですよ、手すりをつけるとか。だから、そういう応急的な処置をしてほしいと思うんですが。

それでね、やはり前から国も言っているように、もう普通の避難所じゃなくて全て福祉避難所としての機能を持った、大体今の現状では福祉避難所っていうのは高齢者施設とかそういう部分ですよ。じゃなくても、第1避難所の中に福祉的な要素を全部取り入れてすべきだと思うんですよ。今後、その辺はどう考えておられますか。

○平田寿一総務課参事 今、議員から福祉避難所のことが出ましたが、議員がおっしゃられたように、福祉避難所は要配慮者のための避難所で、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて、安心して避難所生活ができる体制が整備された施設です。

本市の福祉避難所の開設につきましては、平成25年に川辺地区老人福祉施設協議会と協定を締結しており、市内の3か所の老人福祉施設を福祉避難所として開設できるようにしています。

また、要配慮者が円滑な避難ができるよう、個別避難計画の作成を推進し、事前に災害時の避難先を確保していくことを推奨しています。

また、一般の避難所となっている施設におきましても、高齢者等が安心して避難できる環境を整えるため、避難所としての機能性を向上させるため、施設の改修やスペースの確保、避難所用備品の配備など、必要な整備に努めてまいります。

○6番城森史明議員 やはり、今の避難者はもう高齢者は特別じゃなくて、高齢者が主体ということですよ。だから、何かそういう要配慮者が少ない場合にはそういう特別なね、福祉避難所というのがあって、そこに避難してもらおうということなんですけど、やはりその第1避難所においてね、そういう福祉避難所的な設備をするべきじゃないかっていうことですよ。その辺はどうなんですか。

○平田寿一総務課参事 先ほどの城山センターもそうなんですけど、施設を所管する部署と現地を見て、そういった手すりの設置とか段差の部分については、夜でも段差があると分かるような明かりを置く、ランタンとかを置くとか、城山センターにつきましても、先日生涯学習課長と現地を見に行って、早選手すりの設置を完了したところでした。

そういった形で、できるだけ安心して避難できるような整備に努めていきたいと思います。

○6番城森史明議員 いつも住んでいる住宅だったら真っ暗でも移動はできるんですが、そういう慣れていない初めてのところはですよ、やはり自分の家の感覚で行動すれば、そういう重大な骨折事故につながるということだと思うんですよ。

ですから、やはりそういう意味で繰り返しになりますが、そういう設備を十分に今の現状、第1避難所を特に見渡してですね、応急処置をお願いしたいと思いますが、その辺はどうですかね。完璧にもう、今年度中か来年度中、早急にやはりすべきだと思いますが、その辺はどう考えていますか。

○平田寿一総務課参事 先ほども答弁しましたけれども、施設の所管課とその辺を話し合っ、できる限りの対応はしたいと考えています。

また、先ほど少し話にも出ましたけれども、避難所担当職員の人的支援ですね、そういった体

の不自由な方とかへのサポートとか、そういったものも年に1回、そういった研修会をしていますので、そういった配慮ができるような、そういった部分もやっていきたいと思っております。

○永野慶一郎議長 以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午後10時40分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎議員。

[下竹芳郎議員 登壇]

○10番下竹芳郎議員 日に日に寒さが増してきています。コロナ感染症も併せ、健康管理には十分御注意してお過ごしくください。

感染拡大を繰り返し、第8波も来そうな気配です。3年近くに及ぶコロナ禍で、本市においても何度となく対策、支援策を講じてきています。

今年度における本市の新型コロナウイルス感染症対策事業を市長自身どのように評価していますか、よろしくをお願いします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 コロナ禍における経済対策としては、発生当初から雇用の維持、事業の継続という主眼で対策に取り組んでまいりました。

今年に関して申し上げますと、ロシアのウクライナ侵攻という国際情勢の緊迫化によるエネルギーの不足、原材料等の価格高騰、円安などでコロナ禍で非常に厳しい状況の中、なお一層厳しい経営環境を強いられる事業者等もあったことから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した原油価格、物価高騰等の影響を受けた事業者への支援、生活者向けの支援としては、プレミアム付商品券発行事業などを通じて地域経済の冷え込みを少しでも活性化させる施策に取り組んでまいりました。

国内全体の景気の底上げがなかなか進まない中で、厳しい状況ではございますが、担当部署による情報収集等を通じて、きめ細かな対応に努めてきたところです。

しかしながら、経済状況がまだコロナ禍以前に戻ってきているとは言えず、私自身厳しい評価をしているところです。

○10番下竹芳郎議員 いろいろな事業がありますが、市民の皆様には好評の枕エールチケットと使（つか）エールプレミアム付商品券の両発行事業の途中経過が分かりましたらお願いします。

○鮫島寿文水産商工課長 最初に、「枕崎の、味と旅。」グルメ・宿泊クーポン券発行事業について申し上げたいと思います。

この事業につきましては、枕崎市通り会連合会が実施主体となりまして、額面4,000円のクーポン券を3,000円で購入できるということで、今年の9月1日から8,000セットを市内の7つの郵便局で販売いたしました。約1か月間で完売したと伺っております。

このグルメ・宿泊クーポン券につきましては、使用期限が来年1月10日までとなっておりますが、先月15日現在で換金額1,902万7,000円、換金率としましては59.5%と伺っております。

次に、「枕崎の、使（つか）エール。」プレミアム付商品券発行事業について申し上げます。

コロナ禍において、原油価格や物価高騰の影響を受けた生活者の支援と、地域内の消費喚起を促進し地域経済の活性化を図るため、市内の全世帯を対象に、100%のプレミアム付の商品券を市が事業主体となり実施しております。

額面6,000円の商品券を3,000円で販売し、購入上限を子育て世帯6セット、子育て世帯以外の世帯を4セットとして、総数3万9,600セットの発行を予定しております。

10月3日から市内の7つの郵便局で商品券の引換え、販売が始まりましたが、使用期限が12

月31日までとなっておりますが、先月11月25日現在で3万5,745セットの商品券が引き換えられたと報告が来ております。

それらの商品券が使用され、商品券取扱店舗や事業所から市が回収した商品券の額面総額は、11月25日現在で1億6,336万円となっております。

販売総数を先ほど申し上げました3万9,600セット、販売総額を2億3,760万円としておりましたので、販売数的には90.3%の執行率です。そして、68.8%の換金率となっております。

○10番下竹芳郎議員 セット数は分かっているんですが、引き換えた世帯数は分かるんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 世帯数については把握できていないところです。

郵便局で引換券を持って、そこで商品券の購入、販売をしておりますが、世帯数については当初から把握できるようなシステムになっていないところです。

○10番下竹芳郎議員 分かりました。

先に販売した額面4,000円が3,000円で買える飲食店等に限定される枕エールチケット、そして額面6,000円が3,000円で買えるいろんなどころで使用可能な使（つか）エールプレミアム付商品券、販売開始が1か月差だったんですが、どちらもありがたい事業です。

事業目的が違うのでプレミアム率も違うということがありますが、市民の皆様の声はどういったものがありましたか。

○鮫島寿文水産商工課長 市民の声ということですが、プレミアム率がグルメ・宿泊クーポンにつきましては33%ということで、飲食店等を中心に利用されているところですが、コロナ禍がありましたので、その中でなかなか行動制限等がない中でも、やはり飲食店におかれましては、コロナ禍以前の令和元年以前には戻らないということもありましたので、このグルメ・宿泊クーポンを利用して、若干持ち直しに拍車がかかっているのかなという声を聞いております。また、利用される市民の皆さんも1回にどっと使うのではなくて、小出しに500円ずつ使ったりとかということも聞いております。

また、100%のプレミアム付商品券につきましては、質問者がおっしゃるとおり非常に好評で、市内の飲食店はもとより、通常の日常生活でスーパー等でもたくさん使っているということで伺っております。

また、年末の購買意欲も高まって、事業者の皆さんからも非常に好評を得ております。また引き続き期限が12月31日までと、グルメ・宿泊クーポンにつきましては1月10日までと正月も少し使えますので、少しでも地域内のそういった消費喚起につながるよう使っていただきたいと思っております。

○10番下竹芳郎議員 市民の皆さん、事業者の皆さん、もう大変感謝しているところですね。

これも事業者が大変助かった枕崎市事業者応援資金、9月で申請を締め切っているんですが、最終的な実績は分かりますか。

○鮫島寿文水産商工課長 今年度実施しました枕崎市事業者応援資金支給は、新型コロナウイルスの感染拡大により、売上高が減少した事業所の事業継続を支援するもので、今回で5回目となり、令和4年4月または5月のいずれか1か月の売上高が、令和3年同月または令和2年同月、さらに平成31年同月と比べて30%以上減少した市内に事業所を有する中小企業者等を対象に1業者当たり一律15万円、飲食サービス業などの業種によっては、15万円から45万円を上乗せして支給をしました。

お尋ねの支給状況ですが、支給件数は378件で、交付額は7,300万円となっております。

○10番下竹芳郎議員 少しは経済活動が盛り返しつつあったんですが、ここに来て思いもかけない円安などに伴う燃料や物価高騰で、売上げが横ばいでも経費がかさむため利益が減少します。

そこで本市は来年1月から、さっきも話がありました、申請受付が始まる事業者物価高騰等対応事業が実施されます。事業者には大変ありがたい事業です。

確認ですが、対象は売上げ減少に関係なく市内の全事業者でよかったですよね。それと周知方法なんです、これ漏れなくしないといけないと思うんですよ。どういった方法でやりますか。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、事業者物価高騰等対応支援事業の対象についてですが、先月の10日に開催されました臨時議会でも申し上げましたとおり、市内に事業所を有する個人事業者を含めた中小企業者等ということで、全ての業種を対象としております。

ただし、政治団体、宗教上の組織団体、性風俗関連特殊営業を行う事業所は除くとしております。

周知方法につきましては、市の広報紙やホームページ、関係団体の協力を得ながら、市内事業者等への周知を図っていきたくて考えております。

まずは、今月27日発行の広報まくらざき1月号に広報チラシを折り込み、2月7日発行予定の2月号でも同様に周知を行います。また枕崎商工会議所にも協力をお願いし、同会議所が発行する会報の新年号へチラシを同封し、今月末に送付いただくように準備を進めているところです。年が明けまして、令和5年1月初旬の南日本新聞への広報チラシの折り込みも予定しております。

市のホームページでは、今月から事前アナウンスを行っていきたくて考えており、あわせて業界団体、水産関係とかありますけれども、そういったところにもお願いをして、そういった団体を通じての周知も検討し、積極的な事業者への周知を行ってまいりたいと考えております。

○10番下竹芳郎議員 いろんな周知方法があるんですが、事業を営んでいる以上、こういう補助金、支援金の情報のアンテナは常に張っておかないといけないんですが、高齢者の経営者だったり、忙しさに紛れて申請しなかったということも見受けられます。事業者に直接申請案内を郵送することはできないんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 直接、事業者への申請書の送付というお尋ねですが、以前、事業を予算提案するときにも申し上げましたとおり、事業所の総数といいますか、件数は、経済センサス等の統計の公表された数値を参考にしてはおりますが、個々の事業者の住所等は公表されておられませんので把握できてないところですが、国の経済センサス等の事業所統計といわれるものは、事業所及び企業の経済活動の状態を全体的な傾向を見るものとして調査されているものと考えているところです。よりまして、国から事業者の総数とか全体的な事業所数、従業員数、そういったものは資料として公表がありますが、個々の企業情報とか個々の従業員の数とか、そういったものは公表されていないところでもありますので、このようなことから、先ほど申し上げました広く広報紙とか関係の団体を通じて、こういった市の支援事業がありますということは伝えていきたくて思っております。

いろいろ工夫しながら、そういった周知漏れがないように、いろんな機会を通じて皆様にもお知らせができればなと思っております。よろしく申し上げます。

○10番下竹芳郎議員 郵送はできないということなんですが、できる限り周知をしていただき、漏れなく支援していただきたいとお願いいたします。

このコロナ禍、そして円安、物価高はいつまで続くか分かりません。経営者の方々と話をしますと、この支援金があってもう潰れんじよかったとか、従業員の給料の足しになったとか聞きます。これらの状況を踏まえて、早め早めの対策、支援をよろしくお願いいたします。

次に、本市の小中学校におけるコロナ禍での学校生活について質問します。

3年にわたるコロナ禍、先生方は通常業務に加え、コロナ対応もあり大変御苦労があったことでしょう。学校生活はどのように変化いたしましたか。

○学校教育課長（中村克己） コロナ禍の3年、全国一斉臨時休業に始まり、感染拡大による学級閉鎖、日常的な感染予防として、マスクの着用、手指の消毒、3密の回避、黙食など、子供たちの学校生活は一変いたしました。

感染予防対策として様々な制限が設けられ、これまで当たり前のよう实施方式であった教育活

動が中止せざるを得ない状況になったり、規模が縮小されたりしてまいりました。

日々の学校生活においては、文部科学省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づき、マスクの着用や手洗い、校内の消毒、3密を防ぐための手立てなどの基本的な感染防止策の徹底が図られております。

そのような中でも、各学校では、全職員ができないではなくできる方法を考える、どうせ無理ではなく考えてやってみようという意識を持ち、子供たちの学びを止めない、より充実した教育活動を展開するための様々な工夫・改善が図られてまいりました。

例えば、コロナの感染が拡大し学級閉鎖になった場合も、タブレット等のICT機器を効果的に活用し家庭学習の充実を図ったり、感染により学校を休まなければならない児童生徒へは、1人1台端末を利用しオンライン授業を実施したりしております。

また、運動会や体育祭などの学校行事においても、実施競技や競技内容、時間短縮などを検討し実施しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまでと同じような学校生活を送ることが難しい状況ですが、ウィズコロナ、ポストコロナに向け感染対策を適切に講じつつ、子供たちの学校生活の充実を図るため、教育活動の在り方について検討してまいりたいと考えております。

今後、新型コロナウイルスの感染拡大により、今夏を上回る感染者が発生する流行の可能性があり、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されることから、校長研修会において次のような指導を行いました。

1つ目に、文部科学省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づいた基本的な感染対策を徹底すること。2つ目に、休校、学級閉鎖等になった場合のタブレットを活用した家庭学習への対応をしていくこと。3つ目に、思いを巡らせること。

感染者やその家族へ思いを巡らせるとともに、相手の心の痛みに寄り添いながら思いやりをもって対応できるよう指導しております。

今後も、新しい知見に基づいた国や県の通知等に基づく感染症対策を徹底するとともに、ウィズコロナにおける学校生活の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○10番下竹芳郎議員 マスク着用ですが、室内では完璧にしてですね、屋外や校庭で活動したときはどうなんですか。

○学校教育課長（中村克己） 児童生徒等のマスクの着用については、国が示している、学校生活における児童生徒等のマスクの着用についてを基に、各学校に指導を行っているところでございます。

マスク着用の考え方としましては、身体的距離を2m以上確保できているかが判断の基準となります。身体的距離が2メートル以上確保できている場合は、屋内外に関わらずマスク着用の必要はありません。ただし、屋内において会話を行う際はマスク着用が推奨されております。

また、身体的距離が2メートル以上確保できていない場合は、屋内外に関わらずマスク着用が推奨されております。ただし、屋外において会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ないとされているところでございます。

○10番下竹芳郎議員 時と場合によって、そういう着用をする、しないはあるということですね。

マスクは感染防止のために着用しなくてはいけないのですが、3年にも及ぶコロナ禍で、マスクで口元の表情が分からない。相手の顔の表情を読み取って、大体何を考えているのかをつかみ取るコミュニケーション能力が育ちづらいということもあると思うんですが、そこはどう対処していますか。

○学校教育課長（中村克己） コロナ禍におけるマスクの着用で、学習や給食時の会話の制限等

が強いられ、子供たちにとって互いにコミュニケーションを取る機会が減ってきていると考えております。

しかしながら、学校ではそのような中でも学びを止めないことを意識し、1人1台タブレット端末を活用したコミュニケーション活動を行うなど、工夫を凝らしながら学校生活を送れるように努めてまいりました。

一方、マスクでの会話の制限の中でも、子供たちは相手の置かれている状況や目の表情から、互いの考えを理解することを意識するようになったのではないかと考えます。

困難な状況で身に付けたこのような経験は、ポストコロナにおいても活用できる力となります。今後これまで以上に互いに豊かなコミュニケーションを図ることができるのではないかと考えているところでございます。

○10番下竹芳郎議員 デメリットばかりではないということが分かってよかったです。

生活環境がさま変わりしたこともあり、昨年度、不登校の児童生徒が全国で初めて20万人を超え、24万4,940人いたと報じられました。

そこで、本市の不登校の状況はどうなっているのでしょうか。

○学校教育課長（中村克己） 令和3年度問題行動・不登校調査によりますと、不登校児童生徒数は前年度比、全国で24.9%増加し、本県では23.4%増加している状況でございます。

本市の不登校児童生徒数は、小中学校合わせて令和2年度が20人、令和3年度が22人であり、前年度比10%増加している状況でございます。

本市は、全国、県と比較して増加率は低いものの、コロナ前の令和元年度の14人と比較すると、令和3年度の不登校児童生徒数は約57%の増加であり、全国的な傾向と同様、コロナウイルス感染症の影響を受けているのではないかと考えております。

不登校急増の背景としまして文科省は、学校活動の制限による登校意欲の低下を一因に上げております。

本市においても、コロナ禍の3年、これまで当たり前に行っていた教育活動が様々な制限を受け、その不自由さから漠然とした不安につながり、子供たちの意識や行動等にも影響を与えているものではないかと考えております。

○10番下竹芳郎議員 今までは勉強についていけない、いじめ、人間関係、無気力等が不登校の原因でしたが、このコロナでいろんなバランスが崩れてしまい、新たな不登校の原因になっています。

全国では、10年前と比べると、児童生徒は減っているのに不登校者は倍増しているとありますが、本市でもそのような傾向ですよね。不登校の児童生徒、またコロナ禍の影響を受け登校意欲をなくしてしまっている児童生徒に、どのような対応をしていますか。

○学校教育課長（中村克己） 不登校の児童生徒に対しては、学級担任を中心に養護教諭や生徒指導担当者が、教育相談を行ったり、家庭訪問を行ったりしながら、不登校に悩む児童生徒本人やその保護者の心に寄り添った支援を行っております。

また、個々の不登校児童生徒の状況に応じて、各学校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用したり、児童相談所等、福祉関係部局とも連携を密に図ったりしながら、不登校の解消に向け組織的に対応しているところです。

さらに不登校を理由に登校できずに学習の遅れに悩む児童生徒に対しては、タブレット端末によるオンライン授業やAIドリル等を効果的に活用するなど、学習意欲を高めるよう支援をしているところでございます。

また子供たちはコロナ禍の3年間、日々の生活や学校生活において様々な制限が求められ、ストレスを感じる日々が続き、その上連日報道されるロシアによるウクライナ侵攻の問題や尊い命が失われる事件や事故に、この先世の中がどうなっていくのか不安を感じた子供たちもいるでは

ないかと考えております。

そのような状況の中、本市では、今年度枕崎市の未来を担う子供たちが、自分の将来に夢や希望を持ち、予測困難な時代をしっかりと生き抜いてほしいと願い、「輝け！夢・命」推進事業を実施しました。広報まくらざき11月号にも掲載されましたように、著名な講師の講演を通して子供たちは笑顔や元気を取り戻し、夢や命の大切さについてじっくり考える時間を持つことができたと考えております。

いまだ収束の兆しが見えないコロナ禍の中、子供たち一人一人が自分の将来に夢や希望を持ち、かけがえのない尊い自分の命や周りの人の命も大切にしたい意欲を高めるために、教育委員会としましてもこの事業を継続していくとともに、各学校においても学ぶことの楽しさを実感できる魅力ある学校づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

○10番下竹芳郎議員 不登校者に対して、現在は無理に学校に出て来なくてもいいよという指導もあると聞きますが、それは本市でもやっていることなんですか。

○学校教育課長（中村克己） 不登校の子供たちの不登校の理由、要因には様々なものがあります。

子供たちがどのような理由で登校できないのか、登校する気にならないのか、そこの気持ちを十分酌み取った上で、登校意欲につなげていくと。

今、議員がおっしゃるように、無理して登校させず、まずは心の安定を図って、あるいは学校外の施設を利用して元気になった上で登校意欲を持たせると。

ただし、やはり学校、教師、それから児童生徒同士の関係を断たないよう、やはり小さい糸を太い糸につなげていけるよう支援しているところでもございます。

○10番下竹芳郎議員 今の子供たちはいろいろ考えることも多いし、ストレス、プレッシャーもあると思います。また、子供たちに接している先生方も大変かと思います。このことは社会状況もそうなんですが、ちゃんと子供たちと向き合うしか解決方法はないと思います。それには、現場の先生方、支援員の方々を増員していただき、児童生徒のフォローが大事になってきます。

保護者はもちろん、問題が起こる前に地域の協力もしなければならない課題です。

枕崎教育委員会で提唱している教育の重点の3つの教育の1つに、学校、家庭、地域社会の三者が緊密に連携した協育が必要です。不登校になる子供たちが少なくなるようしっかり見守っていただきたい。よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

市長、1期目同様、2期目での公約にも、コミュニティFMについての可能性調査を続けるとありますが、進捗状況というか、どうなっているかを教えてください。

○前田祝成市長 私は、コミュニティFMの役割をいわゆるコミュニケーションツールとしての情報発信、それともう一つは防災と捉えております。

コミュニティFMが存在しない本市の状況の中で、これらの役割がどう機能しているかを考えますと、情報発信については広報紙やお知らせ版、あるいはSNSなど、また、防災については防災行政無線がその役割を果たすこととなると考えております。

まず情報発信については、今後さらにLINEなどをはじめとするSNSを活用した機能を強化することで、コミュニティFMの情報発信、その力を凌駕するようなコミュニケーションがつけられる可能性は大きいと考えております。

ただ、課題は防災でありまして、現在の防災行政無線が、特に緊急的な防災情報発信ツールとしての機能をどこまで評価できるかということがポイントだと考えておりまして、特に戸別受信機の普及率が低い本市の中心部への緊急情報発信という面で、現在の防災行政無線では、若干脆弱な面もありまして、本市中心部にエリアを絞ったFMラジオの機能というものの必要性について、これまでも担当部署の可能性調査の中でも検討してきたところでございます。

令和2年度に実施いたしました避難行動等に関するアンケート調査では、災害情報の入手方法として、新たにコミュニティFM局の整備は必要だと思いますかという質問に対しまして、必要であると回答した市民の割合が60.5%、多くの方がその必要性を感じておられました。

防災無線を補完するという意味から、情報提供ができるのは非常に心強いこととは判断しますが、放送局の設置や運営に係るコスト面を考えますと多額の費用が必要になってくるということ、それらのことを鑑みまして、将来的な財政負担も考慮しながら慎重な判断をしていかなければならないのかなと考えております。

鹿児島水産高校のSPHでも災害時の臨時FM局の研究がなされております。また先ほどから申し上げておりますように、防災行政無線の戸別受信機の普及状況、そしてデジタルツール、特にスマートフォンの普及が今進んでいる状況なども鑑み、代替ツールとして発達してきている状況ではございます。その中で、今後も実現可能性の調査は続けていきたいと考えているところで

○10番下竹芳郎議員 今、市長も言いましたが、令和2年11月から12月の避難行動等に関する調査というアンケート、これは公民館に配付、回収の委託をしているため、8,003世帯中6,132世帯、回収率は76.6%という優秀なアンケート調査です。

その中で、災害情報の入手方法として、新たにコミュニティFM局の整備が必要かという問いに60%、3,708世帯の方が必要と答えていましたが、この数字を市長はどう捉えますか。

○前田祝成市長 先ほども申し上げましたが、かなり期待値の高い数字だなと考えております。

○10番下竹芳郎議員 今、ラジオは車の中で聞くか、スマホのアプリを取り入れて聞くか、ラジオ受信機本体がある家庭が少なくなっていますよね。

ピンポイントでの災害情報入手方法は、先ほど市長も言いましたが、防災行政無線とその戸別受信機、それを電話で聞くことができるテレホンサービス、スマホ等で見る事ができる、現在、1,700名近く登録がある防災・一般情報提供メール、またスマホ、携帯をお持ちの方ほとんどの人にサービスがあるエリアメール等があります。

先ほども言ったんですが、令和2年9月議会での私の質問に、市長は防災行政無線のポテンシャルを評価し、プラスアルファのツールとしてFMというのは非常に効果があるという考えは、もう今も変わってないということでしょうか。

○前田祝成市長 ラジオの情報発信の力というのは、変わっていないと思っています。逆に言うとも高まっているんじゃないかなというぐらいに思っております。

ただ、議員からもございましたが、今我々市で防災についての情報発信をしているいろんな複合的なツール、総合的なツール、その辺の普及率が上がっていくと必要性というのも薄れてくるのかなと思っておりますので、その設置するコストの部分と普及率のスピードの部分と含めて、そのあたりをしっかりと判断していかなければいけないなと考えているところでございます。

○10番下竹芳郎議員 この取組は継続するという事でよろしいですね、分かりました。

次に、芸術に素人の私でも、1回展より2回展、2回展より3回展のほうがクオリティーの高い作品が集まったと確信できた10月16日に閉幕した第3回枕崎国際芸術賞展をどのように総括していますか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 第3回枕崎国際芸術賞展の準備から開催に当たり、美術関係者を中心に、多くの方の御協力を賜りました。そして、これまで積み重ねてきたノウハウを生かして運営し、開催できたのではないかと考えております。

さらに、現代美術の全国公募展として知名度が上がり、芸術文化のまち枕崎を広く宣伝できた展覧会となりました。

このことは、公募いただいた作品からもいえることで、過去最高の1,128点の作品が国内外から寄せられたことと、審査員をはじめ多くの美術関係者からも高い評価をいただき、県外の美術

関係者が視察に訪れるなど、全国的に注目された展覧会となりました。

課題として、観覧者数が1,750人と、目標としておりました4,500人を下回った点があります。

会期中、コロナ禍での開催に加え、台風接近による臨時休館も余儀なくされたこと。会期の日数を35日間と、前回展よりも23日短くしたことなど、客足が伸びなかった原因だと考えているところでもあります。

公募展の評価が高くても、南溟館にいかにも足を運んでいただくかが大切なことで、現状を分析し、今後の特別企画展の在り方について研究していきたいと考えております。

○10番下竹芳郎議員 1回展、2回展とも大体4,500人ぐらいの来館者がありましたね。今回は1,750人。

市長は常々、芸術文化、スポーツを通したまちづくりで関係交流人口を増やすと言っていますが、今回それがリンクしなかったことの分析はやられていますか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 来館者が目標値を下回り、関係人口の拡大が図れなかったというところはございます。ただ経済効果として、御来館いただいた方からのアンケート、こちらから枕崎にどれだけのお金が落ちたか。買物・食事、宿泊の回答から金額を積算したところ、約700万円の経済効果があったものだと考えられます。

そして買物・食事の有無の比率から、3年前開催の第2回展と比較して、買物・食事があったと回答した方は約17%から大きく伸びまして約60%と高く推移しているところも分析できる場所でもあります。

これはここ数年の取組で、市内の飲食店などとの連携がうまくとれているのではないかと分析しております。

また、テレビ放送や地元新聞で大賞、準大賞の作品紹介が放映、そして掲載され、前回以上にメディアに取り上げられるなどして広くPRできたことと分析しております。

○10番下竹芳郎議員 そういう食堂関係とリンクしていけばいいと思いますが、地方というか田舎町でこういう催しをするのはなかなか難しいと思います。

しかし、もう前身の風の芸術展から30数年の歴史と重みがあります。携わった作者はもちろん、企画・運営した歴代市長、職員、関係者の方々、大変な思いをしております。

第4回展、第5回展を続けていってもらうためにも、集客の部分、もう一度見直して頑張りたいと思います。

最後に、今回の芸術賞展の図録の前書きに前田市長が、今年の開催に寄せての結びに、枕崎国際芸術賞展の第1回の開催に尽力され、この夏、旅立たれた神園征前市長にこの開催を捧げますとありました。

この文面を目にして、涙したのは私だけではなかったはずです。

これで私の質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、下竹芳郎議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○4番沖園強議員 しばらくの間お付き合いのほどよろしくお願い申し上げます。

総務省自治財政局は都道府県、指定都市に各市町村に通知することを促し、平成21年に第三セクター等の抜本的改革等に関する指針と平成26年に第三セクター等の経営健全化等に関する指針を発出しました。

それらの指針では、地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務には、本来求められる民間企業の市場規律やガバナンスが働かないケースが多くあり、将来的に地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるとして、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むべきであるとしてあり、損失補償や経常収支が赤字並びに債務超過である第三セクター等の存廃を判断する採算性のフローチャートを示し、地方自治体自ら整理、再生を含めた抜本的改革に取り組むことを求める地方公共団体の財政の健全化に関する法律を基案とした極めて重い通達であったところです。まさしく、お魚センターの損失補償を抱える本市への通達でもあったと言えます。

そのような中、お魚センターから市に追加出資の依頼があったところです。

追加出資の依頼の件については、運転資金がショートする状況であること、追加出資の額は外形標準課税の関係で4,900万であること、枕崎市以外は追加出資しないことなどが報告され、資金繰りのための出資依頼であることが分かりました。

また、先日示されたお魚センターの経営改善計画書では、1億5,000万の補助金収入を見込み、単年度損金算入処理で大規模改修を行う経営の再生に向けた計画であるようです。

果たして、今回の経営改善計画書による取組が総務省自治財政局の促している整理、再生を含めた抜本的改革につながるのか、市の対応の結果はいまだ示されていませんが、市長は、総務省自治財政局の指針についてどのような見解を持っておられるのかお伺いします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されることから、総務省では第三セクター等の経営健全化等に関する指針により、地方公共団体において関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むこと、特に地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことを要請しているところです。

当該法人につきましては、本市観光の拠点施設として多くの観光客が訪れ、本市の関係人口創出に大きく貢献しており、また、地域における産業の振興や雇用の確保に大きな役割を果たすなど、公共性や公益性の高い事業の効率的な実施などが強く期待される中で、健全な経営を維持できるよう経営努力を行っており、市としましても地域活性化に向けた事業展開が継続して図られるよう様々な支援を行っているところです。

今回の経営改善計画書には、本市の観光のランドマークとしての再構築を目指し、施設の付加価値向上のための機能強化や地域との連携、人材育成など、今後さらに経営改善に向けて努力していくための具体的な取組が示されております。

本市といたしましては、この当該法人につきましては、これまでも経営状況の把握や経営の効率化、健全化等について関与してまいりましたが、今後も抜本的改革による事業そのものの意義、採算性等について改めて検討を行うなど、経営状況の把握・資産債務の状況等を踏まえた評価を行い、健全な経営が維持されるよう、庁内においても必要な対応を検討するなど適切に対応していきたいと考えております。

○4番沖園強議員 まず最初に断っておきますが、経営努力をしていることは否定はいたしません、一生懸命頑張っているとは思いますが。

そこで今回の出捐額に当たります、出資額ですよ、以前から外形標準課税を課税逃れだという指摘がずっとあったわけですよ、その4,900万に据え置いたそれが。

先般の全協等では貸付金等を検討しているというようなことでありましたが、追加出資として外形標準課税を指摘されないようなことはよかったですと思います。

どういった結果になっているのか分かりませんが、ただそこで計画書による出捐額、追加出資か貸付けか、私に言わせると総務省自治財政局が示している抜本的改革につながる出捐額のかなと思うわけですよ、そこが非常に気になっております。

お魚センターの将来的な設計を見据えた場合にですよ、再生、整理を含めた出捐額にはなっていないんじゃないかなと思っているんですが、市長はその辺はどうお考えですか。

○前田祝成市長 今回の出捐額ということでの見解ということですが、当該法人が当面の運営資金として考えている公的支援の金額につきましては、提出されました経営改善計画書によりますと、令和5年度に施設の大規模改修が計画されており、その改修期間となる令和5年度の損益はマイナスになることが見込まれ、改修期間から経営が安定するまでの当面の間の資金繰りについて、5,000万円程度確保する必要があると説明を受けております。

増資という形で資金調達をする場合には、これは外形標準課税の件でございますが、現在の資本金と増資額の合計額が幾らになるのか、その場合、税負担はどのようになるのかというのは当然検討した上で、増資額を幾らにすべきかということが協議され、このような前回提案のありました増資額になったものと考えてございます。

今回の追加出資につきまして庁内で協議を行いました。出資に対する公と民の役割やリスク分担の考え方、本市の当該法人での経営に関し、出資割合に応じて可能となる関与や行使できる権利等、また収支の将来見通し、費用対効果等を見極めながら、追加出資の是非・規模を検討した結果、今回の増資を本市が引き受けることはできないという判断をして、当該法人の資金調達が必要ということは理解しておりますので、増資に代わる財政支援について協議を行いたいと考えているところです。

まず、今回の再生に向けた抜本改革への取組の主たる施策につきましては、経営改善計画書の中に示されている補助金収入を見込んだ大規模改修を含む戦略の再構築によるものと考察されておりまして、今支援すべき額、これにつきましては、当局としましては当初予定されていた増資額程度になるものであると考えているところでございます。

○4番沖園強議員 いろいろ庁内で検討されているんでしょうけど、本日の私の質問は社長として、そしてまた市長として、そういった見解をお伺いしたくございますので、そのつもりでお聞きいただきたいと思っております。

今、市長のほうから大規模改修を含めた計画書のこの見解について述べられたんですけど、計画書からいくと、長期借入れから調達した現金・預金それが含まれている場合、流動資産が過大評価されていると、そういった計上になっておりますので、実質的な正味運転資金、それは流動資産から現金・預金を省いた経営分析が必要だところ指摘されているわけですよ。そういった部分で申しますと、長期借入れでやりくりしているお魚センターの令和3年度の決算時の現金・預金を差し引けば、実質的な流動資産というものは1億1,153万0,740円、差額がですね、この時点で107万8,775円程度これはショートするなど、決算時の3月時点で推察できたので、また令和4年度の当初予算で、経常利益と減価償却費の合計は長期借入金返済額に不足する予算書でございました。すなわち、本年度の令和4年度は当初から運転資金がショートすることは分かっております。

今回示された経営改善計画書では、計画4年目の令和8年度までの税引き前の利益総額と減価償却費の4年間の合計額は4,458万1,803円となるようです。

一方、年間の借入金返済額の総額は4年間で6,296万0,129円の計画書になっている。そうすると、今年度4,900万の出捐があったとしても今回の4,900万の支援額を4年間で1,837万8,000円は食い潰す、そういった計画書になっているようです。

さらにこれをまた税引き後で試算すると、さらに長期借入金返済額が不足することになっていくと、そういった分析ができる予測キャッシュフローになっているかと思っております。そういったこ

のような改善計画書を取締役に示して、そして取締役会は市に出資金の出捐の判断を委ねてきたと、その判断を委ねられて、我々議会にも議案として提案されたら我々議会が判断しないといけない。

非常に重い責任があるんですけど、今までのこういう経営ガバナンスが強化できなかった、運営状況その責任の所在といますか、それはどこになっていくんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 まず私からお魚センターの経営状況について少し申し上げますと、コロナウイルス感染症拡大の影響による経営への打撃が非常に大きく、休業や来館者数の急激な減少で売上の大幅な落ち込みにより資金繰りが厳しくなったことから、令和2年に危機関連……。

○4番沖園強議員 その辺は今までの説明で分かっていますので、今後のことについて……。

○鮫島寿文水産商工課長 令和2年度そして令和3年度、4年度においても、取締役会で会社の運営、業務の執行については検討し、そういった資金の借入れとか、今回の増資の依頼等も検討していただいていると認識しております。重要な案件については、株主総会で決定されております。

こういったことで各取締役の皆さんがしっかりと経営課題に向き合って、積極的に当該法人の経営改善に向けた協議は行っていると伺っておりますので、しっかりとガバナンスは確保されて会社経営に当たっていただいていると思っております。

○4番沖園強議員 当然のことなんですけど、出資者の取締役会でそういった経営ガバナンスを意識した中で取り組んでいると、そうでなければいけないと、それはちょっと一旦保留しておきますが、そうすると今取締役会に経営責任的な部分はあるというふうに受け止めたんですけど、株主総会等で協議されているということですからね。そうすると、その指針によると地方公共団体の長が私人として債務の保証を行うべきではないと、当然その取締役会の筆頭株主としての社長でございますので、そういった問題が波及してくるかもしれないし、その部分については関係者間すなわち出資者間で調整するというふうになっているかと思えます。

債務保証のそういった免責されているというか、責任がない地方公共団体の長が社長である第三セクター等は、取締役会の経営ガバナンスが希薄になると、こう言われて指摘されているんですが、ですからその責任の所在を定める必要があるというふうに指摘されております。

お魚センターの定款ではその辺の責任の所在というものは定められているんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 株式会社枕崎お魚センターの定款には、取締役のそういった責任に関する定めはないところです。

○4番沖園強議員 分かりました、ないということですね。

そうすると仮にですよ、お魚センターが破綻した、あるいは民営化に何らかの形で移行した、そういった抜本的改革によって、現在入っているテナント等は出らんすまなかったと、そういった事業者等の法的手段によって補償が発生した場合、誰が補償することになるんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 補償については法人の問題と考えております。今の段階で私から市としてどこにあるのかというのをちょっとお答えはできないところです。

○4番沖園強議員 お答えできないような状況かと思うんですけど、経営責任は取締役会にある。そういった経営が悪化した場合に法的責任の追及が行われる可能性があった場合に備えてですね、そういった責任の所在を定めるべきだと思っておりますので、その辺は検討していただきたい。そういった場合に、市長が社長であるがゆえに、そういった責任の所在をどこにというのが非常に定めづらいんですけど、そういったことで経営ガバナンスが強化できないのかなと思ったりもしているんですけどね、適切な知見を有するような人材の登用は考えたことないんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 新たな人材の登用という質問であります。これにつきましてもその必要については当該法人で検討されることと思っておりますが、今現在そのような新たな人材の登用を考えているということはお聞きしていないところであります。

○4番沖園強議員 経営までは我々踏み込めないので、ぜひ取締役会等でその辺を含めて今後検討していただきたいと、それと指針では、先ほど市長のほうからもあったんですが、公益性・公共性があるから市も支援をしているんだと、ただし指針においては、存続の前提条件の下に上限や期限など支援の要件を取り組めて、公的支援が漫然と継続し支援の規模が安易に拡大しないことを求めているわけですよ。

そしてその中では、公的支援を行うときに債務について損失補償を行うべきではないというふうに指針で指摘されているんですけども、既に本市は行っていると。そして既に損失補償を行っている場合は、さらに損失補償するなというようなことが指摘されているのかなと思うんですが、結局言いますと、目の前の資金繰りのためのそういった漫然と出捐を繰り返すなというようなことを言われていると思うんですよ。

そうすると今回出捐額4,900万なのかどうか分かりませんが、まさしくその資金繰りのための出捐額になっていると、そういうふうには思うんですが、いかがでしょうか市長の見解は。

○前田祝成市長 出捐額につきましては先ほど申し上げましたが、法人からの計画の中で示されたものであり、今回は資金繰りのための出捐額ということはそのように我々も認識してございます。

○4番沖園強議員 先ほどの答弁では協議を受け、取締役会で役員の皆さんが協議を重ねて一生懸命取り組んでいると言われるんですけど、なぜこんなに経営が改善しないのかなというのには、経営ガバナンスが何か希薄になっているんじゃないかなというふうに見受けるんですよ、特に平成31年に公益性が高いと位置づけたお魚センターが4,000万借り入れるときの前の年の経営健全化方針で、損失補償による市の財政的リスクは平成29年度決算時で標準財政規模に対して2.3%であると、国が示している多大な財政的リスクとされる11.25%から15%を大きく下回っていると、多大な国が示す財政的リスクを大きく下回っていることを強調して4,000万借りたんですよ、明くる年取締役会の同意を得て。そうすると、私ちょこっとそこで小首をかしげたんですけど、平成29年度の標準財政規模は59億だったんですよ、令和3年度65億7,000万に上がっていると。そうするとその中に占める損失補償額というのは、1億3,900万から1億4,200万に増えているんだけど、全体的に占める比率は2.33%から2.16%に下がっているんですよ。

だからそういったところで、取締役会等で本市の財政リスクは標準財政規模に占める割合が低いんだというような印象づけがあるような協議になっているんじゃないかなと。その中で融資を受けるための担保になっているんじゃないかなと。ということが気がかりなんですよ。当然こういった運営が今の経営状況を招いているといいますか、そういうふうには思っているんですけど、先ほど水産商工課長が経営ガバナンスは働いているんだと言われましたが、市長の見解は。

○前田祝成市長 課長からもございましたが、財政的リスクが減ってしまっているというか、減っているというのは、標準財政規模が大きくなっているから当然といえば数字的にはそうなります。

ただそこが、今回の4,000万円の融資の理由になっているということについては、そういうふうには把握しておりません。今回4,000万については、コロナ禍での経営が非常に悪化している、コロナ禍がどれぐらい続くか分からないということで特別に4,000万円の融資をお願いしたということで、そのあたりの取締役会に対する認識というのは共有できているものと考えております。

○4番沖園強議員 市長は市長の立場で社長としてそうおっしゃられますけど、我々外野席から見るとなかなかそう受け止められないような状況かなと、いろんな聞こえてくる声からするとですね。一人一人の出資者が、取締役が経営に真剣に向き合えば、今の状況はなかったと思うんですよ。

それで先ほど何回も申して申し訳ないんですけど、今回の改善計画書、資金ショートを非常に意識された出捐額であるということはもう指摘しておきたいと思えます。

さて、先ほども出ました大規模改修の1億5,000万の圧縮記帳で損金算入という処理をされているんですけど、補助金を100%充て込んでいると、先般の全協でもそういった国県市の補助金でということだったんですが、その場合、改修の場合と建て替えた場合の補助事業の採択の確率と比べればいいんですかね、それとそういう建て替えと大規模改修と補助率はどう違うのか分かっているんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 事前に配付しました株式会社枕崎お魚センター経営改善計画にもありますとおり、観光拠点、海業推進、市民活躍の3つのコンセプトに基づき、お魚センターの再生に取り組み、その中で大規模改修に当たっては、補助事業の活用を検討していくと、質問者がおっしゃったとおりですけれども、この中で改修ということで考えておきまして、建て替えという考えはないと伺っているところですが、お尋ねの施設改修と建て替えのどちらが補助事業採択の可能性が高いかということについては、対象事業の内容等については、それぞれの補助事業等で異なりますので、どちらが有利ということは一概には言えないところです。

また当該法人から、建て替えとなりますと費用の増大、既存施設の除却費用や工事期間の延伸などで会社の負担も大きいということが考えられ、最大限レストラン営業を続けながら施設改修を行うことで、経営的にも効果的な事業の再生を図っていききたいということの説明を受けているところです。

○4番沖園強議員 公共性・公益性があるランドマークとしてのお魚センターを何とか存続させたい、みんなの共通の意識だと思います。ただ今までずっと長期借入金の元利償還が足かせになってきたと、足を引っ張ってきたと。今回の改善計画書で長期借入金の繰上げ償還というものは見えていないと、今までのような漫然とした借換えの融資であったり、あるいは今度の貸付けであったり、同じ繰り返しになるんじゃないかなあと非常に私心配しております。

昨日の南日本新聞の「私の稲盛和夫 伝」というコーナーがあるんですけど、そこに元日本航空会長大西さんが、日本航空が会社更生法の適用申請をしたときのことについて、稲盛さんの言われたことを紹介して寄稿されておりました。日本航空JALは潰れた。5,000億円超の債権放棄を求め株券は紙切れとなった。生まれ変わるのなら、僅かでも過去の匂いを引きずってはいけなないと、稲盛さんの言動、突きつけたことを寄稿されておりました。私その記事を読みながら、お魚センターに重ねたところでごさいます。恐らく稲盛会長なら、お魚センターをランドマークとして残したいのなら、一旦潰してしまえと言われたのかなと思うところでありました。

新しい形でのお魚センターを再スタートさせたいのなら、損失補償、そしてまた株主の皆さんの債権放棄、そこを覚悟した上での新しいお魚センターの存続の形を検討すべきじゃなかろうかなと思っております。これは私の見解を述べただけにとどめておきます。次に移ります。

複数の指定管理施設において、職員の対応が横柄だ、施設のトイレやロビーなどの管理状態が悪い、施設利用の重複許可により利用ができなかった、開館時間が遅いなど市内外の利用者からの批判があるが、当局は業務の怠慢を把握しているのか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 御質問の件は社会体育施設ということで理解しております。まず社会体育施設の管理について、指定管理者とは契約期間を3年とする基本協定を結んでおります。また、社会体育施設に係る指定管理者の業務仕様書に基づき業務が遂行されております。さらに、指定管理料の支払いに関する契約を毎年締結しております。

御指摘のとおり、利用者から体育館のトイレ、更衣室や武道館トイレにおいて、施設内の清掃等が行き届いていないとの声があり、状況について把握しております。

毎月、定例の指定管理者との社会体育施設指定管理者調整会においても、指摘事項については指導しております。先月の11月に開催されました調整会においても御指摘の案件を指導し、指定管理者からは、清掃業務等が確実に実施できているのかチェックシートを作成するなど、対策をしていくとの報告がありました。また施設利用の重複等についても報告があり、当初の4月は

窓口職員間の連携ミスで施設予約が二重になっていた事例として、体育館で2件、そしてテニスコートで1件、市営野球場で3件あったとの報告を受けております。

このような事案が発生しないように、指定管理者との調整会において、受付業務を徹底するように指導しているところであります。上半期を過ぎた現時点では、そのようなダブルブッキングの報告はございません、改善されたものと認識しております。

○4番沖園強議員 今件数等もあってびっくりしているんですよ、野球場で3件とか調整会議で指導をしているというんですけどね、そういった把握はされていると。

そうすつと漏れ伝わって聞こえるのが、早い段階からほかの事業者管理業務等を再委託していると、こう漏れ伝わっているんですよ。

市が指定した業務の一部を再委託するときは、書面での市の承諾が必要になっているとなってますよね、仕様書において。再委託しているといわれる業務は、市が指定している主要な業務には当たらないのか、業務の一部と見て再委託しているのであれば承諾書ももらっているということになりますが、承諾書ももらっているのかお聞きします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 御質問のとおり指定管理業務については、業務仕様書により管理業務の第三者への一括委託を禁止しておりますが、一部業務についてはあらかじめ市と協議し、市が認めた場合はこの限りではないと定めております。

お尋ねにあります第三者への業務委託については、指定管理者が持ち得ない専門的な知識を有する消防点検業務委託などについては認めていることに加えまして、令和3年度まで市が委託を行っていた夜間の窓口業務等についても指定管理者から申請書の提出がありました。課内で検討して期日を上半期までに改善するように指示し、再委託を認めたところでございます。

○4番沖園強議員 一括委託じゃないと言わんとするんでしょうけど、専門的な消防あるいは夜間業務を今取り上げたんですけど、批判の声で分かること、協定書の仕様書に指定されている主要な業務に当たるんじゃないかならうかと私は見ているんですよ。

例えば施設の利用許可等に関する業務、利用料金の収受に関する業務、維持管理に関する業務、人員の配置に関する業務が主要な業務に当たっているかと思うんですけど、それが一括再委託じゃないと言われる理由は何ですか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 指定管理者に説明した業務といたしまして、まず責任ある業務ということで、統括責任者もしくは常勤の勤務につきましては、これは行わないようにということで説明しております。

業務の具体的な内容につきましては、一部の業務と解されるものは清掃、警備、設備、機器の保守点検業務など建物等の維持管理に関する業務をはじめ、指定管理者のみで実施が困難であると認められた業務については、事前の承諾を得てその一部を第三者に委託することができるということでございますので、その一部の業務、夜間警備についてはどうしても人員の確保の問題から認めざるを得ないというところで、今回期限を決めて許可をしたところでございます。

○4番沖園強議員 解釈の違いなんだろうけど、私に言わせると地方自治法の関係も出てくるんですけど、行政法等の指定管理と業務委託では法的性質が違くと。一部の業務とみなして一括再委託じゃなくて、一部の業務をほかの事業者委託しているという状況でしょう。

結局行政法の総論って言えばいいんですかね、施設の管理、整備、清掃、維持補修、植栽の管理などの事実行為、管理権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ市の指定した基準で行われる利用、申請許可などの定形型行為、地方自治法第243条による公金取扱規定に基づく利用料金の徴収等、そして当該施設における各種行事の企画などのソフト面の企画などの公の施設に関する業務については業務委託に該当すると、業務委託は行政契約であると、そして法律・条例の根拠がある、直接に法的効果を発生させる、個別具体的な権利義務を確定する私人の同意を要せず命令できる、行政の一方的な意思表示で法的効果が生じる、対外

的な効果を有する、そういった指定管理者の指定は行政行為、行政処分に当たるとされているわけですよ。

行政法の総論でいきますと、法律上の位置づけは対極にあると、法的な性質が全く違うと、法律の規定に基づき、地方公共団体による適正な管理を確保した上で、指定管理者に管理を行わせることとした指定管理者制度の趣旨からして、私法上の業務委託契約により同一の民間事業者に対して包括的に行わせることは原則として適当でないと解されているんですけど、社会体育施設等におきましては、6つの施設の数多くの業務を同一の民間事業者、同一かどうか分かりませんが、包括的に行わせている状況であると。

禁止事項である一括再委託するような事態を招いて管理が行き届いていない原因になっているんじゃないかなと、早急に市長はこの辺を含めてですよ、今の在り方というものを再検討されたほうがいいと思いますよ、市長の見解は。

○前田祝成市長 主要な業務を再委託という御指摘ですが、指定管理者からの申請によりますと、総合体育館事務所での夜間における、今説明がございましたが、一部の業務として認識して許可を出したところなんですけど、年度当初夜間業務の人材確保が困難で勤務ローテが組めないということで期限を決めて、先ほどスポーツ・文化振興課長からの説明がございましたそのような形で今回は再委託を許可しているところでございます。

今年度の4月から社会体育指定管理制度1年目でもありますし、課題は当然多くあろうかと認識してございます。管理不足といった御指摘につきましては、先ほどからスポーツ・文化振興課長が説明してございます定例の調整会、ここで徹底した指導、サービスの向上に努めていきたいと考えてございます。当然利用者へのサービス向上、これが第一の目的でございますので、そこについてはしっかりとやっていくということ、それとアンケートを実施するという予定も聞いてございますので、そのあたりも含めて指定管理者にも指導しながら、しっかりと管理をしていくということが必要であろうと思います。

3年契約でやってございますので、1年目のいろんなそういう御指摘、課題そこを把握した中でしっかりとやっていきたい。そしてまた今回指定管理者に付加した業務といいますか、金曜日の初日本会議の行政報告で申し上げましたが、いろんな合宿の誘致であるとかそういうところも期待している部分もございます。そういうところも含めてしっかりと管理をしていくことは必要であると思いますので、そこについては継続して努力していきたいと思っております。

○4番沖園強議員 私が言わんとするのは、指定管理者制度で管理していく部分と市が直接管理する中で業務委託できる分野がたくさんあるんじゃないかと、そして行政として責任を持った公共施設の運営状況というものがあり得るんじゃないかということを申し上げておりますので、その辺を十分踏まえた上で検討していただきたいと思っております。

時間が押しておりますので次に移ります。

浄化槽の清掃料金の値上げについてお伺いたします。浄化槽の清掃業務について事業者から値上げの通知がございました。公共施設の単独浄化槽は値上げ対象になっているのかが1点、そして業者から通知があった一般市民の値上げについて、市は業者と協議・調整する必要はなかったのか2点についてお伺いします。

○松田勇一市民生活課参事 浄化槽の所有者など浄化槽の管理について権原を有する浄化槽管理者の義務として、浄化槽法第10条により浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならぬとされております。保守点検及び清掃は浄化槽内の微生物が働きやすい状況を保つため、点検や機器の調整・修理、消毒剤の補充や汚泥を引き抜く清掃などがあり、浄化槽管理者が委託している事業者が行っております。浄化槽の保守点検については、同法第48条第1項の規定により、保守点検の登録を受けた者に浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することとなります。

委託業務は専門的知識を有する業者と使用者との契約に基づいてなされますが、その回数や内

容、それに伴う保守点検については、事業者が浄化槽の種類や使用状況等に基づき、浄化槽の機能を適正に保つために設定しているものと理解しております。

先ほども答弁したとおり、浄化槽法第10条に定める浄化槽管理者の義務として、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならないとされており、その業務を同条3項で委託することができるかとされており。

同法第35条では、浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないとされており、本市の区域は、南薩地区衛生管理組合浄化槽清掃業に関する条例第2条による浄化槽清掃業の許可申請等の規定で定められております。また、浄化槽法第48条第1項の規定に基づく浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関しましては、鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例第2条で知事の登録を受けなければならないとされており、枕崎市の区域においては1事業者が保守点検の登録と清掃業の許可を受けているところとです。

このように法律、条例で浄化槽の管理者、都道府県、市町村の役割が明確に示されているところでございます。

本市の浄化槽保守点検、清掃業務を委託している公共施設は37施設で、令和4年度の委託料は398万8,600円となっており、今回の……。 (「簡潔にお願いします。対象になっているか、なっていないか。」と言う者あり) 対象になっております。令和5年への影響としましては、45万5,000円ほどの増額が見込まれているところでございます。

あと市民への影響につきましては、12月以降の契約更新となるものから、順次新たな料金で契約が行われていくことになろうかと思いますが、一般的な合併浄化槽コンパクト型の5人槽で、3万1,271円が3万4,320円となり……。

○4番沖園強議員 私は公共施設に影響があったのかと、そして市民への影響があったのかと、あったでいいんですよ、答弁は。あって、そこに市は調整する必要はなかったのかということをお聞きしているんですよ。調整したんですか、していないんですか。

○松田勇一市民生活課参事 浄化槽の維持管理、清掃の料金について改定をすることになったとは伺っておりますが、事業者が決定すべき料金の設定に関しましては、市が協議、調整するものではなく、特にそこには申し上げていないところでございます。

○4番沖園強議員 一般廃棄物、し尿処理等について地方自治法ではどうなっています。

○松田勇一市民生活課参事 廃棄物処理及び清掃に関する法律の第6条に基づき一般廃棄物の処理に関する計画を定めております。その中で生活排水処理実施計画として、し尿及び浄化槽汚泥の処理量、収集運搬体制、処理施設の概要、汚泥収集運搬業の許可等について、毎年公表をしているところでございます。

○4番沖園強議員 これは当然地方自治法第1条の2地方公共団体が住民の福祉の増進、そしてまた第2条第14号最少の経費で最大の効果を上げると、市民の福祉の向上のために、それに基づいて定義があるんですよ、そしてし尿とかふん尿とかあるわけですよ。

それを委託しているから、委託事業者と契約者である市民とか調整ができるはずがないですがね。その以前に、当然行政も関係あるということですから、行政がその部分を含めて調整、協議すべきだと思いますよ。そして、市民にはそういった調整等を含めた情報の提供を行うべきであろうと。

もう時間がありませんので最後にお聞きしますが、そうすると類似市との比較は先ほど答弁があったからされていると思うんですよ、そういったことを公表する計画はないんですか。

○松田勇一市民生活課参事 比較した情報を市民に公表する考えはないのかという御質問でございますが、市が比較した情報を公表するものではないと考えております。

○永野慶一郎議長 以上で、沖園強議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時10分 休憩

午後 2 時19分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○9番立石幸徳議員 令和4年12月定例議会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

地方公務員の定年を60歳から65歳へと段階的に引き上げる改正地方公務員法が来年4月に施行されます。

本市においても、職員の定年を延長する議案が去る12月2日の初日本会議で提案されました。

定年延長は、平均寿命が延びたことなどを背景に経験豊富な職員に活躍してもらうことを目的としておりますが、制度改正に伴い様々な影響が予想されます。

地方自治法第2条第14項において、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定めております。行政事務の処理を行う総定員は、最少の人員で賄うという視点を持つことが重要であります。

そういったことを踏まえ、2023年度から2年ごとに定年を1歳ずつ引き上げ、2031年度に65歳とする取組を実施していくとき、本市の定員管理、つまり枕崎市の事務事業を効果的かつ効率的に遂行するための適正な人員数である定員をどのように決定され、適正配置をしていくのか、そのための定員管理計画はどうなっているのか、最初にお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 まず、職員の定年引上げについて概略申し上げます。

ただいま議員からもございましたとおり、令和3年6月に国家公務員法の一部が改正され、国家公務員の定年が現行の60歳から65歳へと引き上げられることとなりましたが、その実施は令和5年4月1日から令和13年4月1日にかけて、2年に1歳ずつ段階的に引き上げるというものであります。

また、地方公務員においては、国家公務員法と同じく令和3年6月に地方公務員法の改正がなされましたが、地方公務員の定年は同法において、国家公務員の定年を基準として条例で定めるとされておりますことから、本市においても、国と同じく令和5年度から段階的に職員の定年引上げを行うべく、この12月議会に関連する条例改正案を提出しております。

お尋ねの定員管理やその計画についてですが、本市においてはこれまでも、行財政改革推進のための取組の一つとして、定員管理の適正化に関する計画を継続的に定め、定員適正化に取り組んできております。

その定員管理に関する計画についての詳しい内容につきましては、担当課長が答弁いたします。

○山口太総務課長 お尋ねの定員管理計画につきまして、私から答弁いたします。

本市の定員管理に関する計画につきましては、平成17年度に策定した定員適正化計画や行財政集中改革プランがあり、これらの計画に基づいて定員管理の適正化に取り組みまして、その実績としまして、平成17年4月1日の職員数326人に対しまして、消防本部の職員を除きますと、平成29年4月1日の職員数は272人となり54人の削減が図られております。

現在の本市の計画としましては、第三次行財政集中改革プランの後に続く計画としまして、平成31年3月に策定しました行財政改革推進計画の中で、その実施項目として引き続き定員管理の適正化を掲げ、職員の働き方改革が進められる中で、今後の環境変化を想定しつつ、また行政サービスの質の確保や市職員が担うべき役割や直接行うべき業務の整理、見直しを行った上で、引き続きスクラップ・アンド・ビルドの徹底や民間委託等の積極的な活用、市民協働の推進など

により、適正な定員管理に努める。また、職員の年齢構成を考慮しながら新規職員の採用枠の確保を図るとして、2021年令和3年4月1日現在の職員数の目標を定めまして、定員管理の適正化を図るべく取り組んできております。

その後の定員管理に関する計画も今後定めていく予定としておりますが、定員管理の適正化を図る、あるいは適正な定員管理ということにつきまして、その方針につきましては、定年の段階的引上げが実施されても基本的には変わりはないと考えておりますので、令和4年6月に総務省が各地方公共団体に対しまして、地方公務員の定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項という通知も発出いたしました。これらの国からの助言も十分参考にしながら計画を定めていくこととし、その計画に基づいて定年引上げに伴う適正な定員管理に取り組んでいきたいと考えております。

なお、この定員管理につきましては、国は先ほど申し上げた通知の中で、令和5年度から段階的に定年が引き上げられることに伴い、各地方公共団体においては、令和5年度末に定年退職者が生じないことを踏まえた上で、令和6年4月の新規採用職員数を検討することになることから、6年度の採用計画を策定するまでに、中長期的な定員管理について検討されたいとしておりますので、定員管理の検討スケジュールにつきましては、この点にも留意してまいりたいと考えております。

○9番立石幸徳議員 今、総務課長からあった令和4年6月ですね、総務省の通達、そういったものを私自身も目を通してはいるんですけどね。ただ最後に言われた令和6年の最初の採用に当たる時までに新たな今後の定員計画をつくれというんですけどね、ちょっと今までのありようも課長から説明がございました。

ただ気になるのはですね、本市の現在、職員定数条例ですね、職員定数条例を本市は定めているんですね。

職員の定数は次に掲げるとおりとする。市長部局が225人、あとずっと(1)から病院まで(11)まで人数を書いてありますよ。この合計は416人になるんですね、定数条例では。今現在の実数は何名なんですか。

○山口太総務課長 現在の職員数についてのお尋ねでございますが、令和4年4月1日現在の職員数は317人となっております。

○9番立石幸徳議員 定数条例では416人、実数は317人、約100名近く違うんですね。

こういった違った条例を定めておってですよ、私は定員管理がしっかりなされているとは思えないんですけどね。なぜこれはこういう状況になっているんですか。

○山口太総務課長 本市の条例定数と職員数との乖離というか、開きが生じている原因ということのお尋ねだと思いますが、その原因としては、これまでの保育所、老人ホームの民営化、あるいは図書館業務や学校給食センターの調理・配送業務の民間委託などによる定員削減、そういったものを反映した定数となっていない、いわゆる定数条例の改正が行われてきていないということが原因であると考えております。

○9番立石幸徳議員 今、課長が説明したとおりだから、改正をしとらんわけですよ。ただ先ほども何回か、平成17年から平成31年まで行財政改革とか、定員管理計画を定めたと言っているんですよ。

当然、その老人ホームの民間委託なんかはちょうどその時期に当たりますよ。当然、この定数条例も何らかの改正、修正がなされなければならないはずですよ。条例そのものを416名でずっと置いてですよ、定員管理がしっかりなされているとは言えない。これは強く指摘をしておきます。

それから、先ほどもちょっとありました今後の新規採用方針ですね、職員の、これがまた非常に大事な課題になってくるんですね。

65歳定年が最終的に完了するまでの定年引上げ期間中は、定年退職者がですね、辞める人が2年に1度しか生じない、こういうことになりますね。これまで職員採用の在り方というのは、退職者に見合った形の人数を新しく採用すると、大体そういった方針で新規採用がなされてきたと思うんですよ。ところが、2年に1回は退職者がいない。そうすると、その年度は採用をどうするんだということが問題になってきますよね、課題に。

地方公共団体は、様々な行政分野で広く行政サービスを担っております。各分野において、将来にわたって必要なサービスを安定的に提供できる体制をつくっとらんといかんわけですね。そういったことを考えたとき、新規採用があつたりなかつたりするということは、計画的な人事配置や人材育成、そういったものが非常に困難になる。ですから、これからの職員の新規採用、2031年度までにこの定年引上げが完了するまでのですよ、新規採用、これをどうやって取り組むかというのは、非常に重要な事柄なんです、この点についてはどのような方針を持っているんですか。

○本田親行副市長 今、議員からありましたように、現行の新規採用職員の数というのは、定年退職者との補充を基本に、再任用等の活用も踏まえて決定しているところでございます。

定年の引上げが完了するまでの期間におきましても、同様の考え方でございますが、職員の年齢構成の平準化、それから職場の活性化、また採用機会の確保を図るという観点からも、毎年度一定の新規採用を行っていく方針ではございます。

しかしながら、2年に1回の採用ということで複数年度にわたって全体的には増えないような形で採用を行っていきたくないと、現段階ではそのように考えております。

○9番立石幸徳議員 こういったこともできるだけ早くですよ、市民、それからこれから枕崎市役所で頑張ってみようという希望を持った若い人たちにもですよ、周知方をしとったほうが私はいいと思うんですね。そういう意味から、今副市長が考えていますじゃなくて、早く採用方針を決定されてですね、しっかりと市民への周知方をお願いしておきます。

次に、国保の関係でですね、質問をいたします。

さきの9月議会でも国保税の税率改定というのは、決算審査の中でもいろいろ具体的な説明もなされたんですがね。まず、具体的な内容を掘り下げる前にですね、枕崎市当局あるいは枕崎市は、本市国保の決算状況あるいは決算に対してどのような基本的な認識を持っているのか、これを明らかにしてほしいんですよ。と申し上げますのも、先般11月ですね、令和4年度版の「正しく知ろう！医療費のこと」枕崎市国民健康保険という冊子ができまして、私もずっと読ませていただきましたが、この4ページにですね、枕崎市の国保の財政状況はどうなっているのでしょうかと書かれておまして、そこに枕崎市国保の決算は、平成22年度から6年連続赤字でしたが、医療費適正化や保健事業などの様々な取組を実施した結果、平成28年度から6年連続で黒字となっていますと書いてあるんです、3行。

ところがですね、私もいろいろ県下の状況を勉強したりとかいろいろ行って、県庁の国民健康保険課に行きますと、枕崎の国保は赤字です。赤字と言っているばかりじゃなくて、ちゃんと県内の国保決算状況を書いた資料に、枕崎市は赤字のところきちっと位置づけて、資料もでき上がっているんですね。

そうすると、「正しく知ろう！医療費のこと」ここに書いてある6年連続の黒字となりましたというのと、県が位置づけている枕崎国保は赤字だ、そして、赤字解消計画も枕崎市は県に出しているんですよ。一体この本市の国保決算は黒字なんですか、赤字なんですか、そのところをまず基本的にはっきりさせてください。

○西村祐一健康課長 ただいま質問者からありました、「正しく知ろう！医療費のこと」この冊子につきましては、各国民健康保険の被保険者の方々に配付、郵送しているところでございます。確かにこの4ページに、平成28年度から6年連続黒字となっていますという記載がございます。

こちらにつきましては、一般会計から行っております法定外繰入れ、こちらを加えた形で単年度収支ということで黒字という記載となっております。

ただ、質問者からありましたとおり、県が把握しております収支につきましては、こういった法定外繰入れ、こちらを除いた額でされておりますので、実質的な収支につきましては赤字ということの御理解でよろしいかと思えます。

○9番立石幸徳議員 私はこういう一番基本的な認識の部分にこだわるのはですよ、黒字だったら、何も税率改定なんかせんでもいいんじゃないのと、市民はそういうふうに捉えますよね。それとですね、今課長説明で法定外繰入れをしたから黒字なんだと、それをちゃんと書いていただければいいんですけども、ここには医療費適正化や保健事業などの様々な取組をした結果がですね、黒字になったと書いてあるんですよ。

医療費適正化の取組ってというのは、私は後でも本市の国保税1人当たりのですね、あるいは1人当たりの医療費でちょっとまた触れますけど、今関連がありますのでね、医療費適正化で黒字になったと言われますが、6年前の平成28年度の1人当たり医療費47万9,469円ですよ。6年後、今年の令和3年は54万6,550円。なんと1人当たりでこの6年間で6万7,000円上がっているんですよ。これを医療費適正化で頑張ったっていうんですかね。もう私はこういういろんなところにですね、もうちょっとはっきりと丁寧な説明を記載していただきたい、これも指摘しておきます。

そこで、今度の税率改定への取組については、9月議会でも幾らかありましたけれども、まず本年5月10日に健康課と税務課が協議をしてですね、8月下旬の本算定終了後、10月下旬までに応益割を中心とした3,000万円ほどの増収見込みの試算をする、そういう9月議会での説明でしたが、これは今でもそういう方針なんですか。

○西村祐一健康課長 国保税の税率改定につきましては、これまで税務課と協議を重ねているところですが、本市におきます現在の国民健康保険税率と、令和4年度の市町村算定方式に基づく標準保険料率を比較したときに、応益分、こちら均等割分と平等割があるんですけども、応益分の差が大きかったこと、応能分、こちら所得割になります、応能分は所得により税額が左右されることから、応益割を中心といたしました税率改定を検討しております。

また、応能分と応益分の割合につきましては、おおむね4対6の割合になるように調整すること、令和5年度標準保険料率の仮算定結果を参考にすることから、応能分につきましても、若干の改定をする方向で検討をいたしております。

令和5年度の国保税改定につきましては、歳出は国民健康保険税と公費で賄うという国民健康保険制度の原則を踏まえつつ、国保会計の財政状況や社会情勢等も鑑みながら、市内の市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会に諮りまして、見極めていきたいと考えております。

○9番立石幸徳議員 内容をもう少し掘り下げる前にですね、次の11月中旬に県で、これは担当課には令和5年度の事業費納付金、この仮算定がなされて、その結果が県からは一応、これ仮算定ですのでね、通知があったかと思うんですけど、この結果はどういうふうになっているんですか。

○西村祐一健康課長 去る令和4年11月18日に、国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果に関する説明会が開催されました。令和5年度仮算定時におきます県全体の事業費納付金総額は480億2,085万1,000円となりまして、令和4年度の本算定時の総額478億0,677万3,000円より2億1,407万8,000円増加しております。この480億2,085万1,000円を被保険者数、世帯数及び所得のシェアに基づきまして市町村ごとに案分し、年齢調整後の医療費指数を用いた医療費水準の反映を行うなどしまして、各市町村の事業費納付金を算出いたします。

令和5年度におきます本市の仮算定時の事業費納付金は7億6,446万9,050円で、令和4年度

本算定時の事業費納付金 7 億 8,557 万 0,512 円より 2,110 万 1,462 円減少しております。

本市の仮算定時の事業費納付金が減少した主な要因は、医療費指数及び医療分並びに後期高齢者支援金分の所得、被保険者数、世帯数のシェアが減少したことによるものと考えられます。

しかしながら、被保険者数は令和 4 年度事業費納付金本算定時と比較しまして、令和 5 年度仮算定時は 326 人減少しているため、1 人当たりの事業費納付金は 5,432 円増加していることから、国保財政といたしましては依然として厳しい状況にあるところでございます。

○ 9 番立石幸徳議員 一番税率改定のエキスパートをちょっと教えていただきたいんですが、先ほどから、あるいは 9 月議会から言われている応益割を中心とした 3,000 万円ほどの増収と、そこで現在、鹿児島県の各市町村の国保の保険税率がどうなっているかという資料を私、県から頂いたんですが、3 年度の関係ですね。

各市を全部チェックするわけにはいきませんので、今まだいわゆる所得割、均等割、平等割の中で、まだ資産割を適用しているところもございますのでね。あくまでも県下全体の平均額あるいは平均率と本市のこの実態を比較したときどうなっているのか。

まず均等割です、本市の医療分は 2 万 5,300 円なんですよ、県平均が 2 万 2,165 円ですのですね。均等割、医療分は、本市は 3,135 円県下平均より高いんです。後期分、後期高齢者の分です、これも均等割は、本市は 8,200 円、平均は 7,700 円ですよ、これも 500 円高い。それから介護分、これも本市は 9,900 円、県平均は 8,314 円、介護分で 1,586 円高いんですね、これは均等割です。

平等割もですね、本市医療分 2 万 4,200 円が県平均は 2 万 1,358 円ですから、医療分で 2,842 円本市は高いですよ、後期分も比較すると 588 円高い。介護分で 1,142 円高い。

均等割、平等割いわゆる先ほどから課長が言われている応益割は、県下平均より高いんです。これをまだ上げようとしているわけですね。

そして、所得割のほうは、もう時間の関係もありますので、県平均 8.27 の率ですよ。本市は 7.97、所得割のほうは逆に低いんです。

こういった状況を見ると、本市の今度の税率改正の方針がね、本当に的を射た対応になっているのかと思うんですが、県平均と本市の実態を比べて、この辺は安定化の税率検討の委員会では検討されているんですか。

○ 西村祐一健康課長 ただいまの件につきまして、今税務課と健康課でシミュレーションを作成中でございます。そちらが確定しましたら、安定化対策委員会にお示しして説明していきたいと考えております。

一応、県の平均と比べますと、本市は応益割が高いという御指摘なんです、県の標準としております応能分と応益割合につきましては、先ほども申し上げましたが 4 対 6 ということで、今現在、医療分の割合が 45.43 対 54.57、後期高齢者支援金分が 45.06 対 54.94、介護納付金分が 45.89 対 54.11 となっております。

そういったものを考えまして、応益分について若干、こちらを主体的に上げていきたいと考えているところでございます。

○ 9 番立石幸徳議員 今の説明でもちょっと私納得し難いのでね、もう少し安定化委員会で総合的にいろんなところから検討してくださいよ。そうしないと、いわゆる応益割から増税していただくというのは、割とやりやすいやり方ですよ。

所得割というのは非常にぶれがあるちゅうか、不確定な部分がありますので、ただそのやりやすいからって言って、その県平均と差異がある、それをまだ広げようとしている。

これは何を申し上げたいかという、いずれこの国保の税率、税額はいつになるか知りませんが、県下全て統一しようという流れがある中でですよ、県平均から非常にいろんな形で差が出ていくちゅうのは私は好ましくないと思うんですね。その辺は、一応課題としてお伝えをしておき

ます。

最後に、この1人当たりの国保税額と1人当たり医療費の推移なんですけど、先ほど医療費の推移については、最初のところで医療費適正化がなされているんじゃないんだと、逆に1人当たりはもう7万円近くも6年間で上がっていると、そういう実態をしっかりと市民にですね、分かっていたら、この1人当たりの国保税額と1人当たりの医療費の推移というものを比較対照したときに、どういったことを担当課では考えられているんですか。

○鮫島眞一税務課長 それでは税務課からは、国保税の額について答弁をしたいと思います。

1人当たりの国民健康保険税の金額につきましては、調定額で令和3年度が8万4,082円となっております。これまでの推移状況は、平成24年度が8万3,207円、税率を引き上げた翌25年度は9万0,812円となり、次の26年度以降29年度までは、平均値でおおよそ8万6,400円程度で推移しております。そして、税率改定を行った30年度は9万1,499円となり、令和元年度8万8,291円、2年度8万5,981円という状況になっております。

国民健康保険制度には、景気の影響を受けやすい個人事業主の方などや、収入の少ない方も多く加入していることから、1人当たりの調定額については、税率等の引上げが行われた年度は増加しているものの、ここ数年における地域経済の状況などにより、近年は減少傾向となっております。その結果、令和3年度と10年前の平成24年度の数値を比較すると、1人当たり調定額は、おおよそ同じ水準にあると理解しております。

○西村祐一健康課長 1人当たり医療費につきましては、先ほど質問者がおっしゃいましたとおり、平成24年度が44万0,676円、令和3年度が54万6,550円ということで、10万6,000円弱上昇しているところでございます。

国保会計の決算におきましては、国保税は下がりつつあって医療費が伸びているというような状況でございますが、国保会計の決算におきましては、事業費納付金の多寡によりまして、収支が左右されておるところでございます。

この事業費納付金の算定におきましては、年齢調整後の医療費指数が反映されておりますので、この事業費納付金を抑えるためには、やはり医療費を抑えていくといった取組が重要となっております。

このようなことから、医療費適正化に向けた取組といたしまして、生活習慣病の発症及び重症化予防に関する啓発を強化したいと考えております。あわせて、高血圧対策プロジェクトをはじめといたします生活習慣病対策の強化と各種検診の受診率向上対策など、様々な取組を通しまして、医療費適正化に努めてまいりたいと考えております。

○9番立石幸徳議員 今、両課長から説明があった資料を私手元に持っているのですが、大ざっぱに申し上げますと、税金のほうは、先ほど税務課長が言ったように若干ではあるけど下がってきている、1人当たりの国保税ですね。医療費のほうは上がっていく。この関係で、先ほどの「正しく知ろう！医療費のこと」この4ページにこういった説明がございますよ。

私たちが納めている保険税よりも、保険給付費は約5.6倍もかかっているんですね。1人当たりでいえば8万4,000円の税金で56万ぐらいの医療費が給付、提供されていると。こういう実態をですね、やっぱり全体的に言うのもいいんですけど、この「正しく知ろう！医療費のこと」では、そういう1人当たりで特化した説明も今後は加えていただきたいと思いますようお願いをしておきます。

次の質問に入ります。

午前中も、ふるさと納税関係の質問もあったんですが、私は1点だけ。

本市ワンストップ特例申請の受付業務ですね、これも現在委託事業者で令和3年度で1,075万4,975円委託料が出ているんですね。

このワンストップ特例ちゅうのは、改めて説明はしませんけれども、ふるさと納税において、全国の寄附者がその税控除を受けるための確定申告不要となるワンストップ特例を申請をすれば、

寄附先、つまり全国から枕崎に寄附した方は枕崎市で今までは紙主体、用紙を用いて作業をやっていたんですが、実は9月26日本年ですね、2か月ぐらい前に寄附仲介のポータルサイトさとふるのサイトがですね、オンラインでワンストップ特例申請を完結できるサービスを始めてきたわけです。このサービスが本当に受けましてね、もう既に全国で数百の自治体がこのオンラインサービスで、もう郵便とかそういう煩わしい手作業はなしでこの申請ができるようになったわけです。

近くでは、聞くところでは南九州市も既にこの制度を導入していると聞いておりますけど、まずこのワンストップ特例のオンラインサービスの実態、この点については、担当課ではどういった調査をしているんでしょうか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 ふるさと納税ワンストップ特例制度は、寄附金控除以外の理由で確定申告の不要な寄附者が、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる制度です。

寄附者は、ワンストップ特例申請書及びマイナンバーカードの写し等を提出することにより、確定申告をしなくとも、寄附金控除が受けられることとなります。

これまでは、寄附者が紙媒体の申請書等を寄附先の自治体へ郵送する形となっておりますが、本年12月からは、特定のポータルサイトがオンラインでのワンストップ特例申請受付のサービスを開始すると聞いております。

寄附者にとりましては、利便性が向上することから、今後オンラインサービスの利用者、サービスを提供するポータルサイトの数も増加していくものと見込まれます。ただし、オンラインサービスを利用するには、マイナンバーカード及びカードリーダーまたはその機能を持つスマートフォンが必要となるため、全てのワンストップ特例申請がオンラインに切り替わるものではないと考えております。

今後、寄附者のサービス向上や経費の節減等の観点から、有効な手法と考えられますので、導入について検討を進めてまいります。

○9番立石幸徳議員 今後検討するということは分かったんですが、ポータルサイトさとふる以外のサイトの状況とかその経費、これを導入するとすれば幾らかかるのか、その辺についても答弁いただきたいと思います。

○山神修一企画調整課企画調整係長 本市が取扱いをお願いしているポータルサイトでございますが、その全てにおいてオンラインサービスを導入する予定はないと聞いております。

○9番立石幸徳議員 ちょっと私のほうの調査が進んでいるような気がするんですが、さとふるに限らず、ふるなび、そして12月に入ってからには楽天ももうやっているんでしょう。

そして、その経費は幾らかかるんですか、そのオンラインサービスでやるとすれば、その辺については調査されていないんですかね。

○山神修一企画調整課企画調整係長 オンラインサービスを利用するポータルサイトにつきましては、今質問者からありましたポータルサイトのほかに、ふるさとチョイスも導入すると聞いております。

個々の利用料につきましてですが、オンラインサービスを提供するというアナウンスはあるものの、いまだ利用サービスについては未定としているサイトもございますので、個別の利用料については、ここでお答えすることができないところです。

○9番立石幸徳議員 もうちょっと言うと、このさとふるのワンストップのオンラインは、2年間ぐらいは無料でやっているのと、ただですよ。そういうことを担当課ではつかんでいないんですか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 今御指摘のとおり、有限的な措置として、無料の期間が設定されると認識しております。

○9番立石幸徳議員 いずれにしてもですね、このサービスというのはもう9月26日にさとふるが始めて、もう立ちどころに数百の自治体がこのサービスを導入してやっとなるわけですよ。

何といたってもただですから、それは期限もあるかもしれませんが、本市の場合も先ほど言ったように、昨年、令和3年度は1,075万ぐらい委託料を払っているんですよ。それは丸々それが不必要とは言いません。さっき言ったマイナンバーカードもありますけども、今マイナンバーカードと言ったら、いろいろLINEを使う人はもうほとんど持ち合わせているんじゃないですか。

こういうことをいち早くやっぱり取り組んでいただいて、そういった言い方は変ですけど、余計な委託料よりもその分を市民のいろんな福祉、そういうものに使っていただきたいですよ。もうちょっと積極的にこの辺は取り組むようお願いしておきます。

次に、社会福祉協議会の関係でですね、コロナが何しろ長引いてといいたいまいしょうか、長いコロナの中で困窮した世帯ですね、生活困窮世帯、これに政府が無利子、保証人なしでお金を貸しました、いわゆる特例貸付け。これは全国の市町村の社会福祉協議会が窓口になって、2020年3月から2022年9月まで実施されたんですね。

この特例貸付けは、住民税が非課税で、低所得者世帯は返済が免除されてきたわけです。この業務も、やはり都道府県の社協が免除申請の審査に当たる。こういったコロナ対策の面で、社会福祉協議会というのは非常に大事な役割をしてきたわけです。

そこで本市の社協も、こういうコロナ対策の業務をしっかりした対応をしなければならない。その上ですね、現在の社協が取り組んでいる福祉給食サービスですね、これが非常に厳しい状況になっている。

それから、後でもちょっと時間があつたら申しますけど、社協職員がですね、このコロナのいろんな特例貸付け、返済、そういうストレスを抱え、本当に大変な作業に従事することから、社協職員の退職ということが全国的にも発生しているんですが、今現在、本市の社協はどういった実態にあるのか、どういう課題を持っているのか、それについてお尋ねをしておきます。

○福永賢一福祉課長 社会福祉法第109条の規定によりまして、市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とし、区域内における社会福祉事業または更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとなっております。枕崎市社会福祉協議会は、昭和33年5月13日設立以降、本市の社会福祉分野のリーダー的な存在として、平成3年度から実施している福祉給食サービス事業を受託するなど、他の社会福祉法人等が着手しにくい事業も積極的に取り組んできました。

近年では、介護保険制度が始まる前から実施していた訪問介護事業や障害福祉サービス事業を令和3年に廃止するなど、他の法人等と競合する事業を整理し、社協本来の目的である地域福祉の推進に注力すべく、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会の事務局、また、本市の生活支援体制整備協議体の生活支援コーディネート業務を担っております。

市としましては、社会福祉協議会に対し、運営費の補助や各種事業費の補助を行っております。また、法人の役員体制においても、理事1名、評議員1名について市職員が就任しております。

本市の社会福祉施策を推進する上で、市と社会福祉協議会は車の両輪として、緊密な連携が必要であると考えております。

今後においても、社会福祉協議会の独立性は担保しながら、そういった体制であつたり、あるいは運営的な部分について支援をしていく考えであります。

○9番立石幸徳議員 この社協の件はですね、また機会があつたら本当にじっくりといいたいまいしょうか、十分に詰めないと、何かしら表現はおかしいんですけど、枕崎市社協が非常に弱体化しているような感じを受けるんですね。というのが、福祉給食サービスもこれまでの説明で、8万4,000食が福祉給食の一応の採算ラインって言っていたのが、現在はもう7万6,000食ぐらい、

大きく8万食を割り込んで、そういった実態の福祉給食。

それから最近では、当然さきの9月議会でも一応補正で福祉給食の食材費高騰の補正予算も出ましたけれども、そういう状況。

それから昨今の冠婚葬祭、特に葬式の簡素化といいましょうか、かつて社協のある意味での収入減だった香典返しっていうのもですね、非常に少なくなっているということを聞いております。社協の根本的ないろんな支援、そういうものに市もきちっと配慮して、次の当初予算でもその辺も検討していただきたいと思います。

最後に、太平洋・島サミットの関係でですね、実は第10回、これは3年に1回、日本で太平洋の島嶼国と日本がサミットという形で、首脳レベルで意見交換をやっている会議がございます。

これが令和6年度に第10回目を迎えるんですが、これまで調べてみますと周辺ではですね、宮崎県でも1回やっている。それから沖縄県では2回開催しているんですね。あと北海道と福島県が2回とか、いろいろ前回の令和3年の場合はコロナでオンラインの会議になっているみたいですけど、この南九州の中でも鹿児島県がなぜできないのかというところがあって、県議会でも、これはサミットを鹿児島県で開けという1年前の県議会での質問もあったみたいですよ。

私はこれは非常に枕崎市にとって、カツオ漁場の周辺国が一堂に集まる大事なサミットだと思うんですね。

枕崎でその会議そのものをどうするというより、やっぱり鹿児島県でこのサミットを開いていただくために、本市も側面からといいましょうか、いろんな形で協力すべきじゃないのかと。そうしないと、何といたって枕崎の地域資源、重要資源のカツオがですね、取れる漁場のその周辺国といろんな形で交流をしていただきたい。

先般の市長の行政報告にもありました、11月24日の枕崎市民会館でのかつお節サミットでも、ミクロネシアの大使に参加していただいて、聞くところによると、24日は枕崎のサミットに参加し、明るる日25日は鹿児島県の塩田知事を表敬訪問しているということで、私は非常に機運が高まっていると思うんです。

時間の関係もありますが、こういったことに、本市としては何らかの協力、そういうものはする気はないのか、何ができるのか、その辺についてお尋ねをしておきます。

○鮫島寿文水産商工課長 日本と太平洋で結ばれている太平洋島嶼国地域につきましては、古くから日本と人的交流がありまして、とりわけ質問者からも出ましたミクロネシア地域には、日本由来のものや言葉も残り、日本人の血を引く日系人の数は2割を超えと言われております。

また、当該地域は資源の重要な供給基地であり、特に水産資源につきましては、日本のマグロ、カツオ漁獲量の約4割を占める主要な漁場であるとともに重要な海上輸送路となっております。

本市において取り扱われる冷凍カツオ・マグロは、海外まき網漁業、遠洋カツオ一本釣り漁業、輸入によるもので賄われておりますが、それらは当該地域の中西部太平洋のミクロネシア連邦・パラオ共和国等の島嶼国の排他的経済水域とインド洋を主な漁場としており、本市においても特に重要な地域であると認識しております。

お尋ねの太平洋・島サミットについては、先ほどの島嶼国やオーストラリア、日本などの19か国の首脳等が参加し、3年に1回開催されておりますが、質問者がおっしゃいましたとおり、前回の第9回につきましては、太平洋・島サミットは2021年7月に三重県でテレビ会議方式で開催され、次回は令和6年の開催が予定されておりますが、開催地の公募等はまだないと伺っております。

外務省から公募があり、鹿児島県が開催地に手を挙げるということになりましたら、カツオ漁船の安定的な入漁の漁場の確保に向けた島嶼国との関係性の強化を図る面からも、枕崎市としてどのような協力、サポートができるのか、県と連携しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○永野慶一郎議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時 20 分 休憩

午後 3 時 32 分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○5番禰占通男議員 コロナと3年、第8波の到来が懸念され、物価高騰の師走となりました。

年明けには電気料金についても5社の値上げ申請がなされており、九州管内においても楽観はできないところです。しかし、今カルテル問題でちょっと揺れておりますから、値上げは間違いはないと私は思っています。

これまで企業等へは多額の支給がなされています。県内でも市町村独自支援に取り組む自治体もあり、緊急措置として、何らかの方法で市民への還元はできないでしょうか。物価高騰対策への独自支援はないのかについて質問いたします。よろしく願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市独自の生活者支援につきましては、令和2年度に国が国民1人当たり10万円を支給した特別定額給付金の支給対象とならなかった新生児の保護者に対し、5万円分の共通商品券を支給する新生児への給付金給付事業を令和3年度以降も市単独事業として実施しており、また令和3年度には、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき実施された子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象にならなかった子供の養育者に対し、子供1人当たり10万円を支給したところです。

子育て世帯に対しましては、現在開会中の臨時国会で審議されている第2次補正予算案において、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設することとしています。

子育て世帯に限らず、生活者支援につきましては、今後も国や県の補正予算の内容等を注視し、物価高騰等の影響の大きい世帯や、支援が手薄となっている世帯等をしっかりと見極めながら対応を検討してまいります。

○5番禰占通男議員 今市長からも説明がありましたけど、今回コロナについては、地方創生臨時交付金といういろいろな形で今年になっても補正を組まれております。それについてはもう一番の問題は、住民税非課税世帯という制約がありますよね。

それと、今年に入ってヨーロッパの政情不安ということで物価が値上がりしだし、それは皆さんも痛感していると思います。そういった中で、やはり10月、11月にかけては県内市町村においても、自治体の話ですよ、全世帯18歳以下とか、中には水道基本料金の免除とか、これを4か月か5か月、半年とか、それと今後進学や就職を控えた子供世帯への支給という、これが一番新しいんじゃないかなと私は思うんですが、これは新聞に載っていた情報です。

こういった分についてですね、この今回の物価高騰について、本市が独自支援ということではできないのかということについて尋ねようと思って、それについて市長の考えるところはどうなっているのかということです。一番の問題は非課税世帯から外れた人、所得制限ありますよね、そのぎりぎりの方とかそういう方への支援というのはどのように考えているんですか。

○前田祝成市長 今答弁しましたように、子育て世帯に限らず生活者支援につきましては、当然、今後の国県の補正予算等の内容を注視した中で、物価高騰等の影響を受ける、それが大きい世帯、おっしゃるように当然支援が手薄になってしまう世帯が出てくる可能性もございますので、そのあたりについてはきめ細かく見ながら、どういう対応がいいのかという部分については検討して

いきたいと思います。現時点では具体的にこういう施策をといるところはないところでございます。

○5番 禰占通男議員 それやったらですよ、住民税非課税世帯っていうのは、これ各自治体によって違いますよね。うちも条例で定められております。それについては県下で枕崎市ほどの程度にランクされているんですか。所得の制限とか、東京都では所得制限が100万円以下が非課税世帯、うちはあれでしょう、96万円ぐらいになっていたんじゃないですか、その点についてはどうなんですか。県下ではどのようになっているんですか、非課税世帯の対象。

○鮫島眞一 税務課長 住民税非課税の関係は、扶養の人数と収入所得によって計算方法が地方税法で示されております。その中で本市におきましては、扶養がいらっしゃらない方につきまして一例を申し上げますと、給与額でいきますと93万円を超えた場合に均等割がかかるという形になりますので、収入額でいきますと93万円までが非課税という形になります。

○5番 禰占通男議員 今課長からありましたように93万円、世帯数で扶養があったりなかったりしたらそれで増減されるわけでしょう。そうした場合、先ほど市長もおっしゃっていましたが、子育て世帯、1人世帯いろいろ補助されてきていますよ、特別交付金です。ちょっと何万円か収入があったとして外れたとかそういうのを把握はできているんですか、どうなんですか。

○福永賢一 福祉課長 現在非課税世帯5万円の支給について手続を進めております。

非課税の方は4,300世帯いるだろうということで予算を組ませていただいたんですけども、その把握する中で、均等割だけかかっている世帯については、700世帯ほどあったというのは把握しております。

○5番 禰占通男議員 国も何か臨時交付金の対象の事務通達、その中でもちょっと伺おうかなと思っているんですけど、その事務通達についても、所得均等割部分は非課税の部分を対象にしますって事務通達が来ていると思うんですよ。

私もこれを質問する中で、総務省の事務通達なるものを引っ張り出して、眺めていってその中で一般質問にしましょうということにしたんですけどね、これは内閣府の地方創生推進室の事務通達で9月14日付になっております。それについて、今までの補正予算で組まれてきた部分がほとんど、対象をこうしますよ、今後はこうなりますよっていうのは全部載っております。

それです。本当に今年になってからこの物価高っていうのが相当なもので、12月2日に帝国データバンクのデータが発表されております。7,000品目の価格が上がった今年の10月に次ぐ値上げラッシュが再来すると、これが7,000品目は年明けから始まるみたいで、その原因をいえば、3月の決算に向けて株主に利益を表明するものがほとんどだということで、年が明けたら値上げの数がまだ増えていくと思います。

それと先ほど言った電力料金ですよ、電力料金についてはもう生きていく上では必要不可欠ですよ、今回の補正7号についても小中学校、給食センターへも光熱水費として補正を組んでおります。そういった中で枕崎市が物価高にどれほどの影響を受けているのかということで、10月の県内の消費者物価指数の動向というのはどのようになっているんですか、どのように変動しているんですか。

○桑原英樹 水産商工課参事 消費者物価指数10月ということでございますが、申し訳ございませんが、今手元に資料を持ち合わせてございませんので、ちょっと詳しいことはお伝えすることはできないんですが、もちろん内容としましては、物価も上がってきているということは言えるかと思っております。

○5番 禰占通男議員 言えば6月にも補正のときに資料が出ていますよね、水産商工課提出の鹿児島市の消費者物価指数、6月21日付で、そして先月の11月の補正でも物価指数についてどうなのかということで議員から質疑が出てちょっと答えております。

それでこの10月の物価指数が出たのが、11月30日記者発表ということで公表されております。

いつも月末みたいで1か月遅れということですね、それによると、本市じゃないけど総合物価指数で2.9%の上昇、そして生鮮食料品を除く部分が2.9%、総合ですね、エネルギーを除く部分が2.3%って、いろいろ食料とかその部分も議員の皆さんも資料をもらっておりますから、後で御覧いただければ分かると思います。

ただ一番の問題はですよ、11月の東京消費者物価指数、物価が3.6%上昇したと。これが40年7か月ぶりの伸び率になった、3.6%ですよ。そうするとそろそろ入れると食料品とか光熱費など生活必需品に限ると6%ぐらいの値上げになっているということですよ。それから今まで消費税を値上げしてきた部分が最初3%、そして2%、また3%、そして2%で今10%になっているんですけど、そのとき以来1年間で、準備もしていない中で値上がりになっているっちゃうことですよ。

こうした場合、先ほどから言う低所得者、非課税世帯じゃないぎりぎりの方々に支援が行き届いているのかということをお聞きしたいんですよ。

経済学者も先ほど私も冒頭申し上げたとおり、企業へは手厚くなっていますよね、いろんな方法ですね、先ほどもありました事業者には5万円、10万円あげますよってという質問に対して担当課も答えていますよ、その部分は多いですよ。けど後で質問しますけど、やはりその生活困窮した方々は忘れられているんじゃないのということですよ、どう思われますか市長、私のこういった質問に対しては。

○前田祝成市長 ただいま質問者からございました物価の状況、非常にエネルギーだけではなく様々な食料品を含めた物価の上昇があるということは当然認識してございます。

今回の政府の2次補正の中でも、エネルギーに関しては来年以降かなりの支援があるということで、エネルギーに関するベースのところの生活支援というのは個人個人に対して、家計に対して出ているのかなあと私も認識しておりますが、ただ食料品等を含めた、まさに今大企業等がインフレ手当ということで様々な手を打っておりますが、本来はやはり国の責任として、そのあたりの個人個人の家計についての支援というものはあるべきであろうと思います。

コロナが始まってすぐに10万円の給付があったわけですが、それ以降に直接的な家計に対する平等なといいますか、給付というのではなく、それぞれやはり住民税非課税世帯であったりとか、ある程度条件のかかっている中での手当ということになってございますので、そのあたりでどうしても届かない部分については、やはり自治体としても対応していかなければならないと思います。

ただそれを個人の家計に対して自治体が給付をするとなると、相当な財源が必要になってこようかと思えます。先ほどの答弁でも申し上げましたが、自治体としてやるべきは、やはり御一人御一人の雇用を維持するとか、あるいは事業継続をすることによって、御一人御一人の所得をある程度確保していくということが非常に重要であろうということで、これまで3年間そのような形で事業者への支援あるいは雇用調整の支援等を中心にやってきたところでございます。

現状を申しますと、やはり家計に対する非常に厳しい状況がある中で、本来でしたら個々の家計に対して給付という形ができれば一番いいんでしょうけれども、地方自治体の体力としましてはなかなかそこは難しいなど、そこについてはぜひ国でも状況を鑑みて取り組んでいただければと私も思っているところです。

○5番禰占通男議員 それとですねこの物価高については、国のほうはですよ、年次経済財政報告とか月例経済報告、月は月でまとめて年は年でまとめて、そして予算もろもろに検討していくわけでしょう。

それでうちの統計を見てもですよ、経済というか物価、消費、金融うちの統計はなっているんだけど、これのどこを見ても物価値上げで本市っちゃうのはいないんだけど、これは全国あと中都市、小都市とか最後に鹿児島ちあって、消費者物価指数というのが統計に出ているんですよ。

40年7か月ぶりに3.6%急激に物価が上がった、こうした場合、来年の予算とかそういうのを考える場合、もう多分予算もどのぐらい行こうとかもう担当課はやっていると思うんですけど、こうした場合何を基準にするんですかね。やはり経済に対しても何か本市統計がないと、ほんなら鹿児島県はこのぐらいだからこれで行こうかっていうその程度なんですか。

やはりこの40年7か月ぶりっっちゃうのは、もう本当に実際40年7か月、賃上げっっちゃうのは聞いたことないし、その間物価も上がらなくて平穏な時代が過ぎたって言ったらそんだけな感じなんだけど、これについてこの統計の在り方っっちゃうのはどう考えているんですか。

やはり、予算を組んでも何かこうこの経済の物価値上がり、物価についての考え方っっちゃうのは何か必要ではないんですか。

○本田親行副市長 今回お願いしてあります補正予算につきましても、議員の御指摘のとおり、当初から見込めなかった水道料金、電気料金等の補正をお願いしてございます。

来年度の予算にも大きく物価上昇というのは影響してくると考えておりますけれども、基本的に予算を積算する場合には、担当課が必要となる経費の見積書を徴したりと一個一個積み上げて積算しております。また、来年度予算の途中で物価上昇等の影響を受けて不足してくる部分もあるかと考えますが、現時点においては、ただいま申し上げましたとおりに、見積りを徴していく中で積算して予算を編成していくことになろうかと思っております。

○5番禰占通男議員 私のお願いとしては、消費者物価指数、鹿児島だけじゃなくて本市も本市独自のやはりその指数の把握。総務省から鹿児島県は薩摩川内市、鹿児島市、肝付市を指定されていますよね。本市は指定されていませんけど、やはり個々の自治体で私は取り組むべきだと思いますよ。一番の問題はあれですよ人口減でしょ、それから年寄りの住みやすい都市をつくるっっちゃうのはやはりそこら辺が基礎になるんじゃないですか。

そして先ほど市長もおっしゃっていましたが、来年度いろいろ26兆の補正予算も決まりました。それで税収のぶれで1兆9,000億円は地方交付税としてこれから配分されると思います。そういった中で可能な限り市民のためになることを取り組んでもらいたい。

それとですね、もう一つ忘れないうちに言うておきますけど、この物価高は低所得ほど重荷になると言われるということは総務省と日銀の調べで分かったと。調べないでもある程度分かると思うんですけどね。要は高所得者は少々上がっても生活費には響いてこない、だけど低所得の方は物価の値上がりが必要に占める割合が7割以上になりますよ、400万円ぐらいで。そしたらそれ以下の人はもう8割、9割ということになると私は思います。900万と400万台は統計が出ていますけどその下は出ていないんですよ。それは覚えておいてください。

次の質問に参ります、この緊急小口資金と総合支援金の利用状況はどのようになっているのかを質問いたします。

○福永賢一福祉課長 緊急小口資金等の特例貸付けは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し一時的に生計の維持が困難になった世帯に対し少額の貸付けを行う緊急小口資金、これが最大20万円です。

緊急小口資金を活用してもなお失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった世帯に対し生活再建までの必要な生活費用を貸し付ける総合支援資金、これが2人以上の世帯で月20万円以内、原則3か月以内。初回貸付け、延長貸付け、再貸付けがあります。この総合支援資金が社会福祉協議会が窓口となって実施する個人の生活の立て直しを支援するための貸付制度です。この特例貸付けについては、本年9月末をもって受付終了となりましたが、枕崎市社会福祉協議会によりますと、本市における利用状況は緊急小口資金が49件、960万円、総合支援資金が12件、780万円、うち延長貸付け2件、75万円、再貸付け1件、60万円となっているということです。

○5番禰占通男議員 これはコロナ関係ですか、コロナとは全然関係ない分も入っているんです

か。

○福永賢一福祉課長 まず緊急小口資金と総合支援資金につきましては、たしか平成21年から始まっている制度でございまして、これにコロナ禍になって令和2年3月以降に特例貸付けという制度が新たにできて、今説明した部分はこの特例貸付けに関する部分の説明になります。

○5番禰占通男議員 そうするとこれっていうのは、コロナになってからの特例ということで、それだと市民というかこの市の広報とか何とか、これ何か紹介とかありましたっけ。こういうのがありますよとかどうなんですかね、私市報もひっくり返して見たんだけど全然出てこなくて、どうなんだろうかと思って今質問いたします。

○福永賢一福祉課長 相談窓口が社会福祉協議会になっております。

貸付けの申請受付は最終的には県社協が審査して決定して振り込みをされて、返済についても県社協で受付をするという形になっておりますので、市で周知、広報した事実はございません。ただ相談者に関しましては、いろいろ変遷があったんですが、総合支援資金の再貸付けを行う場合には、市の生活困窮者の事業部分と連携するというような形で相談に対応するという部分がありましたので、市とは一部連携はできておりますが、募集そういった案内等について、市で広報したというのは私も記憶はしておりません。

○5番禰占通男議員 これ鹿児島県の社会福祉協議会にアクセスして利用者というのは出てこないですよ、利用者数というのは……。実際それで今回質問するに当たり、今課長から説明がありましたこの人数、これはもう多分開示されないかなあとそこまで思っていたんですけど、聞いて本市でも49、12、そういう数があったということで実際驚いております。借りた方がいないのかもしれないのかなと思ったり、今日まで来ました。

それですよ、生活に困ったらまず頭に浮かぶのは生活保護ですよ、そういった場合、生活保護とかそういうのが来た場合ですよ、福祉課に来ると思うんですけど、そういった場合、こういうのは紹介するんですか。市民が一時的、こういう事情があって生活がちょっと苦しいと、そうした場合どうすればいいかねという、そういうのは最初はそうだと思うんですけど、そういった場合の対応っちゃうのは、こういう紹介とかそういうのはどうなされるんですか。

○福永賢一福祉課長 生活保護を含む生活困窮に関する相談を福祉課の援護係で受けておりまして、その際にお話を伺う中で、基本的に生活保護については誰もが申請できる権利を持っておりますので、申請するしないにつきましては御本人の判断になるわけですが、お話を聞いていく中で、明らかにもう最低限度の生活を維持できない状態の疾病があったりとか、就労できていなかったりとかそういった部分で生活保護にならざるを得ないと判断した場合がありますし、前段である程度ちょっと今休業、失業している状態ですけれども、健康状態もよくて就労できる可能性もあるんじゃないかなと思われる方も中にはいらっしゃいますし、そういった部分では生活困窮者の支援、家計改善支援であったり、子供がいらっしゃれば子供の学習支援であったり、そういった部分につないだり、あるいはこの特例貸付けも含めて紹介はしているところです。

○5番禰占通男議員 本当に言ったら、広く市民の方々が緊急的にはこういうお金を借りられる、生活保護だったら預金から全部もう調べられてまだありますよ。それを使ってくださいと、そういう感じになると思うんですよ。そしたら今緊急的に失業した。ちょっと事故でちょっと働けなくなったとか、そういう場合は有効な対策だと思うんですよ。

先ほど課長もおっしゃられたように、社会福祉協議会だからということじゃなくて、市報の片隅とかチラシのどっかに余白があったらこういうのがありますよとか、私は紹介してもいいと思うんですけど、どうなんでしょうそれについては。

○福永賢一福祉課長 先ほどの答弁の中でお話ししましたが、一応受付が今年の9月末をもって終了をしております。また生活困窮に関する部分でも、また後の質問にも関係してくるんですけども2の部分につきましては、一部来年3月までとか、あるいは今月末までとかという期限の

部分もございます。間に合えばそういった対応を検討して対応していきたいと思いますが、この特例貸付けそのものについては、一応9月で終わっておりますので、また今後新たにそういったものが出来た場合には広報等も含めて検討していきたいと思っております。

○5番 禰占通男議員 本当に最初課長がおっしゃられたように、特別貸付けというのは本来はもう困窮者向けの制度でコロナ前からあるわけでしょう。

だから先ほど聞いたように生活保護との兼ね合いでいろいろあるんですけど、それですよ、今緊急小口資金と総合支援資金を使い切ったと、そういった場合はこの生活困窮者自立支援金というのも借りられたと、先ほどの緊急小口、これが9月末で終了したとなっているんですけど、今度また生活困窮者自立支援金の申請状況というか利用者でもいいんですけど、これについてはどのようになっているのか、もう一つありましたよ、この住居確保給付金というのは。これについても利用者等が分かれば示していただきたいんですけど。

○福永賢一福祉課長 まず新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金につきましては、新型コロナウイルスの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付けの申請期限を延長してきた一方、総合支援資金の再貸付けが終了する等の事情がありながら、新たな就労や生活保護の受給に結びついていない実態があるとして、こうした世帯を対象に、単身世帯は月額6万円、2人世帯は月額8万円、3人以上の世帯は月額10万円をそれぞれ3か月間貸付けではなくて支給するもので、1回に限り再支給が可能であり、最長6か月間支給できる制度です。なお費用は全額国庫負担になります。この申請期限は本年12月末までとなっておりますが、これまでの申請状況につきましては、令和3年度の支給実績が再支給を含む2件48万円であります。令和4年度においては、現在のところ実績はありません。

申請が少ない理由としましては、申請の条件となっている総合支援資金の再貸付けまでに至るケースが少ないということです。そこに至るまでに新たな就労であったり、あるいは逆に生活保護に至ったりというケースがあったりということで申請が少ない状況です。

○5番 禰占通男議員 住居確保についてはどうなのでしょう。

○福永賢一福祉課長 生活困窮者の住居確保給付金の支給については、離職により生活に困って住居を失った方、または住居を失うおそれの高い方に安定した就職活動等ができるように、期限付で家賃相当額を支給する制度なんですけど、これについては今のところ実績はございません。

○5番 禰占通男議員 丁寧な説明ありがとうございます。私もこれだけはもう本当に勉強になりました。

それですよ、借りたのはいいけど、最初課長がおっしゃられたんですけど、返済も必要だと、要件によっては返済しなくてもいいということになっているんですけど、この返済の対応に対する免除の条件とか、最初おっしゃられた49件と12件についての返済に対応する資力があったのか、それとも免除になるのか、その辺についてはどうなんですか。

○福永賢一福祉課長 まず貸付けの返済に関する概要を説明させていただきます。

特例貸付けの緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付け分の返済開始時期につきましては、令和4年3月末までに申請された分が令和5年1月以降、令和4年4月以降に申請された分と総合支援資金の延長貸付け分につきましては令和6年1月以降、また総合支援資金の再貸付け分の返済開始時期は令和7年1月以降になります。そのため、それぞれの据置期間が延長されることになります。

償還方法につきましては、緊急小口資金は償還期限2年以内、総合支援資金は償還期限10年以内となっておりますが、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯、これにつきましては借受人とその世帯主が住民税が非課税である場合になりますが、償還を免除することとされております。

非課税のほかにも、返済中に借受人の死亡であったりとか、あるいは失踪宣告があったりとか、

あるいは障害者になったりとか、あるいは自己破産等があった場合に、返済中の困難な状況があれば、全部または一部の返済を免除できる場合もありますが、大きな要因としては住民税非課税世帯について免除の対象となっております。

償還免除は、資金の種類ごとに一括して行うこととされておりまして、令和4年3月までに申請された分については、令和3年度または4年度が非課税ということが条件です。

令和4年4月以降に申請された分と総合支援資金の延長貸付分については、令和5年度が非課税ということが条件です。

そして総合支援資金の再貸付分については、令和6年度が非課税というのが条件になります。

免除を希望する方は、住民税の非課税証明書を添えて県社会福祉協議会に申請することになりますが、申請案内については、県社会福祉協議会から個別に通知されておりまして、既に手続も進んでいると伺っております。

具体的に誰がどうしているという内容につきましては、直接こちらで事務を取り扱っておりませんので、詳細は把握できていないところです。

ただ厚生労働省からは、生活困窮者自立支援金の受給終了者に対する重点的なフォローアップの実施についてという事務連絡が来ておりまして、こういった特例貸付けの返済等に関する部分につきましても、必要な対応が行われるように協力依頼がなされております。

本市としましても、必要に応じ個別に対応を図っていきたいと考えております。

○5番 禰占通男議員 今回の課長の説明で十分なんですけど、もう一つ私が心配していたのは、やむを得ない理由ということで破産とか債務整理の手続に入った分は、結局自己破産の決定で返済しなくていいになったのは、これ新聞記事です、県のほうにもアクセスしても出ないから、自己破産の決定で返済のできない方が3,400人、これ全国です。そして債務整理に入った分が延べ1万0,300人ぐらいいるということですね。

本市の分は、課長も言ったように個別的なことだし知るよしもないと思うんですけど、私はその分がどうなのかなあというのも本当に心配するところです。

以上で質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時17分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和4年12月6日)

令和4年枕崎市議会第8回定例会

議事日程（第3号）

令和4年12月6日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	清水 和 弘 議員（64ページ～74ページ）
		眞 茅 弘 美 議員（74ページ～83ページ）
		東 君 子 議員（83ページ～92ページ）
		豊 留 榮 子 議員（92ページ～101ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員	8 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10番 下 竹 芳 郎 議員
11番 中 原 重 信 議員	12番 東 君 子 議員
13番 清 水 和 弘 議員	14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲 山 美津代 書記
大江 武 史 書記	川 瀬 裕 也 書記
山口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	田 代 勝 義 企画調整課参事
鮫 島 寿 文 水産商工課長	日 渡 輝 明 市民生活課長
籠 原 正 二 財政課長	福 永 賢 一 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
鮫 島 眞 一 税務課長	堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
上 園 秀 人 水道課長	今給黎 仁 水道課参事
平 塚 孝 三 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
森 智 賀 健康課参事	中 村 俊 彦 農政課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事	松 田 勇 一 市民生活課参事
今 門 俊 彦 会計管理者兼会計課長	大工園 昭 則 建設課参事
平 田 寿 一 総務課参事	木之下 浩 一 教育長
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長	中 村 克 己 学校教育課長
高 山 京 彦 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	田 中 幸 喜 消防長
中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長	俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長
中 山 俊 吾 総務課行政係長	山 神 修 一 企画調整課企画調整係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○13番清水和弘議員 しばらくの間、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

今回はまず最初にですね、特定地域づくりについて質問してまいります。

特定地域づくりについては、行政職は情報を集め、そのような中、方向性を住民に示していくことが私は最重要課題だと考えております。人口急減に対処するための特定地域づくり事業推進に関する法律の活用について質問してまいります。

特定地域づくり推進事業は、令和2年6月4日から施行されております。私は議員活動の大半は、本市の人口減少対策について質問してきております。本市人口の減少は止まらない状況です。この特定地域づくり推進事業は、現在、県内3自治体が申請活用しているとあります。

この法律は枕崎市に不要と判断していたのか、これまでの経緯について市長の判断と対応について伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 我が国の人口は、2008年に1億2,808万人でピークを迎え、以降、減少を続けております。国立社会保障・人口問題研究所の平成29年度の推計では、2050年頃に1億人を切ると予想されております。

本市の人口は、1955年、昭和30年の3万5,546人をピークに以降減少が続いております。本市は、我が国全体の人口が減少に転じるよりも、53年も早く人口減少が始まっているということになります。昨今の状況でございますが、2010年国勢調査では2万3,638人でしたが、2020年の国勢調査では2万0,033人と減少し、10年で約15%減少している状況です。

人口減少の要因でございますが、主に少子化と我が国の人口移動の構造にあると考えております。

少子化問題は、これまでも様々な少子化対策を展開してきたところですが、晩婚化等により出生率の低下が続いているところです。

人口移動の構造でございますが、我が国全体で見ますと、東京圏への一極集中がクローズアップされております。しかし、本市においては東京圏への転出だけでなく、例えば福岡市や鹿児島市など地方の中核的な都市への移動も見られており、進学や就職等により若者から先に転出していく状況が続いているところです。

いずれにしても、人口問題は簡単に解決できるものではないと思いますが、令和5年度の予算編成方針において少子化対策の加速化を重点施策に掲げて、さらに取組を強化してまいります。

御質問の特定地域づくり事業、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律につきましては、担当課から説明させていただきます。

○山神修一企画調整課企画調整係長 まず、法の目的について申し上げます。

法第1条で、この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が、安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とするとされております。

次に、制度の概要について申し上げます。

人口急減地域においては、事業者単位では年間を通じた仕事がない、安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない、これらのことが人口の流出の要因、移住のハードルとなっていることが課題となっております。それに対応するために地域の事業者、例えば農業者、漁業者、食品加工業者、飲食・宿泊業者などが組合員となりまして、特定地域づくり事業協同組合を設立しまして、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出します。

そして、組合において主に地域外の人材を雇用して事業者に派遣します。そのことによって、安定的な雇用環境と給与水準の確保、地域の担い手を確保するものです。

組合の運営に係る経費につきましては、派遣を受ける事業者からの利用料金収入で賄うこととなりますが、組合運営費の2分の1の範囲内で公的支援を受けられることになっておりまして、具体的には派遣職員の人件費について年間1人当たりの補助対象額が400万円、事務局運営費については、年間600万円を補助対象の上限としまして、それらに対し国と市町村が2分の1を助成する仕組みとなっております。

令和4年6月末時点で、全国126団体が活用意向ありとなっており、11月1日時点で63の組合が認定されております。県内におきましては、離島の4自治体で3つの組合が認定されております。またこれとは別に、離島を中心にこの制度を活用したいとの意向を持っている団体があるようです。

今後、関係課において情報収集や検討をしてみたいと思いますが、本市では、各事業者が年間を通じて働ける人材を確保する意向が強いと考えております。

○13番清水和弘議員 担当課の答弁ではですよ、年間を通じた労働者が不足するから本市は申請していなかったというような答弁だったかと思うんですけどね。

今、本市の若い人たちはですよ、南さつま、南九州、あるいはまた鹿児島の方に労働を求めて行っているわけなんですよ。そういう状況をどのように判断しとるんですか。

この枕崎市で働く人口が減少、いなかったというふうに担当課の説明がありましたけど、その辺はどう考えとるんですか、案内をしたんですか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 今の御指摘のとおり、本市からも市外へ働きに出るという一定数の市民がいるということは認識しておりますが、この市外へ職を求めるに当たって、この制度を活用した自治体へ職を求めて出ているということではございませんので、この制度の活用の有無自体をもって、市外への職場の確保ということには当たらないかなと考えております。

○13番清水和弘議員 今の答弁はまるっきり間違っていますよ。ちょっと勘違いも甚だしいですよ。もうちょっと言われたことについて真剣に考えて答弁をお願いしときますよ。本当、今の私は答弁を聞いてあきれ返りましたよ。全く内容が違いますよ。この特定地域づくりのことに對するですね、理解が浅い。もうちょっと枕崎市の人口減少を考えたらですね、真剣に取り組むべきなんですよ。そして、これからの若い人たちに夢、希望を与えるような自治体にするのが行政の任務でしょう、仕事でしょうが。そういうのを考えていない答弁ですよ今のは、言っときますけど。

次にですね、もういろいろ言いたいことはいっぱいあるんですよ、次に移ります。

地域人口減少に対処するための法第1条には、一定の地域において、地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度まで人口は減少した状況とあります。また、特定地域づくり協同組合は、地域人口急減に対処し、地域づくり人材を確保するため、特定地域づくり事業を行う事業協同組合とあります。本市の場合、この法律が適用されると私は考えておるんです。本市が取り組んでこなかった理由、またこの法律が適用された場合ですよ、メリット・デメリット、これはどのようなことが考えられるのかお伺いいたします。

○山神修一企画調整課企画調整係長 法第2条第1項で、この法律において地域人口の急減とは、一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に

減少した地域をいうと定義されております。

法の適用におきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法に基づく過疎地域はこれに当たるものとされております。

よりまして、本市の場合、この法を適用するに当たっては、全域が対象になるものと考えております。

次に、お尋ねのメリットとデメリットでございますけれども、この協同組合制度におきましては、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出することで、地方へ移住を希望する、または地域にとどまりたいと考える若者等の側から見ますと、安定的な雇用、一定の給与水準が確保されるなど移住・定住に向けての検討に有効であるとされております。

また、地域の事業者から見ましても、繁忙期に人手が確保できるなど地域の担い手不足の解消にもつながるものとされております。

一方で、派遣職員は無期限雇用となるものの、総務省の調査によりますと、派遣職員の給与水準は月16から17万円程度が多く、賞与なしとする協同組合や退職金なしとする協同組合もあるようです。

協同組合の設立に当たっての主な課題としましては、組合員、発起人の確保や、年間を通じた仕事の創出、派遣計画の策定、派遣職員の確保が上げられております。

そのほか、協同組合が持続していくための収益性を高める必要性、派遣元責任者となる人材の確保、組合員となる事業者の費用負担など、クリアすべき課題も多いと思っております。

○13番清水和弘議員 今の説明ではですよ、このメリット・デメリットの部分ですけど、月の収入が16万から17万円という数字を述べたと思うんですけど、これは別の人口急減地域の仕事でなくてもですよ、本市の場合、一般社会においてもですよ、16万から17万という数字はそんなにないと思うんですけど、だったら、私はこの人口急減地域、これに入るメリットは大きいと思うんですけど、その辺の給与水準についてはどうなんですか、本市と比べた場合に。

○山神修一企画調整課企画調整係長 給与におきましては、産業界における平均的な給与というものを、その地域における給与実態というものがございますけれども、本市においてそのような統計調査はございませんので、一概にこの16から17万円というものと、本市の実態を比べるのは困難かと考えております。

○13番清水和弘議員 だったらですよ、今後のためにも、こういった今まで統計を取っていないって今言われましたよね。取るべきじゃないんですか、それはどう思いますか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 給与水準の統計でございますけれども、大きな国全体としての統計というものはあるかと考えておりますが、本市におきましては、このような2万人程度の町におきまして、単独でそのような統計をすることが技術的に困難であることや、個々のつながりの強さから、個人情報の中核たる部分において、そのような数字を正確に求めることは技術的に困難であろうかと考えております。

○13番清水和弘議員 技術的困難という言葉を一、二回使われましたけど、この技術的困難とは具体的にどういうことなんですか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 まず、統計に当たりましては、その統計の目的を整理し、その統計のデータが有効に使われるような、統計データとして成り立つよう設問を組み立てる必要がございます。また、主に対面方式のアンケート調査等になりますと、やはり調査員と調査される側が顔見知りであったりすると正確な調査というのが、正確な数字が返ってくるか、または回答拒否がある程度増えてくるのではないかと、そういった点をクリアしていく必要があるかと考えております。

○13番清水和弘議員 そのようなですよ、欠乏部分っていいですか、分かるとるんであれば、それを解決しようと思ったらできるんじゃないですか。どうなんですか、それを今担当課が言わ

れたその不足部分ですよね、欠乏部分、それについては分かるとるわけですよ、今述べられたからですね。だったら、それは解決の道は、私はやろうと思えばできると思うんですよ。最初からやる気がないんじゃないですか、どうなんですかそこ。

○山神修一企画調整課企画調整係長 技術的困難のほかにも、個人情報の収集という観点からもハードルが高く、実現性は低いものと考えております。

○本田親行副市長 ただいま企画調整係長が、市内の民間企業の実態について技術的困難があるということでございました。

今回もそうですが、人事院勧告の給与の改定を行う際に、市内企業に対する実態アンケートとこのを実施しております。その中でもなかなか答えていただけなかったり、初任給でありますとかボーナスの支給率とか、それからパート職員の賃金、平均給与といったようなことを問い合わせておりますが、なかなか全てについて答えていただけなかったり、パート賃金の単価にとどまったりというような状況でございます。

回答いただいた団体についても、個人情報の最たるもの、個人情報に関わる問題という答弁もございましたが、公表は避けていただきたいといった実情がございます。そういうことを含めて、なかなか技術的な困難があるということでございたしております。

○13番清水和弘議員 私は公共機関っていうのはですよ、守秘義務があって、それを今副市長はいろいろそういうことはできないと言われていましたよね。守秘義務があって公表するようなことはできないと。それはもう最初から公的機関は守秘義務があってそういうふうな活動になるとるわけじゃないですか。そういう中で、こういう問題が発生しとるわけじゃないですか。私はどうも今副市長の答弁については納得がいかない。

次に移ります。

3番目にですね、第2条には、地域人口の急減とは、一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度まで人口が急減した状況をいうとなっております。本市の場合、人口急減の状況と思われる地域が存在しているのか、この現状は私から見たらですね、もう過疎債をもらっているわけですからね、全体が存在すると思っているんですけど、この現状を打開するためにはどう考えとるんですか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 法の対象となる地域は、法第1条において、地域人口の急減に直面している地域とされており、第2条第1項で、この法律において地域人口の急減とは、一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となる恐れが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいうと定義されております。

先ほども答弁しましたが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法に基づく過疎地域は、これに当たるものとされておりますので、この法の適用という意味におきましては、本市全域が法の対象になり得ると考えております。

日本全体が超高齢化社会に向かう中、本市においては令和17年度には、老年人口が生産年齢人口を上回り、令和27年度には老年人口の割合が50%に達すると予想されております。

地域の持続可能性を維持していくためには、若い世代の定着を図っていくことが重要であると、このように考えております。

○13番清水和弘議員 次にですね、この人口減少、少子高齢化による労働力不足、完全失業率について質問していきます。

本市の人口減少や少子高齢化社会については、日本中多くの自治体が私は同様な現象と考えておるんです。この労働力不足の在り方については、それぞれの自治体の行政責任において改善することができるかと考えておるんです。本市のこの労働力不足の原因と改善策については、どのように考えておるんですか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 人口減少や少子高齢化については、本市にとりまして深刻

な問題であると認識しております。また、人口減少に伴って生産年齢人口も減少ししていくと予想されているため、どの業種においても労働者不足が懸念されていると考えております。

これまで本市は、若者の本市への定着を図ることを目的とする若者定住育成協議会、地元企業の協力による高校生を対象とした就職説明会、働く若者の交流及び研修等の機会を充実し、魅力ある職場環境の創出に取り組んでまいりました。また、水産業に対しては産業後継者育成奨励金、農業へは農業後継者育成対策事業を創設し、産業界の人材確保を支援してきたところでございます。

○13番清水和弘議員 いろいろ活動はしているみたいですけど、効果のない活動は活動と言わないですよ、こんなもん。効果が出て初めて活動と私は言うと思いますよ。絵に描いた餅を言うんじゃないですか、実態を私は聞いてみますよ。

次にですね、労働力不足についても近年の中国や諸外国においてもですね、自国の経済の発展や人口減少による労働力不足が発生しておるような状況です。また、我が国においても人口減少による労働力不足が続いており、労働者の取り合いになっている状況だと報道されております。

このような状況の中で、本市はなぜ外国人労働者雇用を推進しているのか、現在も推進していると思いますけど、今後はどのように考えておるんですか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 まず、生産年齢人口について申し上げますと、2020年、令和2年の国勢調査では、本市の生産年齢人口は9,758人となっております。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、本市の人口は2030年、令和12年には1万6,703人、そのうち15歳未満の年少人口は1,607人で、割合にして9.6%、生産年齢人口は7,510人で45%、65歳以上である老年人口は7,586人で45.4%になると推計されております。

産業の活性化のためには労働者の確保が欠かせませんが、人口減少が要因の一つとなっていることを考慮しますと、労働者を確保することは今後ますます難しくなる傾向にあると考えております。

本市としましては、労働者不足に対し引き続き地元への定住及び就職につながる取組を実施していきたいと考えております。

○13番清水和弘議員 私はこの質問の前にですよ、この外国人労働環境を少し述べたと思うんですよ。これからはですね、この外国人に頼るような対策じゃなくしてですね、やっぱり枕崎市人口減少のためにもですね、これは本市の住民で労働力を賄えるというような環境づくりが私は必要だと思うんですよ。

そのようにするためには、行政としてどのようなことをやらなければならないのか、どうなんですか、その辺は。

○山神修一企画調整課企画調整係長 先ほども申し上げましたが、今後、生産年齢人口、そして年少人口も年を追うごとに減少していくと予想されております。地域社会の活動を支える年代としては、生産年齢人口が主となると考えておりますので、中心となっていただきたいと考える若者の定住、就職について取組を進めてまいりたいと思います。

○13番清水和弘議員 若者ですよ、取組に努めてまいりたいと言ってもですよ、今、枕崎の状況、分かるとるわけでしょう、枕崎の労働状況っていうのは。

先ほど私は言いましたよ、南さつま、南九州、そっちのほうに行っているわけなんですよ。こういう状況を、なぜ行政は分かるとるはずなのに改善しようとしませんか。

市長ここはどうなんですか、改善する意欲はありますか。

○前田祝成市長 ただいま企画調整係長から答弁がございましたが、やはり若者定住という部分については、非常に重要な課題だと思っております。

どれぐらいの方が市外に職を求めていらっしゃるのか、あるいは南さつま、南九州、近隣から枕崎市に勤めていらっしゃる方も当然いらっしゃると思いますので、そのあたりはしっかりとし

た数字は見えてはございませんが、いずれにしましても、政府等も労働人口の流動化というか、雇用の流動化というのは非常に提言をされておりますので、そのあたりも含めて実態をしっかり把握したいと思います。

そして、冒頭の答弁で申し上げましたが、特に少子化対策、令和5年度の当初予算の非常に重点課題として掲げてございます。今予算編成をしている段階で、そのあたりも含めまして少子化対策をするためには、当然働きやすい環境でありますとか、若者が暮らしやすい、若者がここで子供を産み育てたいというところもございまして、雇用という部分を含むその中の一つであると思いますし、社会環境という部分でも、子育てがしやすい、そして子供を産み育てたいという部分をトータルでしっかり取り組んでいきたいと思っております。その中でまた御評価いただければなと思っております。よろしく申し上げます。

○鮫島寿文水産商工課長 市内の労働力不足に対する取組、成果ということで少し申し上げたいと思っておりますが、企画調整係長から説明がありましたとおり、市内の企業の訪問ですとか、いろんな取組は若者定住の協議会の中でされておりますが、私どもの職員も一緒に行って、そういった会に参加をして、高校生、そういった方々の御意見等も聞いているところですが、成果といえますか、先月県立枕崎高校と鹿児島水産高校の就職の状況をお伺いする中で、数名の方が地元の企業に就職内定があったということで伺っております。

水産業におきましても、漁業者、乗組員、船員ですけれども、これもたしか四、五名いらっしゃったと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、企画調整係長が言いました産業後継者ということで長年乗っていただきたいところではありますが、そういった部分についても企業が努力をされまして、卒業後一、二年の技術の習得に係る費用等も企業で負担をして、専門的な知識を学ぶ学校への費用も出すということも検討されていると聞いております。

そういったことで、地元の企業が定着いただけるように、技術の習得について、本人負担ではなく会社の負担で資格取得を目指せるというような状況も聞いておりますので、今後も引き続きそういった業界の方、企業の皆さんのそういった発想等もお伺いしながら、また何か市で定着、地元の皆さんで地元の企業に勤めていただけるようなことに対しまして、こういった取組、支援が必要なのかも含めて、農業、水産業、水産加工業、そしてまた商工業のこういった労働力不足に対しまして効果的な取組をまた研究してまいりたいと思っております。

○13番清水和弘議員 今、水産商工課長からですよ、この資格の取得という言葉もあったと思えますけどね。資格の取得ちゅうのは私はこの労働者本人がやるべきであってですね、自分の財産なんですよ。何でそれを企業に任せるんですか。自分でやるべきなんですよ、こういうことは。やる気がないと私は思いますよ、そんなことだったら。本人が自分の生活を維持向上させるためだったら、自分から資格を受検、合格しなければならぬわけなんですよ。私はそこはちょっとおかしいと思えますよ。

そういった環境づくりはしなければならない。私が言いたいのは多分分かってないんでしょう。そういう環境づくりはしなければならないんですよ。どういう環境かといったらですね、試験を受けに行きやすいような環境、そこにはまず賃金が入ってきますよ。それを受けるためにはお金が要りますよ、コストはかかりますよ。

私が思っとるのには、この枕崎、鹿児島県全体、今853円ですか、そういう形ですすね、若い人が免許を受けに行くとか資格を取りに行くとかできますか、これ。まず853円の最低賃金、これを改善する。これは枕崎の企業体幾つあるか分かりませんが、これが皆さん一定にする必要はないんじゃないですか。

もうかっところもうかる、それなりの支給をする。そういう形をつくってやることは私は行政の力でもあると思うんですよ。皆さん最低賃金が決まっているから、これだけでいいんで

すよなんていうことは私もまっぴらおかしい、それはもう。だからこそ、南さつま、南九州に若い労働者が走っとるわけですよ。

市長は南さつま、南九州に若い人たちが働きに出とることをどのように理解しとるんですか。

○前田祝成市長 先ほどの答弁で申し上げましたが、実態として枕崎市に住まれている方が、市外の事業所で仕事をされているというところは当然あるかと思えます。反対に、市外、近隣市に住まれている方が枕崎市の事業所、例えば医療機関であるとかいろいろな職場で仕事をされていることもあろうかと思えます。

その辺の労働人口の流動性といいますか、そのあたりについてはしっかり把握していく必要があるかと思えますので、先ほど答弁しましたとおり、その実態はしっかりつかみたいと思います。

最低賃金に関しまして申し上げますと、当然最低賃金というのは最低この金額を払わなければいけないということで決められていることであり、事業者としてはやはり雇用の労働需要といいますか、労働力の需給バランスの中で、当然人手不足があれば、ある程度の給料をお支払いして採りたいというところもあると思えます。

先ほど研修の話もございましたが、企業としての付加価値を高めるためにそこに固定費を投入する、研修に対する費用を払うとか、固定費を増やしながらか付加価値というのは高めていくものだと思いますので、そこはやっぱりそれぞれの事業者の判断というところがかなり大きいのかなと思っています。

政府も人に対する投資に対しては、今後様々な補助といいますか支援をしていくというような考えもございまして、そのあたりもうまく見極めながら、本市の事業所の中で働く人材のレベルアップといいますか、スキルアップについては自治体としても応援していける部分は応援していきたいなど。国の動きも見ながら、そこはしっかりやっていきたいなど思っているところです。

ちょっと答えになっていないかもしれませんが、その労働人口の流動性に関しましては、できるだけ現状を把握できるように我々も努力していきたいなど思っております。

○13番清水和弘議員 労働者のライセンス取得のことで市長も言われておりましたけどですね、これを会社から受検などをさせてもらった場合、この労働者の負担になるわけなんですよ。ライセンスというのは自分の将来のために取るんであって、それをまたほかの会社に行った場合も、それは活用できるために受けるわけじゃないですか。その会社のために受けるんじゃないんですよ、これは。先ほど聞いていたらですよ、何かそのような感じに受け取れましたよ。

この話はもうこれぐらいにしてですね、次にこの空き家の現状について質問してまいります。

空き家の利活用について、空き家については、現在、日本全国増加傾向にあると報道されております。本市の住める空き家の総数状況の推移及び空き家の利活用についてはどのような状況になっとるんでしょうか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 平成28年度に国の補助事業を活用して実施しました全棟調査の結果によりますと、本市の住める空き家の数は、市内全域で998棟となっております。

次に、空き家の利用について申し上げます。

本市では、市内における空き家の有効活用を通して本市への定住等を促進し、地域活性化を図るため、平成29年度に空き家バンクを創設いたしました。本年10月末までに売買物件39件、賃貸物件27件の合計66件が登録され、そのうち売買19件、賃貸22件の合計41件が成約となっております。

したがって、空き家バンク制度は空き家の解消に効果があるものと考えております。

○13番清水和弘議員 この5年間ぐらいでいいですけどね、この推移はどうなっとるの。

○山神修一企画調整課企画調整係長 本市内における空き家の全数調査につきましては、国の補助事業を活用して実施しました平成28年度の調査が最新のものとなっております。

○13番清水和弘議員 平成28年だったですか、この5年間ぐらいはされてない。多分、危機管理は毎年調べておると思いますよ。その辺数値を出してですね、やっていただければと思います。その問題は次にやります。

次にですね、本市の空き家の現状について、この枕崎市内、恵比須、旭町、新町などいろいろありますけどね。この各町内の空き家数及び空き家の現状について、危機管理は調査していると思いますけど、どのような状況になつとるんですか。

またですね、地域に居住する高齢者から私のところにはいろんな不満が来とるんですよ。行政はどのような不満を把握しているのかですね。

これまでの実態調査の結果について、またこの地域のですね、地域社会を維持することが困難となるおそれのある地域に該当するんじゃないかと私は思うんですけど、その辺はどう思っているんですか。

○平田寿一総務課参事 市内の空き家の現状につきましては、必ずしも正確な値ではありませんが、国が5年に1度抽出調査として行っている平成30年住宅・土地統計調査によりますと、本市の空き家数は2,220棟、空き家率は19.4%となっており、全国の13.6%及び本県の19.0%と比較しても高い状態にあります。

本市でも、平成28年度に国の補助事業を活用して実施した空き家の全棟調査において、各町内の空き家数や現状について把握しており、先ほど述べた住宅・土地統計調査の結果も参考にしながら、市内全域の空き家の動向を確認しております。

これらの地域の住民から、危険空家等に対する危険性や草木の繁茂などの問合せ、あるいは情報提供等はありませんが、そのような場合は現地確認を行い、その結果を基に所有者等に対して適切な管理を行うよう、法に基づく助言・指導等や情報提供を行っています。

また、これらの地域が地域社会の維持が著しく困難となるおそれのある地域に該当しないのかということにつきましては、本市全体が過疎地域となっており、高齢化率も進んでいます。

先ほど企画調整係長が答弁しましたとおり、法の定義で言えば、市内全域が地域社会の維持が著しく困難となるおそれのある地域に該当するということです。

○13番清水和弘議員 平成30年度のですよ、枕崎市の空き家率は19.4%になっていますよね。この推移は今までとしたら大分増加してきてるんですけど、把握はしているわけですね、ここに数値が出ておるからですね。そしたらですね、今度はこの空き家の住居の種類別なんですけどね、空き家の年間の解体状況、この解体状況はどのような状況になっているのか、また、空き地の利用状況はどのようなになっているのかお伺いしたいいたします。

○平田寿一総務課参事 令和4年10月末現在の危険空家等の棟数は88棟となっており、その全てが住居となっています。

また、空き家対策による空き家の解体状況は、危険空家等について申しますと、平成25年度から危険空家等の解体撤去事業補助制度を施行し、危険な状態にある空家等の除却を推進してまいりました。

令和4年10月までに153棟が解体され、うち125棟が補助金を活用して解体しておりますが、平成25年度から平成30年度の6年間に78棟が解体されたのに対して、令和元年度から令和4年10月までの約3年半の間に77棟が解体されており、近年は危険空家等の解体が進んでいます。これは空き家対策によって、所有者等が空き家の適切な管理を行うという意識が高まってきているとともに、補助金制度がそれを後押しした成果であると考えています。

解体後の跡地利用につきましては、その状況を見ますと、ほとんどが更地になった状態のまま活用されていないのが現状であると認識しています。

○13番清水和弘議員 今、答弁がありましたけどね、この空き家、空き地からですよ、いろんな被害が出とるわけですね。この辺はもう担当課は確認はしているわけですよ。この苦情など

はどのようなことが上がってきとるんですか。

○平田寿一総務課参事 市役所に電話がかかってきたり、あるいは来庁されたりということでのろんな相談を受けております。

相談の中では、隣の空き家の草木が茂っていてちょっと自分の敷地内に入ってくるから何とかしてくださいとか、あるいは隣の空き家の瓦が敷地内に落ちてきたり、雨どいがちょっと曲がったんだけどどうにかならないかというような相談が来ています。

そういったときには、その空き家の所有者等を調べて、先ほども答弁しましたが、所有者等に適切な管理をするよう促しているところです。

○13番清水和弘議員 次にですね、人口減少対策について質問していきます。

この枕崎市の課題としてですね、過疎化や少子高齢化、ほかの自治体への移住の増加が見られます。このような状況からですよ、税金や社会保険など収入から引かれた月収は、私が調べたところ手取り16万円ぐらい、朝食を食べられない子供や学校給食だけの子供がいると言われております。このような状況は、本市には無関係と考えてよいのか。本市が考えている豊かな暮らしを守るための労働賃金について、総収入から税金や社会保険など引かれた実収入はどれぐらいになるのか。また、子育て世代45歳から50歳家族の年収はどれぐらいで、手取りはどのぐらいになっているのかですね、その辺は把握されとるんでしょうか。

○高山京彦生涯学習課長 御質問にあります過疎化や少子高齢化、失業率の増加と年収の関係につきましても、世帯での朝食を食べない学校給食だけの子供がいると言われていたこととの因果関係については分からないところですが、子供の健やかな成長には規則正しい生活習慣が大切であることは、学校を通じて家庭に周知しているところでございます。

○13番清水和弘議員 学校を通じて家庭に連絡しているということですけど、その結果については把握はしないわけですね。

○高山京彦生涯学習課長 学校を通じて家庭には、先ほど答弁しましたように周知はしているところでございます。各学校ではそういった中で、個別に各学校アンケート調査などはしているところでございます。

○永野慶一郎議長 先ほどの質問で、税務課から答弁があります。

○鮫島眞一税務課長 先ほどの収入から税金、社会保険料などを引かれた手取り収入額につきましてお答えいたします。

通常の課税業務におきまして、御質問の世帯が分かる統計処理を行っておりませんので、正確な数値は持ち合わせておりません。また、子育て世代の関係の手取りでの年収額につきましては、同じく階層別の家族の手取りの年収が分かる統計処理を行っておりませんので、お答えできる正確な数値はございませんが、厚生労働省の令和3年賃金構造基本統計調査による鹿児島県における45歳から49歳の年齢階層で申し上げますと、所得税、社会保険料等を控除する前の給与金額につきましては、月額で31万0,500円という統計数値がございます。

○13番清水和弘議員 今回の答弁はですよ、県内ですか、鹿児島市内ですか、これ。

○鮫島眞一税務課長 鹿児島県内になります。

○13番清水和弘議員 枕崎の場合はそれは積算はされてないんですか。

○鮫島眞一税務課長 市内の数値については統計処理を行っておりませんので、積算されてないということになります。

○13番清水和弘議員 今後は、私は今の答弁ではですよ、最低賃金が幾らなのか、実収入が幾らなのか、生活費が幾らなのか分からんじゃないですか。これまでこういう質問はなかったんですか。私はあったと思うんですけど、これに対応はしてきてないわけですね、どうなんですか。ちょっと早くしないと時間は私はないですよ。

○鮫島眞一税務課長 税課税におきましての資料収集は税務課で行っておりますが、その数値を

使いまして統計処理はなかなか難しい状況にあらうかと思えます。

○13番清水和弘議員 難しいと言えば全てが難しくなるんですよ。要はやる気があるかないかなんですよ。住民無くして自治体無しと私はいつも言うてますよ。行政は誰のためにあるんですか、住民のための行政なんでしょう。違うんですか、そこ。誰か答弁してくださいよ。

○本田親行副市長 当然、行政は市民の福祉向上にあると考えてございます。

ただいま答弁しておりますのも、県の数値につきましても統計の調査であって、課税情報をまとめた数値ではないということ、また、市においても課税情報ですので、それを必要に応じて確保するというについてはなかなか難しいということを税務課も答弁しているところでございます。

○13番清水和弘議員 課税はされとるわけですからね。住民に課税しとるわけでしょう、住民に対しても。それだったらなぜ分からないんですか。ただやる気があるかないかだと私は思いますよ。ほかの自治体がやってないから、それをな、それに追従するとかそういうもんじゃなくして、枕崎は今の現状ではもう本当人口減少で、今枕崎市の人口はですよ、1万8,000ちょっとしかいないと私は思うんですよ。まだまだ減少していきますよ。これを乗り越えるためにですよ、行政職員がですね、真剣にですよ、住民のためなんですよ。自分のために真剣にするんじゃないでして、いいですか、自分たち職員のために一生懸命するんじゃないんですよ。自治体は住民のおかげで存在するんですからね。

その辺は市長、どう思っているんですか、指導する考えはありますか。

○前田祝成市長 議員からございますように、当然、市民第一で仕事をしていかないといけないということを考えておりますし、この人口減少対策についても、市の力といいますか、経済力を含めた形で力をしっかり確保していく上では非常に重要なことだと思います。

そのことが、やはり市民の福祉に通じていくものだと思っておりますので、人口減少対策については、冒頭の答弁で申し上げましたが、繰り返しになりますが、来年度の重要課題として捉えております、特に少子化についてはですね。ですので、しっかりと職員に対しても、その意識づけをして取り組んでいるところでございます。

今年の10月3日付で私から少子化対策についてということで、幹部職員を中心に1回、情報共有をしております。その中で、来年度、当初予算に向けて少子化を含む人口減少対策については、重要課題であるということ意識づけをしているところでございますので、そのあたりは御理解いただければと思います。

○13番清水和弘議員 たしかですよ、市長はこの最初の市長選挙に出たときですよ、公約として人口2万人の幸せなまちをこの公約で言いましたですよ。この人口2万人という数値についてですよ、何を基本として言われたんですか。

○前田祝成市長 2万人という数字は一つの目安だと考えてございました。

私が5年前の選挙に出馬したときに、そのときの人口が2万2,000台だったと認識してございます。そのときに、何とか2万人というのが1つのターニングポイントだろうということで、2万人の幸せなまちということで公約として掲げさせていただきました。

人口問題に関して申し上げますと、交流人口であるとか関係人口の増加、これらが経済活性化に貢献すると考えてございます。地域経済を好転させる上でも、先ほどから最低賃金の話でありますとか、雇用、そして所得の話がございまして。そのあたりもしっかりと精査した中で、何が大事なのかというのをしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○13番清水和弘議員 今、市長の答弁聞いていたらですよ、この人口2万人というこの公約はですよ、何の計画ちゅうか、計画的な人口維持っていうことじゃなくして、そのときの自分のニュアンスで、この人口2万人の幸せなまちということ言われたと私は今感じたんですよ。

やっぱり我々がですよ、数値を出す場合は、その数値の基となる基本計画、年次ごとの推移で

すよ、こういうのも行政に来たら教えてくれるわけですよ。これはもう、一般市民でも教えてくれますよ、これ。

なぜそういうことを基にしないで、ただ自分の考えでこういうことを言ってもらおうとですよ、市民はこれはすごい計画だなと、これでもって投票した人も多いと思うんですよ。裏切りと思いませんか、このことでは。

○前田祝成市長 当然、本市として人口ビジョンというのを掲げてございます。それはしっかりとデータとして持った中で私発言しておりますので、そこはもう気分で話をしているのではなくて、しっかりとしたデータに基づいて2万人というのが1つのターニングポイントではないかということ述べてさせていただいたところでございます。

○永野慶一郎議長 時間となりましたので、これで清水和弘議員の一般質問を終わります。
ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○2番眞茅弘美議員 おはようございます。本日、2番目の質問となりました。

まず初めに、農業振興について質問させていただきます。

農業は、基本的に農産物を育て、そして収穫し、それを売ることによって生計を立てていますが、商工業と違って、非常に収入が不安定です。その理由として、例えば、病害虫や自然災害による減収、また、年によって暴落するということが上げられます。

現在の農業には様々な問題点があり、特に深刻なのは農業従事者の高齢化と後継者不足です。

後継者がある程度の割合で就農していれば、そこまで深刻な問題には至りませんが、残念なことに、若い世代の農業従事者不足は慢性化しているのが現状です。

2018年11月、日本で初めてサツマイモ基腐病が発生してから4年がたちました。私はこの基腐病についての質問をこれまでも行ってきました。また、9月議会での沖園議員の質問ともかぶる部分があるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

つい先日、11月30日の新聞記事でも基腐病の県内発生が半減されたと掲載されておりました。今年も、対策強化や雨が少なかったことが影響したと書かれておりました。

今年も植付けを早くして、早い農家では収穫も6月頃から始めていました。そのようなこともあり、8月までは今年も被害が少なかったと聞いておりました。しかし、9月中旬に発生した台風14号後被害が広がっていったようです。

まず初めに、本市の本年度の基腐病の被害状況をお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 サツマイモ基腐病につきましては、平成30年12月に発生が確認されてから、令和元年産が作付面積全体の50%、令和2年産が作付面積全体の90%、令和3年産が作付面積全体の約80%で発生するなど本市においても甚大な被害となっております。

本市においてカンショは大変重要な基幹作物であります。令和4年産の作付面積は、令和3年産よりも約40ヘクタール少ないおよそ480ヘクタールとなり、減少傾向にあります。

しかし、10月末時点において、令和4年産の反収、これは2,165キログラム、令和3年産の反収1,735キログラムを大きく上回る見込みとなっております。

本年産については、生産者の方々の様々な対策や御努力により、全体的にサツマイモ基腐病の発生を抑えられたのではないかと考えております。

ただし、議員からもございましたように、9月の台風14号の襲来、これまでは天候に恵まれ

ており順調に生育しておりましたが、台風以降に被害が拡大し、一部の圃場においては昨年同様、またはそれ以上の被害が見られたとの報告がなされているところです。

令和4年産の被害状況につきましては、担当課長が答弁いたします。

○沖園信也農政課長 サツマイモ基腐病の発生状況については、令和2年度から目視での生育調査を毎月関係機関と行っております。

調査は、地上部の黄化（おうか）・萎凋（いちょう）・枯死（こし）などの発生状況を被害率0%が無、3%未満が微、3%から20%未満が少、21から40%未満が中、41から60%未満が多、61%以上が甚と分類して行っております。

令和4年産につきましては、本年9月26日時点の調査で被害率0%の無が30%、被害率の3%未満の微が55%、3%から20%の少が10%、21から40%の中が5%、41%以上の多、甚についてはいずれも0%となっております。

令和3年産の同時期の調査では、被害率0%の無が0%、被害率の3%未満の微が30%、3%から20%の少が50%、21から40%の中が15%、41%から60%未満の多が5%、甚については0%となっております。

被害率3%以上の少以上の割合が令和3年産は70%であったのに対し令和4年産は15%と、被害が発生した圃場の割合では、令和3年産は100%であったのに対し令和4年産は70%といずれも減少をしております。

被害が少なくなった理由といたしまして、9月上旬まで天候に恵まれたこともございますが、消毒作業や排水対策の徹底、昨年作の収穫後の残渣処理が十分に行われたことで、圃場内の菌の密度を下げられたことが上げられるようであります。

○2番眞茅弘美議員 今の報告にもありましたけども、今年は昨年度に比べれば被害が少なかったということでございます。

それもですね一概には言えないんですけども、私も農家に確認しましたところ、9月以降に広がり、普通に収穫できる年、つまり基腐病が発生する前に比べると、5割近い被害を受けたという農家もいらっしゃいました。その場合、一反当たり3トン取れていた畑が今年は1トンから1トン半しか取れなかったということでした。

そしてまたある農家では、基腐の被害は少なかったという方もおられ、一概には言えませんけども、今、課長からもございましたとおり、いろいろな対策を農家も頑張っているらしいので、少しずつよくなっているのではないかなと思います。

しかし、まだ基腐病は今年も被害が出ておりますので、農家もすごくそのところは悩まれております。そしてですね、現在のところ基腐病に対しての特効薬、つまり治療薬のようなものがございませんので、担当課のほうでも様々な防除対策を呼びかけていると思います。

それでその中でも、種芋の防除対策としまして、本年度から蒸熱処理機の活用が始まったようです。JA南さつま管内では2か所に蒸熱処理機を設置し、今年から利用が開始されているようです。

そこで、来年度に向けての処理状況の進捗率をお願いします。そしてその蒸熱処理機利用に関する割り振りなどはどのようにしておられますか。

○沖園信也農政課長 蒸熱処理装置につきましては、現在、議員からもございましたが、JA南さつま、薩摩酒造及び本坊酒造で導入されております。

昨年利用状況につきましては、JA南さつまの蒸熱処理装置の導入が本年3月と遅かったこともあり、令和4年産の蒸熱消毒の処理数量や利用率については把握ができていないところがございます。

来年産の蒸熱処理装置による種芋の消毒計画が各JAや各酒造会社4施設でなされております。本市を含め南薩4市で9月から12月までに305.5トンの計画に対し、11月15日現在で194.64ト

ン、進捗割合として63.7%となっているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 J A南さつまの2基の蒸熱処理機に対しての本市の割当てですかね、幾つのコンテナになっていますかね。

○沖園信也農政課長 J A南さつまの蒸熱処理の計画ですが、これは地域全体の計画でしかこちらのほうは把握しておりませんで、J A南さつまの処理計画といたしまして、140トン进行計画しており、11月15日までに90トンの処理をしております。

計画の進捗状況としては64.3%ということで報告をいただいております。この中で本市の農家の方が依頼した分につきましては、152ケース、4農家ということでお伺いをしております。

○2番眞茅弘美議員 処理機は、今現在J A南さつま管内に2基と、そして本坊酒造に1基、薩摩酒造のものは改造したものが稼働していると聞いております。

それですすね、J A南さつまの処理機の本市の割当てが以前聞いたのが900コンテナというふうに聞いておったんですけども、現在、本年度は154コンテナということでしたね。

それでは農家にちょっとこの数が少ないのかなというふうに思うんですけども、この蒸熱処理機についての効果とか、そういう処理機についての説明などの周知等は図られておりますか。

○沖園信也農政課長 まず蒸熱消毒処理の効果につきまして、農研機構の令和3年度版のサツマイモ基腐病発生生態と防除対策の中で、種芋の48度40分間の温度処理は、基腐病の発生を抑制し、腐敗塊根の発生を軽減するというを書かれております。

蒸熱処理の周知につきましては、事あるごとに部会等がありましたら、そこで一応周知のほうはしておりますが、先ほども申しましたように、農家の処理件数というのが思ったほど伸びていない状況でございます。

昨年産の蒸熱処理の中で苗床において基腐が発生したと、蒸熱処理による芋の疲れといいますが、そういったもので発生したことも原因となっているかと思っておりますが、農家が基腐病の解決というかその対策として、蒸熱処理のほうが十分に効果を得ていないんじゃないかというような、ちょっと懸念された部分もあって、その消毒の依頼が伸びていないのではないかなと今のところ推測をしております。

○2番眞茅弘美議員 基腐病対策ということで、蒸熱処理以外にも苗の消毒、土壤消毒、排水対策、発病した株を除去するなど呼びかけておまして、農家もそれを実施されていると思っております。

しかしですすね、まずは種芋ですすね、伏せ込む前の種芋が健全である、これは非常に大事になってくると思っております。

今、課長が言われましたとおり、まだ始まったばかりですので、蒸熱処理をすれば、必ず健全な芋になるというところがまだ定かでないという部分もあるのかとは思っておりますが、試験的に本年度産に向けて蒸熱処理機を实际利用された方の話によりますと、処理した種芋と処理していない種芋をビニールハウスに伏せ込んだ場合、処理した種芋はハウス内では苗を取るまでは健全であったそうです。処理していない種芋はハウス内で腐れてきたものがあったという話でございました。

ハウス内で腐れてしまうと植付けもできないわけですので、種芋が健全であるということは非常に大事ですすね。

そしてですすね、一反当たりの種芋の必要量が大体90キロと聞いております。そして本市の令和4年度の作付面積が484ヘクタールと聞いております。これをキログラムに換算しますと、24万2,000キログラムとなりまして、20キロのコンテナに換算すると、1万2,100個となります。

それでバイオ苗やウイルスフリー苗を購入される方ももちろんいらっしゃいます。

しかし種芋から苗を取る農家はかなりいらっしゃると思っておりますので、そうしますと、今後処理機を利用する方が増えた場合、処理機を利用できないという方も出てくると思うんですすね。

処理機を利用する方が増えて、その数に当てはまらないという方が今後増えた場合、市として

何か対応を考えていらっしゃいますか。

○**沖園信也農政課長** 先ほども答弁いたしました但、現在、JAや各酒造会社におきまして、9月から12月までの処理計画を立て、進捗状況の報告をいただいているところでございます。

1施設の計画数量を上回る処理依頼があった場合は、まず、関係施設で調整をしていただき、余力のある施設で処理をしてもらうことになるかと思いますが、利用料金徴収の関係も出てきますので、南薩地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチーム会で協議するよう働きかけていきたいと考えております。

また、依頼のあった処理量を地域全体で処理できない場合も想定されますので、事前に当プロジェクトチーム会で、近隣の蒸熱処理装置の稼働状況などを研究することが最善と考えておりますので、その点も含めて県等に働きかけていきたいと考えております。

○**2番眞茅弘美議員** 次に農家の後継者不足、人手不足について聞いてまいります。

まず、後継者不足に対する支援はどのようなものがありますか。

○**沖園信也農政課長** 後継者支援策といたしまして資金的面では、新規就農者育成総合対策事業、以前の農業次世代人材投資事業や収入保険制度加入助成事業、農業後継者育成対策事業などがございます。

また、機械整備などのハード面では、認定農業者等担い手育成対策事業、経営継承・発展等支援事業、新規農作物導入取組支援事業が代表的な支援策となります。

このほか、高性能茶機械施設等導入支援事業や「枕崎の、茶・果樹。」チャレンジ改植支援事業、農業経営基盤強化資金利子補助などもその支援になっているものと考えております。

○**2番眞茅弘美議員** 農家の場合は世襲制のような形での後継者が大半だと思っておりますが、例えばですね、全く違う職業から農業に就農したい、また、移住して農業を始めたいという方に対応した支援、そのような方への対応を市としてはどのように考えておられますか。

○**沖園信也農政課長** 以前はファームサラリー制度であったり、そういった市の独自のものがございましたが、最近では、先ほども申しましたが、農業次世代人材投資事業、あるいは農業後継者育成対策事業、こういったような国等との連携した事業等もございますので、また機械の整備等につきましても、先ほど申しました認定農業者等担い手育成対策事業、こういった方が新規の認定農家の手続等をしていただければ、こういったものが対象となっていきますので、そういった広い意味で事業の紹介等をしているところでございます。

○**2番眞茅弘美議員** 農林水産省の発表によりますと、2010年の農業就業人口は約260万人でした。しかし、その後は毎年10万から50万人ほど減り続け、2019年には約168万人まで減少しております。

自営農業である基幹的農業従事者の人数は、2010年が205万人、2019年が140万人となっております。また、農業就業人口のうち2019年には65歳以上は118万人で全体の7割を占め、平均年齢は67歳でした。

そこで、本市の65歳以上の割合をお願いします。

○**沖園信也農政課長** 65歳以上の割合につきましては出しておりませんが、人数的なもので回答させていただきたいと思っております。

市内の年齢別農業従事者数につきましては、2020年農林業センサスにおいて農業経営体全体の年齢別農業経営者数の調査項目がありませんので、同センサスの個人経営体、年齢別の農業従事者数について答弁いたします。

個人で経営されている農家の年齢別従事者数は、19歳以下が2人、20歳代12人、30歳代40人、40歳代50人、50歳代93人、60歳代186人、70歳代164人、80歳以上が71人となっております。

○**2番眞茅弘美議員** もうこの数字を見ますと一目瞭然なんですけども、50歳以上の方で農業に従事しているのではないかというぐらいに若い方の農業従事者が少ないみたいですね。

このように後継者不足もですが、農業に従事される人手不足も深刻なんですね。農業に従事する方の50歳以上が大半を占め、本当に深刻な状況なんです。農繁期などに仕事に来ていただく人を探してもなかなか見つかりません。これは本当に農家の大きな悩みなんです。

また人手がないということで、シルバー人材センター等にもお願いしませうけれども、こちらでも農作業に従事される方が高齢化し、限られた人数しかいらっしやらないとシルバー人材センターのほうでも嘆いていらっしやいます。

このような状況を市としてどのように考えていらっしやるのかをお願いします。

○沖園信也農政課長 議員からもございましたように、現在各農家におきましては、シルバー人材センターや知人、隣近所の方に依頼し、労働力を確保しているようでございますが、やはり、その確保に苦勞しているようでございます。

一部の農家におきましては、市外の労働者派遣業者の活用を行っているところもあるようです。

また、若い農家の方では、1日農業バイトなど農業の仕事を1日単位で探すことのできるアプリを使用し、鹿児島市やいちき串木野市の方を労働者として確保している事例も聞いているところでございます。

このような情報を農家へ提供していくとともに、JAにおいても農家の支援体制を協議していると聞いておりますので、連携を取り、農業労働者の確保について研究をしていきたいと考えているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 農業は高齢化、人手不足、そしてカンショ農家は基腐病に悩まされ、他作物においても消費が落ち込み本当に大変な状況でございます。

そのような中、本市では今年の特産物で認定農業者等担い手育成対策事業が予算化されまして、農家も農業意欲につながり大変喜ばれました。

この事業額と戸数をお願いします。

○沖園信也農政課長 まず、認定農業者等担い手育成事業について説明をいたします。

内容といたしまして、認定農業者及び認定新規農業者または農業者の組織する集落営農法人が、農産物の生産性や品質の向上、収量増、生産安定、規模拡大等を図ること、また、遊休農地を有効活用する目的で、農業機械の導入及び機械器具の賃借料を必要とすることに對して、必要な経費の一部助成をする制度でございます。

11月末現在の事業の申請件数は38件で、実績見込額は2,855万9,000円との予定となっております。

○2番眞茅弘美議員 この事業は初め申請者が多く、そのため補正を組んで、多くの38戸の農家が機械購入できました。大変皆さん感謝しております。

しかしですね、今年の申請に間に合わなかったとか、もちろん自己資金も必要ですので、今年はやっと難しいと断念された方もいらしたようです。

ぜひですね、この事業を来年も続けていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

○沖園信也農政課長 先ほどの質問でもございましたが、農業従事者や新規就農者が減少する中で、農業者の営農継続や新規作物への取組意欲を喚起することにつながっていることや、市内事業者等が農業機械を購入することで地域経済によりよい影響を与えていると考えておりますので、財政状況を見て、継続できるよう努力をしてみたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 それから機械購入に関しましては、茶農家は工場の機械、そして畑での摘採機、防除機など購入が大変高額になります。市としてもですね、国や県の助成金の紹介や農家からの様々な相談に乗っていただきたいと考えております。市としてできることを続けていただきたいと存じますので、これは要望しておきます。お願いします。

それから、私議会の中で再三お願いしておりますが、農家の収入を保障する制度、収入保険の助成も今後も続けていただきたいと思っております。現在、コロナ禍から物価高と大変厳しい状

況が続いておりますので、この収入保険に関しまして、何か今後の見通しなどございますか、お願いします。

○沖園信也農政課長 現在市が助成している収入保険制度加入助成事業補助につきましては、南薩農業共済組合管内の7市におきまして同様の内容で実施をしている状況でございます。

助成期間の延長などにつきましては現在、農業情勢や管内7市の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 農家はあらゆる予期せぬことで収入が激減することが考えられますので、加入していない方も入りやすく、そして加入している方も続けられ、収入保険が農家にとってよりよい制度として続けられますよう、どうか今後もよろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

ふるさと納税は現在本市にとって大変重要な財源です。そのため、ふるさと納税返礼事業の業務の目的にもありますように、本市の厳しい財政状況において、安定した行政サービスを提供し、本市の地場産業の振興を図ることを目的としております。

ありがたいことに、たくさんの納税寄附額をいただき、現在、たくさんの事業に活用しております。そして、市民の皆さんの関心も高いようです。

こうやって今があるのも、寄附してくださる方はもとより、これまで、立ち上げから努力してこられた委託事業者、協力事業者のおかげでもございます。

しかし、市民や協力事業者の方からの不満の声が聞かれるということで、9月の決算委員会で審査しましたところ、たくさんの提言、そして御指摘がございました。その内容を振り返りながら質問させていただきます。

まず、これまでに協議会が何回開催されましたか、1回目は9月に開催されたと聞いております。

そして決算委員会の中で、我々議員に資料が配付されました。その中で、私も口頭で説明するより資料があると大変分かりやすいと感じました。そのような資料も協議会に配付していただき、協力事業者皆様の理解を得られるようにしてはという提言をいたしました。

そのあたりのことも含めてお願いします。

○山神修一企画調整課企画調整係長 お尋ねの協議会とは全体説明会のことであろうかと思いますが、よろしいでしょうか。——それについて、御説明いたします。

これまで返礼品協力事業者との打合せ等は、事業者ごとに個別に多く実施しておりまして、全ての返礼品事業者への全体説明会につきましては、これまで2回実施しております。

1回目が平成31年の4月でございまして、2回目の開催が本年の9月になっております。

本年の9月の全体説明会では、昨年度の実績報告及び協力へのお礼、新たな定期便の提案や事務の簡素化等につきまして意見交換をいたしました。

また、返礼品協力事業者及び管理委託事業者の協力関係の強化や相互理解の深化などを目的に協議会の設立について提案しましたところ、賛同を得ましたので、令和5年度中の設立に向けて準備を進めてまいります。

○2番眞茅弘美議員 本年度の協議会は、9月が1回でございしますか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 はい。本年は9月1回のみとなっております。

○2番眞茅弘美議員 それでしたら決算委員会の中で、1回目の協議会の中で委託事業者から新たな取組や提案の話、また、協力事業者から郵送料に関して新たな考えの提案がなされたと聞いておりましたが、そのことについてのその後の協議はなされていないということでしょうか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 全体説明会としてはまだ開かれておりませんが、そこに向けての資料作成でございしますとか、運送事業者からの聞き取りを進めているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 それではですね、令和3年度と比較して10月末の納税額は幾らになりますかという質問なんですけども、昨日城森議員の質問の中で6億5,998万円ということだったと存じますが間違いはないでしょうか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 昨日のふるさと納税に関するお尋ねでもお答えしましたが、令和4年4月1日から令和4年10月31日までの寄附額は6億5,983万6,000円で、寄附件数は2万8,774件となっております。

○2番眞茅弘美議員 6億5,983万ということですね。

それからですね、私ちょっと気になることがございまして、以前ホームページで確認しましたところ、ちょっと結構な数の準備中という商品が目立ちましたが、これはどういったことなのでしょう。それからその準備中という品は同一の事業者でしょうか。

○山神修一企画調整課企画調整係長 各ポータルサイトにおきまして準備中となっている返礼品につきましては、新たに登録されたものにつきまして、そのページに正しい情報が掲載されているかどうかということを返礼品事業者自身が確認するまでの間、準備中と掲載される仕様となっております。

また、準備中と掲載される事業者は特定の事業者によるものではありませんで、新しく返礼品の掲載をした事業者においては、そのような表記がなされることがございます。この表記される期間におきましては、管理委託事業者がポータルサイトへ掲載した後、返礼品協力事業者がいつまでに確認を終えるかという点で日数については変わってくるところでございます。

○2番眞茅弘美議員 はい、分かりました。

この納税額なんですけども、今10月末の時点で大体20億以上も減少しているというわけなんですけども、これはちょっと本市にとって大打撃ではないかなあと思うところでございます。

ふるさと納税の委託事業というのは枕崎という大きな看板を背負ってですね、責任も大きいわけです。これまでの議会の中でも委託事業者の在り方等について意見が出ており、決算委員会でも保留にして審査いたしました。協議会もその後開かれていないということございまして、その決算委員会等でも委託料などに関するいろいろな意見が述べられたわけなんですけども、そこがまだ改善されていないということです。そして、納税額も大きな額が減少しているということございまして。

私が何を言わんとするかといいますと、委託事業者、協力事業者がウィン・ウィンの関係をつくり、それぞれの疑念をなくすためにもですね、ちょっとはっきり申しますけども、来年3月に再度プロポーザルを行う考えはございませんか、お願いします。

○山神修一企画調整課企画調整係長 まず、本年度10月31日までの寄附でございましてけれども、令和3年度比で申し上げますと、寄附額は約73%、寄附件数は85%となっている状況でございます。

次にお尋ねの管理委託事業者のプロポーザルの実施でございましてけれども、返礼事業等業務委託につきましては、委託仕様の見直しのほか事業機会の提供の公平性、こういったことから、一定期間で事業者選定プロポーザル等を実施することも検討し、その時々のご想定寄附額、寄附件数、必要な業務遂行能力等を考慮し、最も適した体制づくりに努めてまいります。

○2番眞茅弘美議員 はい、分かりました。

令和3年度の本市の納税額は、これは34億という県内でも4位だったわけですね。本当に大変ありがたく、すばらしいことだと存じます。

本市枕崎は合併もせず、人口も、市としては2万人足らずと小さい町でございまして。見方によれば、一般の方がどうしてこんなに納税額が上位なんだろうと興味を示したり、ホームページを開いてみようかと、そして枕崎に行ってみようか、また応援してみようかとそういうことにもつながると思いますので、とてもいい制度ですので、何とかですね、納税額を維持していただける

ように、ふるさと納税に関してはできることは限られておりますが、行政の皆さんも頑張っていたきたいです。

よろしく申し上げます。

次に、お魚センターについて質問いたします。

私は9月議会でもお魚センターについて質問させていただきました。非常に厳しい経営状況である。また、本市が抱えている損失補償についても触れました。赤字が続いており、負債も大きく、筆頭株主である枕崎市として大きな決断を迫られていると申しました。

まずは取締役会や検討会が開催されたのか、これまでに何回開催されたか。そして、その協議された主な内容、意見等も申し上げます。

○桑原英樹水産商工課参事 お魚センターでは経営改善に向けて、新たに経営改善計画書を作成したところですが、策定までの過程につきましては、9月7日に開催された当該法人の取締役連絡会において、厳しい経営状況が続くお魚センターの再生に向けて経営改善計画書を策定することが決定され、計画の策定に当たっては、各出資団体からの推薦によるメンバー及び外部有識者として、会計士、金融機関関係者などで構成される検討会を計3回開催し、若い世代を主な対象としたアンケート調査も実施するなど検討を重ね、具体的な取組内容等についての取りまとめを行い、計画の骨子を作成したようです。

なお、検討会に出された意見としまして、一部ですが申し上げますと、人が来るところに観光客も来る、野菜や素材を充実させて、地元の方にも利用してもらい、市民の台所を目指してはどうか、子供と一緒にいける環境づくりが必要、1階の西側が暗く、明るい雰囲気がないと先に進みたくない、ふるさと納税等の梱包場所など、作業の動線を考える必要があるなどの意見があったようです。

また、20代から30代を中心とした比較的若い世代を対象に実施したアンケート調査では、お魚センターに対するイメージとしまして、施設が古く館内が暗い、観光客は多いが、地元客が少ない、魚が新鮮でおいしい、水槽があり、子供たちが喜ぶスポットであるなどといった回答があり、お魚センターだから食べられる、買うことができる特異性が必要、おしゃれなカフェがあれば行きたい、イベントを定期的実施してはどうか、子供連れでもゆっくりできるスペースがあるといいといった意見もあったようです。

経営改善計画の策定においては、これらの意見も参考にしながら、館内のレイアウトを見直すこととし、地元漁業者、農業者と連携した旬の魚介類、農産物の販売強化による観光客及び地元住民の誘客促進や、1階西側に開設を計画しているフードホール型レストランでは、南側の壁を大きく打ち抜いて港の風景を取り入れたり、家族連れをターゲットとした水槽に囲まれて食事ができるアクアリウムスペースの設置を計画しているようです。

なお、検討会で取りまとめた内容については、取締役連絡会で2回にわたり検討を行った後に、最終的に11月5日の臨時株主総会で経営改善計画書は承認されたと伺っております。

○2番眞茅弘美議員 経営改善計画書を先日いただきまして、今アンケート等に書かれていたことなどを取り入れての計画になったのかなと今聞いていて思ったところがございます。

お魚センターは、実際のところが年明けにも現金が尽きてしまうということもありまして、市に対して追加出資の依頼があったようです。そして、建物の老朽化や利便性向上のために大規模な改修を計画するというので、これは補助金を活用すると聞いております。

9月議会の私の質問の答弁の中で、市としては財務体質の強化という点では、補助あるいは増資が選択肢の一つになると答えられております。

そして12月2日初日本会議終了後の全員協議会で説明がございまして、追加出資依頼については、11月29日、お魚センターのほうへ全額は引き受けられないと伝えてあるということでした。

そして現在、市の対応は追加出資か貸付けということで、いまだはっきりとは示されておられません。

実際のところですね、1月には現金がショートすると、それははっきりしております。そして現在、お魚センターには30名の従業員が働いており、テナントもごぞいます。皆さん頑張っているらしいですよ。

最近ではお魚センターも活気が戻ってきて、人の流れがあり、SNSでの情報発信では、イベントや新鮮な魚の情報発信が見られ、私もそれを見て駆けつけたこともございます。

しかし、現実は何も手を打たなければ経営破綻に陥ります。

そこでお尋ねします。

補償については、昨日沖園議員の質問の中でも出ましたが、この従業員に対しての労働規定などは定めていますか、お願いします。

○桑原英樹水産商工課参事 労働規定につきましては、定めているということでお聞きしております。

○2番眞茅弘美議員 分かりました。

それでしたら、お魚センターが破産とか、倒産とかなると、そここのところの補償とかも出てきますし、簡単にいくものではないのかなという懸念もございます。

正直言ってまだ、少なくともですね、1年早く、今のような経営改善に向けて話がなされていれば、方法は幾つもあったかと思いますが、過去のことを言っても仕方ありません。

しかし、現実には倒産、破産する寸前という現実が迫っているということだと思います。

それと同時にちょっと検討していただきたいのが、今のこの第三セクター方式ですね、この方式でいいのかという声は市民からも多く聞かれ、私もそここのところは思うところがございます。全国でも第三セクターの統合や見直しが行なわれているようです。

そして先日の全員協議会でも、計画書に沿って経営コンサルなど専門家に聞くという話がありました。その辺も含めて、実際に市としての対応はいまだ示されてはおりませんが、我々議会としても非常に厳しい判断になると思うんですね。

私も9月議会で負債の部分を何とかしなければ、悪循環が続くのではないかと申しております。

しかし繰上償還は考えていないと、こういう流れなんですけども、これまでの経緯を見ても、一時しのぎでなく最善の策を考えるべきではないかと私は切に願いますが、市長にお尋ねします。

今後の枕崎にとって経済波及効果につなげられるよう、お魚センターが現在の第三セクター方式を続けていっていいのか、そこについて見解をお願いします。

○前田祝成市長 昨日からお魚センターについての質問もありましたし、市としても、今回、いろんな提案をさせていただくことになろうかと思いますが、これまでも答弁してきましたとおり、近年、とりわけ令和2年度以降、お魚センターは新型コロナウイルス感染症の影響により来館者数及び売上高の大幅な減少が続き大変厳しい経営状況が続いております。

これは委員からもございました。

平成26年8月5日付で総務省が示した、これを昨日も説明しましたが、第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定についてということで、公的支援の考え方として損失補償、長期貸付け、増資を含む出資などについて示されており、第三セクターへの支援としては、財務体質の強化という点で補助についても選択肢の一つになるかと思っております。

これはもう前回の議員からの質問もあって、検討しているということでお話ししたかと思っております。

市の当該法人への支援という点では、当該法人が平成22年11月12日付で金融機関から経営安定資金として1億9,000万円を借り入れた際に、信用補完として市が損失補償を行っているということです。

そして、12月2日の全員協議会において御報告しましたとおり、11月7日付で当該法人から追加出資の依頼があった件につきましては、庁内協議を行って、お魚センターが検討している増資額の全てを、4,900万円だったわけですが、この追加出資を本市が引き受けることはできないと判断してお魚センターに回答しております。

重ねての答弁になるかもしれませんが、本市の観光拠点として、多くの観光客を受け入れてきているお魚センターの資金調達の必要性、これは認められるということで、増資に代わる財政支援について、今、早急にお魚センターと協議を行うということとしております。

この12月定例会でそのあたりも追加提案したいと考えているところでございます。

そして、今後のお魚センターということで申し上げますと、お魚センター自体が本市の観光のランドマークとして、今後の交流人口の拡大、そして地域に活力をもたらすためにはなくてはならない施設であると認識しております。

当該法人では、今回、先ほど参事からも説明がありましたが、経営改善計画書、これに基づいて再生に向けた取組を行っていくと思っております。

これは、昨日の質問でもございました整理か再生かというところでいきますと、現段階では私としては再生ということだと考えてございまして、そこをしっかりと続けていきたい。そして、経営体としましては、今、第三セクターで何とかやっていけないだろうかということで考えてございまして、そのあたりについては、経営体としても第三セクターという形で進んでいくと考えてございます。

計画書に示されてございます大規模改修に当たっては、様々な館内レイアウトやブランディング施策などについては、専門家からのアドバイスをしっかりと受けたいと思っておりますし、それによってより魅力的な組織づくりを目指していく方向で取り組んでいると伺っているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 はい。

市長としましては、再生という見解を今お聞きしました。

これまでのお魚センターはここ数年赤字が続いておりますが、ちょうどそこにコロナ禍がはまっております。そのところもありますけども、今後大規模改修をするということで、思い切ってレストランのほうも1階のほうに持ってくるということでございます。

今後ですね、いい形に持っていければ本当にそれはありがたいことですが、そういった方向に進めるようにですね、いろいろ御検討を今後もよろしくお願ひします。

○永野慶一郎議長 時間になりましたので、以上で眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後0時9分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東君子議員。

[東君子議員 登壇]

○12番東君子議員 枕崎日本一。今回も正々堂々、真っ白な心で一般質問を行ってまいります。

公職選挙法違反、腐った土壤に大輪の花を咲かせることはできない。金を配り、焼酎をひっ提げ、知り合いの店のオープン記念に花輪を送る。政治屋は次の選挙のことを考え、政治家は子供たちの未来を考える。クリーンな選挙によって我々の代表者を選びたい。政治屋を枕崎市議会に入れるな。

選挙違反が起こらないように、選挙管理委員会ではどのような取組を行っておりますか。また、市長の選挙に対する姿勢や考えをお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 私の選挙に対する姿勢や考えとのことですが、公職選挙法という法律の下で、政治家として自らの政治姿勢を多くの有権者にお伝えし、その姿勢に対する評価をいただくことと認識しております。

選挙管理委員会が取り組む選挙違反の未然防止の取組については、担当局長より答弁させます。

○木口屋和彦選管事務局長 私からは、選挙違反防止の取組について答弁をいたします。

公職選挙法では、選挙の公正、候補者間の平等を確保するため、選挙運動並びに事前運動に対して一定の規制が設けられています。

違反行為の主なものとしては、投票目的の戸別訪問、買収やもてなし、飲食物の提供などがあります。そのほかにも広範に及びます。

選挙管理委員会としては、市のホームページにおいて、選挙違反と罰則についてと、ポスター掲示に関する禁止事項についての記事掲載による警鐘を鳴らし、広報紙においては、寄附禁止の三ない運動のチラシ折り込みを行っています。さらに、市内における違法掲示物のパトロールを随時実施し、警察当局との情報共有も行いながら、違反行為の未然防止に努めています。

また、本市の明るい選挙推進協議会においては、選挙期間中に各候補者の選挙事務所を訪問し、書面をもって選挙運動違反の注意喚起を行っているところです。

○12番東君子議員 それではですね、次の項目は一般的には選挙違反に当たらないのか1つずつ伺ってまいります。

まず、現金を配る。この現金を配る方法もいろいろとございます。直接手渡す、封筒に現金を入れ有権者のポストに入れていく、おにぎりの中にラップで包んだお札を入れにぎにぎして有権者に渡す。こういう行為は選挙違反に当たりますか、どうですか。

○木口屋和彦選管事務局長 金銭など不正な利益の授受による買収行為は、選挙の自由公正を著しく侵害するもので、厳重な処罰規定があります。特に、公職の候補者、選挙運動の総括主宰者、出納責任者が買収行為に及んだ場合は、4年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金に処せられることとなります。

○12番東君子議員 今の答弁の中で、懲役4年以下という言葉がございましたが、具体的に懲役とはどういう意味ですか。

○木口屋和彦選管事務局長 懲役について御説明いたします。

犯罪を犯した者を刑務所内に拘置し、労役に付させることとございます。

○12番東君子議員 次にいきます。

親族の名でお店から焼酎を発送する。または焼酎をひっ提げて有権者の家に御挨拶に行く。これはどうですか。

○木口屋和彦選管事務局長 公職選挙法では、何人も選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、湯茶及び通常用いられる程度の菓子を除き、飲食物を提供することはできないとされ、親族の名であっても処罰の対象となります。

○12番東君子議員 お店をオープンした。お友達がお店をオープンしたんですね、花輪を送る。これはどうですか。

○木口屋和彦選管事務局長 その商店等が選挙区内にある場合は、選挙運動に関するもの如何を問わず禁止され、処罰の対象となります。

○12番東君子議員 花輪を送るだけでなく、あろうことか花輪を送ったそのお友達なんかと写真を撮ったりですね、SNSなどに上げて何年もたってからこういう過去の違反が見つかったと、そういう場合ですとか、証拠がいろいろと出てきた、焼酎を送った店の名前が判明をした。何年も過ぎてからこういうことが発覚をする。

こういった場合はですね、時効というのはあり得るのでしょうか。

○木口屋和彦選管事務局長 先ほど3つの事例について答弁をいたしました。各種違反事例に

つきましては、公職選挙法第221条の買収及び利害誘導罪に該当しますが、議員がお尋ねの件は、犯罪事件から一定期間を過ぎると、犯人を処罰することができなくなるという公訴時効についてお尋ねかと思えます。

この公訴時効につきましては、刑事訴訟法の中に時効年数についての規定がなされておりまして、御質問で出された3つの事例につきましては、4年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金に処せられることとなりますので、刑事訴訟法第250条第2項に該当し、公訴時効は3年と規定されております。よって、事件発生後3年を経過すると事件の時効が成立し、処罰起訴ができなくなります。

○12番東君子議員 お答えいただいた1番、2番、3番、現金、焼酎、花輪、これらの場面に有権者が遭遇をした。焼酎を持って来られた知り合いの方、現金を握らされた、花輪を持ってお祝いにいただいた、知り合いですね。なかなか断りにくいですが、こういった場合、有権者はどう対応すればよろしいのでしょうか。

○木口屋和彦選管事務局長 当然ながら、利益を供与された有権者にも罰則が適用されることとなりますので、選挙違反が疑われる場面に遭遇した場合は、強い意思を示してお断りするとともに、速やかに警察署もしくは選挙管理委員会へ情報提供をしていただくこととなります。

○12番東君子議員 1人で悩まず、こんなことがあった、こういう方がいらっしゃったということを警察署や選挙管理委員会に御相談をすれば安心ということですね。もしそういう場面に遭遇されましたら、ちゅうちょすることなく警察署に御相談をしてください。

それでは次の期日前投票について伺ってまいります。期日前投票箱はどのように管理をされていますか。

○木口屋和彦選管事務局長 期日前投票所の投票の期間中における投票箱の管理につきましては、日々の投票所閉鎖後は、選挙管理委員会事務所内にあるダイヤル式の保管金庫において、厳重に管理保管されております。

○12番東君子議員 保管されている段階で投票用紙が外部に漏れてしまう、そういった可能性はないのでしょうか。

○木口屋和彦選管事務局長 投票箱は開票当日までいかなることがあっても解錠することは許されず、当日の投票が終了し、投票所を閉鎖した後、投票管理者によって投票箱の施錠を行い、その鍵を封入した封筒とともに厳重に管理保管されているため、決して外部に漏えいすることはございません。

○12番東君子議員 それでは選挙期間中にお電話が選管にかかってきた。もしもし、どんげか、どっちが勝つごつあるか、誰が優勢なのか。現在の状況を知りたがる内容に対しまして、選挙管理委員会はどうか対応しているのでしょうか。

○木口屋和彦選管事務局長 先ほどの答弁とも重複いたしますが、投票箱は当日の開票まで、何人も、いかなることがあっても開錠することは許されず、選挙管理委員会が投票結果について、その優劣を判断することは皆無でございます。万が一、住民からそのような問合せがあったとしても、期日前投票における投票箱は、選挙当日の開票時に他の投票箱と同時に開票されるため、誰1人として知るすべはないとしか答えられません。

○12番東君子議員 たくさんのですね、思惑をはらむものが選挙と言っても過言ではありません。毅然とした態度でそういったお電話等の任務に当たってください。よろしく願いをいたします。

それでは選挙ポスターについて伺ってまいります。

選挙ポスターを掲げる重要性、選挙管理委員会はどのように認識をされていますか。

○木口屋和彦選管事務局長 選挙ポスターの掲示につきましては、文書図画による選挙運動の中で最も重要で代表的なものとなります。本市は市内80か所を掲示場として指定しており、選挙

期間中に市民の皆様が直接目に触れることで、候補者を選択するための手段の一つであると考えております。

○12番東君子議員 選挙ポスター代金は、市民の税金が使われていることを多くの市民の方々は御存じありません。とある会合で、選挙ポスターの話題になったんですね。そしたらポスター代金は供託金30万の中に入っているのか、選挙に出る人が業者、印刷屋に払うのか。違います。ポスター代金は市民の皆さんの税金です。周りにいた方が大変びっくりされていました。

2019年枕崎市議会議員のポスター代金は幾らだったんですか。

○木口屋和彦選管事務局長 ポスター掲示場に貼り出されるポスターの作成費用は、議員がおっしゃるとおり公費負担の対象となります。2019年当時の公費負担の限度額は、1候補者当たり12万8,480円、総額では当時の立候補者数であった14名分で179万8,720円となります。ただいま申し上げた金額は、あくまでも交付基準の増減額であり、実際の支出額が基準額を下回る候補者や申請をされない候補者がいた場合は、ただいま申し上げた限度額ではなく実費相当額となりますので、2019年に執行された市議選での交付申請額の総額は162万3,360円となり、さきに申し上げました限度総額を17万5,360円下回る金額で交付されております。

○12番東君子議員 前回の枕崎市議会議員選挙では、地元新聞の休刊日も重なり、次の日が休みだったんですね、新聞が。だから、誰が市議会議員なのかが全く分からなかったんですよ。そして混乱が起きました。ポスター掲示板が1日で撤去されたんですね。午前中は晴れていました。しかし午後からは大雨だったんですよ。そして皆さんは、次の日に見に行こうというようなお話を結構されていたんですね。しかし、ポスター掲示板は、早朝の暗いうちから撤去が始まった。ほとんどの人が見ていないんですよ。

一定期間ポスター掲示板を掲げることは、公職選挙法に違反をするんですか。

○木口屋和彦選管事務局長 公営のポスター掲示場の撤去に関しましては、公職選挙法では明確な規定はなく、撤去作業が一定期間遅れることで、法に何ら抵触するものではありませんが、選挙管理事務要領等では、まちの美観を保持する観点から、選挙終了後または無投票の告示後については、速やかな撤去が望ましいとされているところです。

本市におきましては、掲示場の維持管理面、道路交通上の安全面、加えて個人民家の敷地境界を利用させていただいている掲示場が13か所あることなども考慮する必要があることから、ポスター掲示場の設置・維持・撤収業務委託業者との契約書の中では、撤去期間について基準日翌日から5日後という期間を設定しているところです。

○12番東君子議員 なぜこんなに選挙ポスターにこだわるのか。これはですね、重大な意味があります。会合での市民の方々の会話の中で、八百屋に行って、キャベツ1個買うのに代金を払って品物を受け取るじゃないか。ポスター代金を市民は、税金という形で前払いをした。それなのに、ポスターは1日で撤去されたから自分は見えていない。キャベツを受け取っていないのと一緒にじゃないか。市民の知る権利、これが全く守られていなかったんですね。何でこんなことをするのか。今もですね、もやもやが心に残る、そうおっしゃいます、多くの方が。

無投票ということで大変注目を浴びた選挙でした。ニュース、地元紙でも大変話題となりました。早くポスターを外すように外部からの指示や圧力がなかったと言い切れるんですか。

○木口屋和彦選管事務局長 そのような外部からの指示や圧力は一切なく、これまでと同様に受託業者に対しましても、選挙管理事務要領等に基づき、翌日から5日後の期間内での撤去をお願いしたところですが、作業計画等の都合により、翌日の撤去に至ったものと考えております。

○12番東君子議員 そういう圧力がなかったということですが、それでは再度お伺いいたします。

市長選挙は無投票だったですよ。やはり次の日に撤去されたんですか。

○木口屋和彦選管事務局長 2020年1月の市長選挙におきましては、告示日が1月16日で同日17時に無投票が確定したため、撤去作業の受託業者へは翌日から5日後までの撤去作業を依頼したところ、3日後の1月19日に作業を終了した旨の報告をいただいております。

○12番東君子議員 3日間掲げてあったんですよね、それでいいんですよ、それで。そしたらたくさんの市民の方々が市長が誰だということが分かるんですよ。なんで市議会議員が誰かも分からないのに早々と撤去なんかするんですか。

[傍聴席で話す者あり]

○永野慶一郎議長 お静かにお願いいたします。

○12番東君子議員 おかしいでしょう、やっていることが。近隣の自治体でも1週間ぐらいは掲げてありますよ。市民の多くの方々は、多分圧力や指示があったんじゃないかというふうに思っています。こういうのがですね、市議会離れにつながるんですよ、しっかりしてくださいほんとに。

今後の対応を選挙管理委員会はどのように考えますか。

○木口屋和彦選管事務局長 撤去期間に関しましては、市民の方々からの御意見とこれまでの経緯を受託業者に説明するとともに、今後も無投票となった場合の撤去期間につきましては、契約書に記されている選挙期日または無投票の場合は、告示後の翌日から5日後という作業工程の中で対応してまいりたいと思っております。

○12番東君子議員 判断に悩んだときは市民の立場に立ってください。よろしくお願いいたします。

それでは次に行きます。市立病院改革です。市立病院改革について伺ってまいります。

枕崎市立病院を経営する上での理念とは何ですか。

○永野慶一郎議長 マイク機器トラブルのため、暫時休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時37分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

○平塚孝三市立病院事務長 当院の医療理念につきましては、地域の医療に貢献し、市民の健康保持に必要な医療の提供を掲げております。

また、患者の立場に立った医療を提供、信頼関係に基づいた医療情報を提供、適切で安全な医療を提供、地域の医療機関との連携の推進を基本方針とし、経営理念としては、病院の無駄を省き、コスト節減及び健全な運営、計画性を持った運営を掲げているところです。

○12番東君子議員 市民自らの命を託す医師についてはですね、特に信頼される人間性が求められます。医師を対象にした心のスキルアップを目指した勉強会などは行われているのでしょうか。

○平塚孝三市立病院事務長 医師は生涯学習の精神を保ち、常に医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展を尽くし、自らの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心がけるものとされておりまして、各種ウェブセミナーや学会への参加、それと各種認定医の取得更新時の講習を通じ自己研さんに努められております。

○12番東君子議員 医師も人間ですよ。神様ではありませんからね。日々精進されることをお願いいたしますね。

次に行きます。

コロナ禍、物価高の影響を受けた市民の苦しい経済状況の声が多く聞かれています。そんな中、事業管理者、院長先生の給与はどのように変化しましたか。

○平塚孝三市立病院事務長 長引くコロナ禍や物価の高騰は、診療報酬から成り立つ病院経営にとっても大きな影響があるところです。

コロナ禍におきましては、当院は通常診療を行いながら、感染防止対策を講じ、発熱外来の対応、協力医療機関としての感染症患者受入れの対応など公立病院としての役割を担ってまいりました。

御質問のコロナ禍の事業管理者の給与の変化というところでいいますと、令和4年度におきまして、令和3年度の人事院勧告に準じて行った職員給与の改定を考慮して行った特別職の期末手当を0.1月引き下げられておりまして、それと令和4年6月の期末手当支給時に前年の引下げ分を調整して支給されているところです。

○12番東君子議員 どのように変更した、それはお答え合っていますが、私が聞きたいのはですね、55万8,000円でしょう、これ基本給、毎月確定しているのがですね。そして、こっち側があるでしょう、こっち。こっちを聞いているの。55万8,000円だけじゃないでしょう、こっちを教えてって言っているの。

○平塚孝三市立病院事務長 御質問については、事業管理者の給与手当のことということでよろしいんですか。——給料につきましては、枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例に規定されておりますけれども、今、東議員がおっしゃるとおり月額55万8,000円です。

また、事業管理者につきましては、医療機関の管理者、院長としての医師業務にも従事いたしますので、そのほかの医師業務に係る手当が支給されているところです。

主なものを言いますと、手当につきましては月額250万以内の範囲内で医師手当、それと往診手当、通勤手当、宿日直手当、時間外手当、防疫作業手当等が支給されているところです。

○12番東君子議員 いろいろお忙しいときは月に300万超えをもらえる可能性があるということでしょうか。

○平塚孝三市立病院事務長 個人個人の具体的な給与額については、答弁を差し控えさせていただきます。

[傍聴席で話す者あり]

○永野慶一郎議長 お静かにお願いします。

○12番東君子議員 300万以上もらえる可能性があるということで、分かりました。

それではですね、この間初めて見たんですが、医師用の住宅が新しく建てられていますよね。立派なのが建っていますが、これは何棟で幾らかかったんですか。

○平塚孝三市立病院事務長 医師宿舎につきましては、24年度に建て替え事業を行っておりまして、平成25年に供用開始されております。

医師宿舎につきましては、通勤困難な地域から医師の派遣を受けるに当たり、官舎を整備しているところです。今3棟医師宿舎があるんですが、常勤医師2名と非常勤医師の当直用として3棟整備しているところです。その医師宿舎の建設費につきましては、3棟で設計監理、旧医師宿舎の解体、外構を含めた総事業費では7,015万円ということでありまして。

○12番東君子議員 7,015万円もかかったと。大事な施設だと思いますよ、お医者さん大変ですよ、激務で。現在どなたが住まわれているんでしょうか。

○平塚孝三市立病院事務長 今医師宿舎は3棟ありますが、1棟につきましては、非常勤医師の日当直用の宿舎として使っております。あと常勤医師が1名おりますけれども、その常勤医師につきましては、都合によりまして自宅からの通勤ということで使用していないところです。

今2棟空いておりますが、鹿児島大学の学生の実習時でありますとか、医師の初期臨床研修、そういったときの研修の宿泊施設として利用しているところです。

○12番東君子議員 緊急の場合、すぐ医師が対応できるように建てられたんじゃないかなというふうに我々なんかは理解をしているんですが、事業管理者、院長先生、通いではなくですね、住宅に直接住まわれて、緊急でいろんなことがありますよ、コロナ禍だし。体をゆっくり休まれて、そちらのほうに住んでいただいたらいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺

のところはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○平塚孝三市立病院事務長 非常時の対応につきましては、毎日1名の当日直の先生、医師が宿舎に滞在いたします。院長につきましては、日当直の当番のときには、院長室で待機しているというのが実情であります。

○12番東君子議員 お医者さんもですね、大変な激務ですから、ゆっくりと休めて働ける環境づくり、これらも大事じゃないかなというふうに思います。

次にいきますが、市民の皆様にあえられる、なくてはならない市立病院であるために、現場の職員、スタッフ、全ての関係者に個別で聞き取りを行い、今後の病院運営の参考にする取組を行ってはいかがですか。

○平塚孝三市立病院事務長 病院運営に当たっては、スタッフの意見を聴取することは重要なことだと認識しております。

これまでも院内に設置している看護師、技師、事務職員などで組織する安全対策委員会や接遇委員会などの各種委員会におきまして、毎月あるいは隔月に業務や運営に関する改善策など協議を行っております。その協議内容につきましては、医師を含めた管理職や係長級職員、各委員会の責任者が集まる全体会で報告いたしまして、職員間でも情報共有を行い、また、各職員の目標課題等、各所属長面談時におきましては、個別面談によるコミュニケーションを通じ意見を求め、スタッフ一丸となって患者の立場に立った医療の提供、信頼関係に基づいた医療の提供、適切で安全な医療の提供をする病院づくりに努めているところでございます。

○12番東君子議員 そういったことも大事なんですけども、看護師が足らなかつたらですね、いろんなことをお聞きしているんですね。それで、やはりですね、現場の見えない部分、私はこういったところに目を向けていただきたいというふうに思っているんですね。それには1対1で聞き取りを行うときに、何でも話してくれと、知っていることは。そして、市立病院が皆さんに愛されるために、今後どういうふうに改善をしたらいいのか、秘密は守りますと、それで、何でも私にも聞いてくださいと、お答えいたしますと。そういった信頼関係の中で聞き取りを行わないと、やはり重大な話をするほうもですね、何か誰かに言われるんじゃないかとかいろんなことを考えるわけですね。

ですから、その点のですね、聞き方も大事なポイントだと思いますよ。学校でいじめに遭っていて、みんながいて何か困ったことはありませんかってそういうことを聞いたって、誰も手なんか上げられませんよ。ですから、本当に病院のために何でもいいから話をしてくれと。

知っていること、改善してほしいこと、やはりそういうことをですね、ゆっくりと時間を取って聞いてあげていただきたいなというふうに思っております。ここがポイントだと私は思いますよ。

それで次にいきますが、事業管理者の在任期間、これ現在13年、院長先生ですね。しかし、市立病院に来られてからは、トータルで17年というふうに伺っていますけど、間違いはないと思いますが、それだけの歳月がたっているんですね。私なんかも、前も議会で何度も言いました。もう全国転勤で慣れたと思ったらどんどん県外に異動させられるわけですよ。慣れたんだからずっといたほうが効率がいい感じもするんですが、やっぱりそれは何かまずいんでしょうね、国の機関だったんですが。

市の職員の異動は、大体3年から7年が基本と伺っていますよ。市の職員が3年から5年で異動するわけですね。院長先生が今17年いらっしゃるということで、新しい人事で市立病院改革を望む声が以前から多く聞かれます。市長は、この任命についてどう考えていらっしゃるんですか。

○前田祝成市長 枕崎市立病院は医療理念に基づいて、公立病院としての医療業務を通じて、市民の健康と福祉の増進を図ることが一番重要な責務であると認識してございます。

さらに、一次、二次救急対応、そして今回のコロナのような新興感染症の対応、民間医療機関ではなかなか担えない分野、それらの対応も公立病院の重要な役割であると考えております。

さらに、事業管理者においては、地域の医療ニーズに基づいた、例えば日曜小児科医療などの医療体制の充実であるとか、あるいは初期臨床研修医、そして実習生の受入れなどをやっております。

研修協力施設の役割、そして子育て支援の観点からいいますと、病児保育施設の運営の取組、そして新型コロナウイルス感染症患者受入協力、あるいは保健行政の面からは、鹿児島大学医学部と連携した市民健康づくりに協働して取り組んで、本市が進めてございます高血圧ゼロの街枕崎プロジェクト、これにおいても管理者から多種多様な提案あるいは積極的な協力をいただいているところです。これらが事業管理者においては行われているところでございます。

また、医師不足がいわれる中で、鹿児島大学病院でありますとか、民間の医療機関から非常勤医師を派遣するというような人的な貢献もしていただいております、そのことが地域住民、市民の皆様、患者様に対しての安心安全な医療提供を行っているっていうことになっているところです。

地方公営企業の事業管理者は、経営に関する識見でありますとか知見、これが任命のベースになっているのだと思っております。ですので、他の職員の異動の基準といえますか、それが管理者に関しましては、そのまま準用されるものではなく、やはり管理者の経営に関する識見、知見、これを有する者から任命するものということになっておりますので、やはり他の職員の異動の基準とはやはり違う、そういう人事判断をすることが必要であろうと考えてございます。

○12番東君子議員 ということは、今の感じでまだいくつというふうに理解してもよろしいわけですね。よろしいわけですね、今のまんまで、変えずにやるということですね、そういうことですね。

○前田祝成市長 現在任命している期間におきましては、今説明したような事業管理者がこのような業務を行っている。そして、事業管理者の任命に関しては、経営的な識見を必要とするということに任命してございます。

次の任命のタイミングでどのような判断するかというのは、今答えられるところではございません。

○12番東君子議員 分かりました。安心安全、信用が一番大事ですよ。そこが欠けると、枕崎市にとっていいことではありませんよ。事業管理者のための病院じゃないんですよ、市民の皆さんのための病院なんですから。そこら辺はよく肝に銘じてくださいね。そしてですね、ちょうど慣れた頃に異動が我々もあったわけですが、一見効率が悪い気がしますが、なぜ人を動かすのか。やっぱりですね、慣れってというのは、あんまりよくないんですね。だから動かすわけですよ。

院長先生だって人間ですよ。あんまり慣れてもらっちゃ困る。そういった意味で、十分に市長も理解していただきたいと思えます。見えないところまで、隅々まで目を光らせてください。そして、枕崎市のためになること、ならないこと、しっかり見極めていただいて、そして判断をしていただきたいと思えます。

○前田祝成市長 今申し上げましたように、事業管理者におきましては、先ほど申し上げましたような地域の医療ニーズに基づいた対応でありますとか、今回におきましては、新型コロナウイルス感染症患者の受入れと、公立病院でなければやれないということをして市立病院としてしっかりやっているところでございますので、そのあたりにつきましては、私自身も業務の内容をしっかりと見極めた上で判断したいと思えます。

ただ、慣れが全て悪いということではなく、専門職でございますので、そこは長年のキャリアとかその辺も十分判断した上で、最終的な任命という形につながっていくと思えますので、そのあたりのところはしっかりと判断させていただきたいと思えます。

○12番東君子議員 次に行きたいと思いますが、「枕崎の、使（つか）エール。」プレミアム付商品券について伺ってまいります。

これは全部の世帯に配られた初めての試みで、市民の方々に大変喜んでいただいております。本当にもっと早くやっていただきたかったですが、身近な郵便局で引き換えられる、この点もよかったですと伺っております。

現在の進捗状況や今後の課題を教えてください。

○鮫島寿文水産商工課長 「枕崎の、使（つか）エール。」プレミアム付商品券発行事業につきましては、コロナ禍において、原油価格や物価高騰の影響を受けた生活者の支援と地域内の消費喚起を促進し地域経済の活性化を図るため、市内の全世帯を対象に100%のプレミアム付商品券の発行を市が事業主体となり実施しております。

額面6,000円の商品券を3,000円で販売し、購入上限を子育て世帯6セット、子育て世帯以外の世帯を4セットとして、総数3万9,600セットの発行を予定しております。

お尋ねの事業の進捗状況につきましては、7月下旬から同商品券の取扱店舗及び事業所を募集しまして8月下旬までに応募いただいて、同商品券の購入引換券については、応募のあったプレミアム付商品券取扱店舗の一覧表も同封をして、市内の各世帯に9月下旬には郵便局を通じて送達したところです。

10月3日から市内の7つの郵便局で商品券の引換えや販売が始まりましたが、使用期限が12月31日までとなっておりますが、先月11月25日現在で3万5,745セットの商品券が引き換えられたと報告が来ております。それらの商品券が使用され、商品券取扱店舗や事業所から市が回収しました商品券の額面総額は、11月25日現在で1億6,336万円となっております。

もう一つのお尋ねの事業を進めていく中での課題につきましては、市民からの御意見といたしまして、高齢者の方から多かったと思いますが、市役所から封筒が届いたが内容がよく分からないと、1人暮らしでよく分からないといったお電話もありまして、それにつきましては、職員が丁寧にプレミアム付商品券のこと、青色の薄水色の購入引換券が同封されているので、議員もおっしゃったような身近な郵便局で商品券が購入できることなどの説明を行いまして、御理解をいただいたところです。

実際の商品券引換え購入につきましては、実は身近な郵便局ということで考えたんですが、平日が仕事で郵便局に行けないので、土曜日、日曜日、また夕方の5時以降の引換えもできないかと、その時間帯に郵便局の窓口を開けていただけないかという御要望もありましたが、その対応としましては、各世帯に送達いたしました商品券購入引換券にも記載しておりましたが、家族等の代理の方の商品券購入も可能であることをお伝えして、皆さんお引き換えいただいたということで御理解いただいたところです。

○12番東君子議員 一目見たときにですね、やはりうれしいお知らせというのが市民に伝わらなければいけないと思います。それで貴重な御意見をですね、いろいろ伺っているんですが、観光案内所でバスを待っているときにですね、枕JAZZのPR動画が流れてきたらしいんですね。それで一目見て枕崎のよさが伝わったと。それでプレミアム付商品券の封筒を見て、一目でよさが伝わらなければいけない。そこでいろいろ市民の方々とお話をしたんですね。そしたら、封筒の色をクリーム色や薄ピンクにして、枕崎市からのうれしい便りと書いたらどうか。そして、重要な文字がありましたね、赤く書いてありましたが、あれが今度大きくなっちゃうと、督促状だと勘違いをして心臓がばくばくすると、そういった御意見もいただいているんですね。

それで一番大事なことは、伝えたではなく伝わった、やはりですね、これが一番大事なことだというふうに思います。

それで最後の質問になりますが、コロナ禍、物価高により2回目のプレミアム付商品券を期待する声がたくさん上がっています、またやって、またやってと。今後プレミアム率をさらに上げ、

新しい取組を行う考えはございますか。

○**鮫島寿文水産商工課長** 現在実施をしておりますプレミアム付商品券発行事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び鹿児島県の地域消費喚起プレミアム商品券支援事業補助、こういった国県の補助事業を活用し実施をしているものです。

現在、事業を実施しております本市の商品券発行事業につきましては、まずはよりよく順調に業務が遂行し、皆さんに商品券を購入いただきまして使っていただく、こういったことを完了することを目指したいと思っているところです。

事業完了後には、先ほど述べましたが、幾つかの課題等や御意見等も寄せられていることと、また今質問者からもありました表記についても、ちょっと私も工夫したつもりで、封筒に赤字でちょっと印字して重要ということで、商品券の引換券ということで入れましたが、皆さんびっくりされたという方もいらっしゃいました。そういった課題等も整理をいたしまして、事業の検証作業を並行して行っていきたいと考えております。

収まりを見せない物価高騰等に対する支援策については、こういった商品券事業も含めまして、今後の国の政策や県の取組を注視しながら、市内の経済情勢等も踏まえ検討をしていきたいと考えております。

○**12番東君子議員** これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

[傍聴席で話す者あり]

○**永野慶一郎議長** お静かにお願いします。何度も注意させないでください。

今度から気をつけてくださいね。

以上で、東君子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時7分 休憩

午後2時16分 再開

○**永野慶一郎議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○**8番豊留榮子議員** 12月議会最後の質問者となりました。いましばらくの間、よろしく願いいたします。

皆さん、福岡市のNGOペシャワール会の現地代表として、アフガニスタンで長年医療活動などに従事された医師の中村哲さん、当時73歳が凶弾に倒れてから、今月12月4日で3年となるのを前に、この福岡市内で11月26日に追悼式が営まれ、各地のスタッフや会員ら約450人が参列をし、黙禱をして中村さんをしのんだそうです。

NGOペシャワール会は、中村さんの遺志を継ぎ、アフガンの医療活動やがんがい事業などを現在も続けている。医師の村上優会長は、式の挨拶ではアフガニスタンの人々の自立へ向け、次の歩みに取り組むと話された後、式が終わった後、活動は一つの明かりでしかないが、この明かりをともしなければならぬし、消してはならないと話されたといひます。

この枕崎でも、中村哲さんの現地での活動が映されたDVDの視聴会が2回ほど開催されました。本当に見るたびに頭が下がりました。日本の誇りです。

それでは皆さん質問に入ります。

まず、旧統一協会についての質問にまいります。

昨年の7月8日参議院選挙の投票日2日前、安倍晋三元首相の銃撃による殺害事件が発生しました。事件後、容疑者が統一協会の会員の子孫であり、統一協会に恨みがあった、統一協会の代表らが設立した宇宙平和連合の集會に寄せられた安倍元首相のメッセージを見た頃に殺害を決意したなどと述べていることが報道されました。

しかし、どんな理由であれ、今回の殺人という行為は断じて許されることではありません。同時に、この衝撃的な事件を通じて、統一協会の靈感商法や集団結婚式、また、高額献金の強要などの反社会的行為による被害の深刻さが改めて浮き彫りになりました。また、統一協会と政治家との癒着の実態も明らかになりつつあります。

ここで、本市において統一協会との関わりなどの調査をされているのか、まずお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま議員からございましたとおり、世界平和統一家庭連合、いわゆる旧統一協会と国会議員との関わりや、信者からの多額の寄附によりその御家族が被害を受けている実態などが連日のように報道されておりますが、政府は今年1月、宗教法人などが寄附を勧誘する際に靈感などの知見を使って不安をあおり、寄附が必要不可欠だと告げるなど、個人を困惑させる不当な勧誘行為や、個人に借金をさせたり、自宅などを売却させたりしてまで資金を調達するよう要求することを禁止し、これらの禁止行為に違反した場合に罰則を科すといった内容の被害者救済を目的とする法案を閣議決定して国会に提出し、今年10日までの今国会の会期内に成立を目指す方針であると承知しております。

御質問の旧統一協会と本市との関わりについては、県内の他の団体において、旧統一協会の友好団体の共催によるイベントの後援承認を取り消したといった報道もなされていることから、旧統一協会、またはその関連団体が主催・共催するイベントで本市が後援・共催・協賛した事例がないか、可能な範囲で調査いたしましたところ、そのような実態は確認できませんでしたが、今後とも、イベントの主催団体等から本市に対して後援等の申請がなされた場合には、市の基準に照らして、イベントの公共性や公益性の有無、あるいは特定の宗教活動に利用されるおそれがないかなど、慎重に審査を行った上で後援等の承認を行っていきたくと考えております。

○8番豊留榮子議員 はい。国会でもそれを取り組んでやっていくということで、今日新聞でも報道されておりました。

目には見えないと思うんですね、この統一協会の動きなんですけれども、この被害をなくすこと、また、統一協会によって被害を受けられた方の被害者救済ですね、この取組についてはいかがでしょうか。

○前田祝成市長 お尋ねの法人や団体に限ったことではありませんが、これまで消費生活相談室など、市に対して寄附や献金、あるいは勧誘などによる被害についての相談は寄せられておりませんし、市として被害者救済の取組を行うといったような考えは持ち合わせてございません。

○8番豊留榮子議員 持ち合わせていないということですが、必要とあればですね、警察の捜査ですとか、人権の救済、そして児童虐待の防止、予防や啓発活動などにおいても政府と連携しながらも、地方自治体が独自に取り組むべきことはたくさん当たれば出てくると思うんですね。

これ近隣の市とも連携を取りながら、本市としてもこの相談窓口を設置すべきではないかと思うんですが、これはどうでしょうか。

○前田祝成市長 本年9月5日から11月11日まで、旧統一協会の問題をめぐって、国の関係省庁が合同で電話相談窓口を設置しておりましたが、11月14日以降は、日本司法支援センター、いわゆる法テラスに新たに靈感商法等対応ダイヤルが設置され、相談の内容に応じて、例えば犯罪被害であれば警察庁、人権問題であれば法務省、児童虐待であれば厚生労働省というように、関係省庁など関連機関等の相談窓口を御案内するという取組が行われているようです。

ですので、もし本市に相談が寄せられた場合には、そちらを紹介することにしたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 もちろんそれはそれでよろしいんですけれども、住民の方、市民ですよ、

こういうことがもう各地で起きているのに、市独自で取り組まないっていうのはなぜでしょうかね。言いたくてもそういうところには行けないというような方もたくさんいらっしゃるかと思うんですね。

これをもうちょっとこの統一協会のこういう行動ですね、これを抑えるためにも、市としてもこういう相談窓口を設けましたというふうなことで、被害に遭っている方々がですね、ちょっとでも市が助けてくれているという思いになったら、そういうことを私は考えるんですけども、そういう考えはないでしょうか。

○前田祝成市長 お尋ねの法人や団体に限ったことでありませんが、繰り返しになりますが、消費生活相談室、これは準備してございまして、市に対しての寄附、献金あるいは勧誘などによる被害相談というのは現状のところ寄せられておりません。

もし、寄せられた場合には、もう既にその法テラスに相談窓口がございまして、そこにしっかりつないでいきたい。

この件に関しまして、市が積極的に対応に取り組むということは考えてございません。

○8番豊留榮子議員 市の態度は分かりました。でも今後とも、この統一協会の行動についてはきちっと対応していただきたいと思っていますところです。

次の質問に入ります。

子育て支援の充実についてですが、学校給食費の保護者負担については、何とか負担を軽くすることができないかと、私も言い続けてきましたが、コロナ禍での物価高騰に伴い、子育て世帯は大変な苦勞を強いられているところです。

この学校給食費の完全無償化について、市はどのように考えているのか、まずお聞かせください。

○宮原司給食センター所長 学校給食に係る経費につきましては、これまでも答弁しておりますとおり、学校給食法第11条の規定で、学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに学校給食の運営に要する経費は学校の設置者の負担とし、経費以外の学校給食に要する経費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると定められております。

給食センターといたしましては、学校給食法第11条の規定に基づき、設置者の負担以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担するものと考えており、今後も食材費の負担については、引き続き保護者の皆様をお願いしたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 このことに関してはですね、学校給食法第11条の保護者負担という、このことはもう何度も言われております。

ですけれども、これが保護者負担と明記されていることが使われる場合が少なくありませんけれども、しかしですね、この2018年になるんですけれども、12月6日に参議院の文教科学委員会で、共産党の吉良よし子議員の質問に対して、当時の柴山昌彦文部科学相は、学校給食法第11条の規定は、1954年、昭和29年ですが、文部事務次官通達のとおり、給食費の一部を補助することを禁止する意図はないこと、さらに、地方自治体はその判断によって、全額補助することを否定するものではないことと答弁しているということで、今現在ですね、国会ではこの趣旨を地方自治体に対して改めて通知することを強く求めているということですので、私は大いに活用したいと思っていますところなんです。

このことについてはどうでしょうか。

○宮原司給食センター所長 今御質問のとおり、学校給食法が施行される昭和29年9月28日の文部事務次官通達において、自治体などが食材費を負担することは禁じ得ない旨の明記をしております。無償化しても問題ないということから、それぞれの自治体の判断で実施しているものと考えているところです。

○8番豊留榮子議員 私と意見が違いますけれども、私は無償化、これはぜひ必要だと思うんで

すね。

それです、今現在です、学校給食費の口座引き落としは、これはいつから実施されるのでしょうか。

○宮原司給食センター所長 給食センターでは、これまで毎年度4月に各学校において地域の給食費担当の方々に集まっていただき、徴収説明会を開催し、学校給食費の理解と徴収の協力をお願いし、健全な運営が行われているところです。

しかしながら、給食費徴収説明会や給食センター窓口で納入した方々から、口座振替にできないのかとの相談が寄せられていたことから、現在、給食センターでは保護者の利便性向上のため、口座振替の導入について検討をしております。

現在、口座振替の導入に伴う課題を整理しながら、令和5年度中に口座振替ができるように検討しているところでございます。

○8番豊留榮子議員 5年度というと来年ですよ。もう口座引き落としが始まるという、はい。

全国的にもですね、給食費、食材のことなんですけども、地元や有機食材を使った学校給食の取組が今大変広がっているということなんですけど、これは地元の農家支援、さらに地域経済を活性化させることにもつながっていきます。

そして、安全安心、地産地消で質を確保して、誰もが願う学校給食費の無償化を全ての子供たちに行き渡すよう、教育委員会を含め、市含め、市民も一緒になって、学校給食費の無償化ですね、全ての子供たちに行き渡すように、共に広げていきたいと思っているんですが、このことについてもう一度お願いします。

○木之下浩一教育長 学校給食費の無償化につきまして、2点の側面からお答えしたいと思っております。

1つ目は法的側面です。

憲法第26条第2項後段に、義務教育はこれを無償とするとあります。この規定を根拠に、かつて義務教育の無償に関する裁判が起こりました。その後、昭和39年2月26日に最高裁判決として、この規定は授業料のほかに教科書、学用品その他の教育に必要な一切の費用までを無償としなければならないことを定めたものとは解することはできないということで、当時まだ教科書が無償化されておられませんでしたので、この後教科書が無償になっていきますけれども、給食費は入りませんよと、授業料のことですよというような最高裁の判決が出ております。

さらに、義務教育を受ける際に係る他の費用については立法政策の問題であるとして、国の財政状況次第であると感じています。ですので、国がするのであればこれは良いと思いますけれども、なかなか地方公共団体ではというのがこのときの判断であります。

それから、食事に係る費用については、通学していても、していなくてもかかるもの、つまり、土日昼御飯はかかるわけですよ。そういうことから受益者負担の見地からも、給食費を徴収することはこの判例どおり憲法違反ではないと考えております。

それから、もう一点は学校給食法第11条で先ほど申し上げたとおり、食材は保護者の負担と規定しております。

それから生活の困窮している家庭につきましては、生活保護、それから学校教育法第9条において、就学援助制度により給食費は全額支給されることとなっておりますので、困窮家庭については手だてが打ってあるということでございます。

したがって給食について、支払い能力のある家庭まで無償にする予定はないと考えております。

2つ目ですが、教育的な側面からです。

教育の中に租税教育というのがあります。特に納税者教育の側面からですが、教育基本法第1条に、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家社会の形成者として必要な資質を備えた

心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないとあります。

つまり、私たち大人は子供たちの将来に向けて、平和で民主的な国家社会の形成者として育んでいく責務があります。

とりわけ租税教育の中でも、納税者教育は、将来、子供たち一人一人が国家や自治体の構成員となることから重要な教育と考えております。恩恵だけを受けたいという市民の心理だけが優先すると納税者の意識が希薄になりがちです。義務教育の9か年間無償化を経験した後、子供たちが納税者となった際、納税の義務が果たされにくくなるのではないかと私は懸念しているところです。租税の使い道はもちろん、将来の税負担についても理解して、政策判断ができる国家社会の形成者であってほしいと思うところです。

それから最後にですが、無償化となると、その支払い額は当面、減少はします、保護者にとっては。ところが、いずれこれが税金などに形を変えて国民の負担となって立ち返ってきます。それは将来子供たちの負担となるという、そういう懸念を持っております。

○8番豊留榮子議員 本当にそうなんですよ。

まず私たちはこういうふうに、この子供たちの給食費を無償化にしてほしい。それが実現したとしても、国は別なところで負担を押しかけてくるんですよ。こういう制度をやめさせよって思っているんですよ。ですから学校給食、子供たちが安心して食べる食育ってのはとても大事なことじゃないですか。

今でもその給食費を払うのに負担を感じている御家庭はたくさんあるかと思うんですね。そういう子供たちの食べ物ぐらい国が負担していいんじゃないかというふうに思うんですよ。それを地域から声を上げていかないと、これなかなか実現しないんですよ。

国の制度で国の制度でって何でもそうですけれども、それで押されて、はいそうですねそうですねで終わってしまうと、なかなか大事な子供の食育が進歩しない、発展しない、子供たちのために役に立たないということになってくると思うんです。

これはぜひ私はずっと言い続けていきますけれども、教育委員会としても、市としても、これ子供の食育に関しては特に考えていただきたいと思うところです。

次に、子供の医療費の助成ですね。

この窓口無料化についてなんですけれども、既に住民税非課税世帯に属する高校生までに拡大して今実施されているところですが、これを全ての高校生までの医療費を窓口無料化にする考えはないのかお聞きします。

○福永賢一福祉課長 子供医療費につきましては、本市では中学3年生以下の子供を対象として、保険診療に係る自己負担分相当額全額を自動償還払いにより助成しているほか、住民税非課税世帯を対象とした窓口無料化につきましては、令和3年度から鹿児島県の給付基準に合わせて、対象を高校生までに拡大して実施しているところです。

全ての子供たち、高校生までを含む医療費を窓口無料化にする考えはないのかとのことですが、まず対象者の拡大に関しましては多額の財源が必要となるところですが、妊娠期から子育て期まで、それぞれのステージに合わせた切れ目のない支援体制の構築という観点からも、引き続き検討していきたいと考えています。

窓口無料化の拡大に関しましては、国保財政への影響も考慮しなければなりませんし、現在、県全体で、非課税世帯の高校生までの窓口無料化が制度化されておりますので、本市のみの対応は困難であると考えているところです。

○8番豊留榮子議員 子供の医療費に関してもそうなんですけれども、本市だけの考えではちょっとやっていけない、国がそれなりにしていかないとできないということなんですよ。

今、住民税非課税世帯に属する高校生まで無料になったということなんですけれども、この医療費を窓口で無料にするという考えなんですけれども、これができると、安心して病院に行かれ

る。今、行きたくても、だんだんだんだん子供たちも控えてきていると思うんですね。医療費は上がるし、この医療費を窓口で無料化っていうことについてはどうなんでしょうか。

○福永賢一福祉課長 まず、中学3年生までのお子さんにつきましては、医療費は結果的に無償化となっております。それが、窓口で払うのがなくなるか、あるいは一旦払ってもらった部分が自動償還で2か月遅れで返ってくるかという形になりますので、その部分が高校生までの非課税世帯につきましては窓口で無料化されている部分で、その非課税の高校生部分につきましては医療費が無償化されているということで、非課税でない高校生の部分は、そういった助成の対象にはなっていないということで、ただ最初に申しましたように、中学生までの全てのお子さんが何らかの医療費の助成を受ける、または給付を受ける形で、医療費の無償化についてはなされているということで御理解いただければと思います。

○8番豊留榮子議員 無償化にはなっているんですけども、取りあえずは支払わないといけないわけですよ。2か月後に家庭のほうに入ってくるということですから、だからその点も含めてですね、それを現物給付にしてもらえたらと思うところなんです。

やっぱし、払うということはまた後から入ってくるんですけども、お金がなくても病院に走れるっていうあれがあるんですよ。だから、特に子供たちがそういう病気にかかっても、少しぐらいの風邪なら、ちょっと今日は行くのをやめておこうというのは分かるんですけども、それが重症につながったりすると本当大変なことになるなと思うものですから、できたらこの窓口無料化、これを進めてほしいと思うところです。

○福永賢一福祉課長 繰り返しの答弁になるかと思いますが、全てのお子さんの窓口無料化となってきましたと、先ほどの答弁でも申しましたが、国保財政への影響もあります。

現在高校生まで非課税世帯が窓口無料化になった関係で、県下の国保、県全体で現物給付をしているということで、財政的な影響が出ているということで把握したところ、県全体で5,000万程度の影響があると、それぞれの自治体の国保財政にそれが分散されているという部分もあります。

また、窓口無料化をするとすると、そういった医療機関等の対応とかというのも統一していかないといけない部分もありますので、市それぞれでするのではなくて、今現在、県の基準でそれぞれの自治体の窓口無料化は高校生まで、非課税世帯のみという統一された対応をしておりますので、県のレベルでの統一化がなされれば、対応が可能であるのかなと考えているところです。

○8番豊留榮子議員 国県の制度であるんですけども、全国的に見てみますと、市独自でもうやっているところも今どんどんどんどん上がってきているんですよ。こういう状況も見極めながら、本市においても子供たちのためにひとつよろしく願いいたします。

次に社会保障の充実について質問してまいります。

県財政安定化基金を活用した国保事業費の納付金の年度間の調整を行うことを県に申し入れ、本市国保税を減額する考えはないのか、まずお聞きいたします。

○西村祐一健康課長 県財政安定化基金を活用した国保事業費納付金の年度間調整の在り方につきましては、令和4年8月17日に開催されました県国保運営連携会議の財政部会で検討されたところです。

県の説明によりますと、令和3年度決算時点の基金残高のうち、財政調整に活用可能な額は約38億円ですが、将来的な保険料水準の統一に係る負担緩和措置のために約20億円が必要であり、差引きの約18億円が事業費納付金の年度間調整に活用可能となっており、県平均の1人当たりの事業費納付金の対前年度伸び率が10%を超える場合に、この財政調整基金を活用する旨の方針が示されたところでございます。

その理由につきましては、今後、この基金が積み上がっていく見込みがないこと、仮に、県平均の1人当たりの事業費納付金の対前年度伸び率が15%となり、その超過分である5%を全額

補填した場合、約24億円が必要となるため、基金残高が必ずしも潤沢でないといった説明がなされました。

しかし、過去の実態では前年度伸び率が10%を超えたことはなく、今後もそのようなことは想定されにくいといったことから、10月14日に本市も所属しております国民健康保険鹿児島県都市協議会から、県内全市町村から受け入れられる適正な基準について、県国保運営連携会議財政部会で再協議するよう要望書を提出しております。

○8番豊留榮子議員 まず今要望書を出しているということですので、繰越金ですね、この繰越金は保険税引下げに使っていただきたい。

その国保加入者に還元すべきではないか、できるんじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○西村祐一健康課長 本市におきましては、令和3年度は一般会計から法定外繰入れを行っていることから、仮に事業費納付金へ財政安定化基金が活用された場合は、一般会計からの法定外繰入れは減少いたしますが、国保税を減額するまでには至らないのではないかと考えております。

○8番豊留榮子議員 なぜできないんですか、法定外繰入れをしているわけですよ。ですけどまだ繰越金はあるわけですよ。それを国保税を下げるために使うということはできないんですか。

○西村祐一健康課長 先ほども答弁いたしました。年度間調整に活用可能となっている県の財政安定化基金というのは約18億円ということで、これは本市だけではなく県内の43市町村、全ての自治体にかかってくる分でございます。

これを活用するとなりまして、本市の場合は一般会計から法定外繰入れを行っておりますので、そこまで国保税が減額されるほどの効果はないと考えております。

○8番豊留榮子議員 それでは繰越金を財政安定化基金としてですね、国保税の引上げを抑えるために活用するという流れを本市でつくっていくことはできないんでしょうか。

○西村祐一健康課長 先ほど要望書を提出していると申しましたが、これにつきまして10月21日に財政部会で再協議を行いまして、財政部会の各自治体からは、都市協議会からの要望どおり、県が示した基準を下げるべきであるといった意見や、将来的な保険料水準の統一に備え、基金は留保しておくべきであるといった意見などが出されまして、その協議結果といたしましては、現時点では取崩し要件の基準を設けず、今後も継続して協議していくということになっております。

また、令和5年度の事業費納付金におきましては、対前年度伸び率が10%を超える場合という基準は適用せず、仮算定結果及び本算定結果を鑑みて、その都度、取崩しを検討していくとしております。

なお、令和5年度仮算定時の事業費納付金につきましては、対前年度伸び率が4.3%となっているため、取崩しは行わないこととしているところです。

○8番豊留榮子議員 なかなかですね、うん。

次に介護保険料についてお尋ねしていきます。

今政府は介護保険の利用料を原則1割負担から2割負担に引き上げ、要介護1、2を保険給付の対象から外そうとしています。

政府は消費税を10%にするとき、それは社会保障費に充てるのだと言っていました。社会保障はよくなるどころか、このように切り詰められてきています。

市は政府に対して介護保険制度の改善を求めるべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

○福永賢一福祉課長 平成12年4月に介護保険法が施行されてから、介護サービス利用時の自己負担につきましては、介護報酬総額の1割負担とされてきましたが、平成26年の法改正により、一定以上の所得のある利用者の自己負担が平成27年8月以降2割に引き上げられ、さらに平成29年の法改正により、特に所得の高い層の利用者負担割合が平成30年4月以降2割から3割に引き上げられました。

御指摘の利用者負担の見直しや軽度者へのサービスの地域支援事業への移行等に関しましては、財務省による財政制度分科会や厚生労働省による社会保障審議会で議論されていることは承知しておりますが、法改正は国会で審議されるものでありまして、介護報酬は介護保険法上、厚生労働大臣が社会保障審議会の介護給付費分科会の意見を聞いて定めることとされております。

市は介護保険の改善を求めるべきではないのかとのことですが、全国市長会を通じて介護保険制度に関する提言を行っており、具体的には、軽度者の訪問介護、通所介護サービスの地域支援事業への移行については、拙速な検討は避け慎重を期することや、将来にわたって自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国庫負担割合を引き上げることなどを求めています。

本市としましては、国の動向を注視しながら、本市の介護保険財政が安定して持続可能なものになるように努力していきたいと考えます。

○8番豊留榮子議員 そうですね。既に保険の給付から外されています要支援の1、2のこの訪問介護や通所介護は、市区町村を中心としたこの総合事業に移行されているところですけども、今、この要支援1、2の方たちは安定した生活が送られているんでしょうか、お尋ねいたします。

○天達純子地域包括ケア推進課参事 平成29年4月から介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業が始まり、要支援者の介護予防訪問介護と介護予防通所介護は総合事業へ移行するとともに、要支援者と同程度の方で訪問介護と通所介護のみ利用希望の方は、要支援認定を受けずに総合事業対象者としてサービス利用をしております。

総合事業の対象者も要支援者もサービス利用条件に特に差はなく、地域包括支援センターのケアマネジャーによる介護予防ケアマネジメント、または介護予防支援にてサービス調整を行っております。希望する内容によっては民間のサービスを紹介する場合がありますが、それらを含めて安定した生活が保たれているものと思っております。

○8番豊留榮子議員 安定した生活が送られているということですから、この総合事業ですか、これを見届けていきたいと思っております。

次に今回の見直しによって、要介護1、2の方が今増えてきているわけですね。訪問介護を利用する人への生活援助サービスなどが十分に行き渡っているのか、このこともお尋ねいたします。

○福永賢一福祉課長 11月29日の新聞報道で、厚生労働省は介護保険制度見直しをめぐり、要介護1、2の人が使う訪問介護のうち、掃除や洗濯といった生活援助サービスの事業主体を国から地方へ移す案について見送る方向で調整するとありました。

介護費用を抑える狙いだったわけですが、サービスの質が低下することが指摘されていたようです。

仮に要介護1、2の方の訪問介護と通所介護が総合事業に移行することとなると、総合事業において緩和型のサービスが設定されることが予測されますが、利用者とケアマネジャーが相談して決めるケアプランによってサービスを利用することに変わりはありませんので、利用者にとっては大きな影響はないと思われませんが、介護費用を抑える狙いで見直しがなされることになると、サービス提供者は収入が減るおそれがあります。

そのため従事者が今よりも減ることなどで悪循環となりまして、結果サービスが十分に行き渡らなくなる可能性はあると思われまして。

○8番豊留榮子議員 これは見送られたってことなんですね、今のところですね。

でもまだ、出てくることと思うんですけども、介護費を抑えるため、そうなってくると本当にヘルパーにしても、介護をあれする方たちのその賃金も下がってくるんじゃないかという心配もありますよね。

例えばこの次の質問ですけれども、介護保険から外されたこの利用料ですね、これはどのように変わっていくのでしょうか。

○福永賢一福祉課長 現在の総合事業においては、介護サービスと同様に介護報酬単価が設定されておりまして、利用者は自己の負担割合に応じて、サービス提供者に対して利用負担をいただいております。

サービス提供者のそういった保険請求等につきましても、介護サービスであっても、総合事業であっても、同様に介護報酬から利用者負担額を除く金額を国保連合会に請求する仕組みということで、特に変わりはないと思っております。

○8番豊留榮子議員 本当にいろいろな制度があるんですけれども、この活用方法でありますとか、利用の条件とかを市民の皆さんに分かりやすい情報でぜひ教えていただきたいと思うところです。

次に、後期高齢者医療の窓口負担の引上げについてですが、これが1割から2割負担になると、もう受診を控える人も多くなり、病気が重症化して、合併症を引き起こすことにもなると言われています。

この国民皆保険を未来につなぐには、減らされてきた国庫負担の引上げが本当に必要になってきます。市は政府に対して強く要望すべきではないでしょうか。

○西村祐一健康課長 令和4年10月1日から、後期高齢者医療保険の一定以上所得がある方につきまして、窓口負担割合が1割から2割へ変わりました。

この見直しの背景につきましては、令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれていますが、後期高齢者の医療費のうち窓口負担を除いて約4割は現役世代の支援金で賄っております。今後とも拡大していく見通しとなっております。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものがございます。

国庫負担の引上げにつきましては、全国市長会を通じまして、後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、所要額に即した十分な財政措置を講じることなどを提言しているところでございます。

○8番豊留榮子議員 分かりました。ぜひよろしく願いいたします。

この令和4年の10月から開始されました2割負担の対象者なんですけれども、本市の状況はどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

○西村祐一健康課長 窓口負担割合2割の対象となる方は、75歳以上の方等の課税所得や年金収入をもとに世帯単位で判定いたします。

課税所得が28万円以上、かつ年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯の場合は200万円以上、複数世帯の場合は合計で320万円以上ある方は、窓口負担割合が2割となります。

本市におきましては、この見直しによりまして、令和4年8月5日時点で460の方が2割負担の対象となっております。

なお10月1日から開始ですので、9月の中旬以降に保険証を送付いたしました、送付した方につきましても460人となっております。

○8番豊留榮子議員 もう一つ、令和4年10月から令和7年9月まで実施される配慮措置等の周知方法ですね、これがどのように行ったのかお尋ねします。

○西村祐一健康課長 窓口負担割合が2割となる方につきましては、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、1か月の外来医療の窓口負担割合の引上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります。この配慮措置で払戻しとなる方は、後ほど高額療養費として登録していただいております口座へ払戻しされることとなります。

ただいま説明したことにつきましては、令和4年2月及び8月発行のお知らせ版にパンフレッ

トをとじ込んで周知したほか、7月の保険証更新時には後期高齢者医療保険の被保険者全員に、9月の保険証更新時には対象者の方に対しまして、保険証更新のお知らせとともにパンフレットを同封して郵送しております。

○8番豊留榮子議員 はい、ありがとうございます。

いろいろ、来年度の予算編成もあるかと思えますけれども、ぜひ市民の要望にも応えつつ、この介護保険でありますとか、後期高齢者医療、国保、それぞれ市の要望も入れ込みながら、市民の要望にも応えていただけたらと思います。

ありがとうございました。これで終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時7分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和4年12月12日)

令和4年枕崎市議会第8回定例会

議事日程（第4号）

令和4年12月12日 午前11時開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	70	枕崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	総文
2	71	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	〃
3	72	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	73	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	74	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	陳2	川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める陳情	〃
7	66	令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予特
8	67	令和4年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
9	68	令和4年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
10	69	令和4年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 永野慶一郎 議員	2番 眞茅弘美 議員
3番 上迫正幸 議員	4番 沖園強 議員
5番 禰占通男 議員	6番 城森史明 議員
7番 吉松幸夫 議員	8番 豊留榮子 議員
9番 立石幸徳 議員	10番 下竹芳郎 議員
11番 中原重信 議員	12番 東君子 議員
13番 清水和弘 議員	14番 吉嶺周作 議員

1 本日の書記次のとおり

鷺山美津代 書記	大江武史 書記
川瀬裕也 書記	山口美津哉 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田祝成 市長	本田親行 副市長
山口太 総務課長	鮫島寿文 水産商工課長
日渡輝明 市民生活課長	籠原正二 財政課長
福永賢一 福祉課長	中嶋章浩 スポーツ・文化振興課長
松田誠 建設課長	沖園信也 農政課長
西村祐一 健康課長	鮫島眞一 税務課長
堂園力郎 地域包括ケア推進課長	上園秀人 水道課長
今給黎仁 水道課参事	平塚孝三 市立病院事務長
橋口和洋 監査委員事務局長	水流敏幸 監査委員
天達純子 地域包括ケア推進課参事	森智賀 健康課参事
中村俊彦 農政課参事	桑原英樹 水産商工課参事
松田勇一 市民生活課参事	今門俊彦 会計管理者兼会計課長
大工園昭則 建設課参事	平田寿一 総務課参事
木之下浩一 教育長	宮原司 教育総務課長兼給食センター所長
中村克己 学校教育課長	高山京彦 生涯学習課長
永江靖博 農委事務局長兼農業振興係長	木口屋和彦 選管事務局長
田中幸喜 消防長	中原広次 消防総務課長兼消防団係長
俵積田一豊 警防課長兼消防署長	中山俊吾 総務課行政係長

午前11時 開議

○永野慶一郎議長 本日は休会日ではありますが、会議規則第7条第3項の規定に基づき、会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第6号までの6件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[上迫正幸総務文教委員長 登壇]

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第6号までの6件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について申し上げます。

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度について、同法において全国的な共通ルールが規定される等の見直しがなされたため、同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、現行の枕崎市個人情報保護条例を廃止しようとするものです。

委員から、現行の個人情報保護制度ではそれぞれの根拠法が異なり、それを一本化するということが理解できるが、どのような影響があるのかとの質疑があり、これまでの本市条例では、例えば不開示情報についても国の法律と少し異なる部分があるなど、取り扱いが異なる部分があったが、今回、全国統一のルールで個人情報の保護を図り、また、データの利活用もしやすくなる流れであるとのことです。

また、委員から、個人情報の開示手数料についての質疑があり、法では手数料の額を条例で定めることとなっているが、本市では従来どおり無料とするとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、本市職員の定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等を行うため、枕崎市職員の定年等に関する条例ほか8つの関係条例の改正と枕崎市職員の再任用に関する条例の廃止をしようとするものです。

委員から、定年が延長されることによって職員が増加し、新規採用が少なくなるのではないかととの質疑があり、これまでの職員採用は定年退職者等の補充を基本に採用しており、今後一定期間は2年に1回しか定年退職者が生じないこととなるが、職場の活性化や市民に対する採用機会の確保、また、職員の年齢構成の平準化といった観点から一定の採用は行っていきたいとのことです。

また、委員から、60歳の役職定年について、定年が延長されるにもかかわらず降任になることについての質疑があり、国に準じて60歳で役職定年としているが、今後、国において制度改正された場合は、本市もそれに準じて条例改正を行っていくことになるということでした。

また、委員から、定年が延長される中、60歳で役職定年し降任された職員の給与がなぜ7割となるのかとの質疑があり、定年引上げ後の60歳を超える職員の給与水準については、多くの民間企業は再雇用制度により対応していること等の現時点の民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、再雇用の従業員も含む正社員全体の給与水準を参考に設定することが適当であるとされ、賃金構造基本統計調査及び職種別民間給与実態調査の結果を踏まえ、60歳前の7割水準となるよう給与制度を設計することとされたということでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関

する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額並びに勤勉手当及び期末手当の支給率を改定しようとするものです。

改定の主な内容としましては、まず、職員の給料月額については、大卒程度に係る初任給を3,000円、高卒者に係る初任給を4,000円、それぞれ引き上げることとし、これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について改定を行っているとのこととす。

また、勤勉手当及び期末手当の改定では、年間の支給率を職員については、4.30月から4.40月に引き上げ、再任用職員については、2.25月から2.30月に引き上げをしようとするものです。

委員から、今回の給料月額の改定により影響を受ける職員数について質疑があり、一般会計においては、1級の職員が41人、2級の職員が25人、3級の職員が52人、4級以上については改定の影響を受ける職員はいないとの説明がありました。

また、委員から、本市のラスパイレス指数は現状ではどのようになっているのかとの質疑があり、直近の令和3年4月1日現在の数字では97.5%になっており、19市の中では13番目に位置しているとの説明がありました。

また、若い職員の給与が改善されることは職員のやる気にもつながり、さらに自分の町を思っ

て仕事をさせていただきたいとの要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、職員の給与改定を考慮し、市長等の12月に支給する期末手当の率を0.05月分引き上げ、年間の支給率を3.20月から3.25月にしようとするものです。

本件は、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、市長等の給与に関する条例の改正と同様に、職員の給与改定を考慮し、議会の議員の12月に支給する期末手当の率を0.05月分引き上げ、年間の支給率を3.15月から3.20月にしようとするものです。

委員からは今回の期末手当の支給率の改定に当たり、なぜ報酬等審議会を開催しなかったのかとの質疑があり、当局からは報酬等審議会の所掌事務については、市長は、議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について意見を聞くものだとされていることから、今回は給料額の改定ではなかったため諮問していないという説明がなされました。

これに対し、委員からは市議会基本条例の中でも議員報酬を改正するに当たっては、枕崎市特別職報酬等審議会の意見を尊重するとともにどうたわわれているので、議員に係る手当についても、今後の課題として報酬等審議会の中で意見を聞いて議論をしてほしいとの要望がありました。

委員からは、議員定数を14名から12名に削減し報酬は据え置くことを決めた状況で期末手当を上げるのはどうなのかといった意見や、住民の生活を考えた場合、現状維持でいいのではないのかとの意見があった一方、現状でも議員の期末手当の支給率は国と比べても0.1月分引き下げている状況があることや市長等の特別職の給与の減額措置についても是正を図っていくべきであり、こうした状況も報酬等審議会に諮問してもらいたいといった意見がありました。

本件は、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める陳情について申し上げます。

本件は、9月定例会で委員会に付託され、9月8日の委員会審査においては、九州電力の特別点検の結果報告もまだ出ておらず、判断するには時期尚早であるなどの意見があり、賛成多数で継続審査となっていたものです。

12月7日の審査においては、平和と安全を守るためにも川内原発の延長は認めるべきではなく陳情を採択すべきといった意見、国際的な状況を見れば原発の稼働に反対であった欧州国が原発容認の方向になっていること、わが国においても原発について方針転換が行われていること、さらに再生エネルギーの技術が進んできているとはいえ、今の段階で原発の運転を止めることは現実的ではないなどの意見が述べられ、採決の結果、本件は、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。これから、順次、採決いたします。お諮りいたします。

日程第1号から第3号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号、議案第71号及び第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号及び第5号は、順次、起立により採決いたします。

日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本会議では、採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第6号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第7号から第10号までの4件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[東君子予算特別委員長 登壇]

○東君子予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第7号から第10号までの4件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る12月8日及び本日12日に開催し、委員長に東君子、副委員長に清水和弘委員を選出いたしました。

付託された補正予算4件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、後日配付いたしますが、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、まず、日程第7号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）については、老人福祉センター改修事業における大規模改修工事設計業務委託の皆減の件、及び保健センター設置事業における民間の医療施設跡地を保健センターとして活用するための土地、建物取得の件について、本市の総合振興計画や公共施設等総合管理計画、また、本年3月議会で示された施政方針にも示されていないことから、本件に関する議案提出までのプロセスが不明瞭であること等の理由で、沖園強委員、禰占通男委員、眞茅弘美委員及び上迫正幸委員の4名から老人福祉センター改修事業における大規模改修工事設計業務委託を復元し、保健センター設置事業の全額を削除する修正案が提出されました。

これを受け、採決に当たっては、まず修正案を採決した結果、賛成多数で可決すべきものと決定し、引き続き修正部分を除く原案について採決した結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号令和4年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）、日程第9号令和4年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第10号令和4年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の3件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

立石幸徳議員。

○9番立石幸徳議員 私は、議案第66号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について、原案賛成、修正案反対の討論をいたします。

本市の次代を担う枕崎の子供たちの子育て支援、このことに大きく関わる議案ですので、少し討論をさせていただきます。

近年、経済社会におきましては、選択と集中という言葉がはやり言葉になっております。これは、事業分野を選択し、経営資源を集中することであります。このことによって、経営効果、業績や利益をより一層増加させていくことですが、行政の経営におきましても、全く同様の取組がなされていかなければならないと考えます。

今回の保健センター設置目的は、まさにこの点が期待されているわけであります。児童福祉法の改正により、設置が求められていることも家庭センター、このことについては、これまで別々の取組をしておりました母子保健や児童福祉の業務について、共通の管理職、統括支援員の下、各専門職が協働して業務を遂行することとなるため、同じ場所で業務を実施することが望ましいと国のほうも指針を示しております。

今回の本市保健センターの設置目的は、子育て支援施策に関する連携・調整を容易にし、支援体制の整備によって枕崎版子育てワンストップ拠点を構築するようになっております。

新しい施設で、全ての子供問題を取り組むようになるわけであります。このことによりまして、これまで議会において、たくさん取り上げてまいりました虐待の問題、家庭内ひきこもりの8050問題、そしてヤングケアラーの対応も大きく前進することが予想されます。さらにまた、今年度の施設は災害避難所としても本市ではまだ設置されておられない福祉避難所も設置される見込みとなっております。もう既に病院跡地でありますので、ベッド付きの個室も整備されているわけであります。

このように、これからの本市の超高齢社会や子育てに当たって、なくてはならない施設になると考えております。現在の健康センターでは、改修を重ねてもこういった点は不十分になるという事は明らかであります。

これからの本市の子育て支援の拠点が整備されないと、本市の子育て事業が一体どのように展開するのか、大変な危機感を持つものであります。

本予算の原案に賛成し、保健センターが一刻も早く設立できることを期待して、原案賛成の討論を終わります。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

まず、日程第7号について採決いたします。

まず、本件についての委員長報告は修正でありますので、委員会の修正案について、起立により採決いたします。

委員会の修正案について、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第66号に対する修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決いたします。

お諮りいたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号における修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

この結果、議案第66号は修正可決であります。

お諮りいたします。

日程第8号から第10号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号から第69号までの3件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時29分 散会

本 会 議 第 5 日

(令和4年12月16日)

令和4年枕崎市議会第8回定例会

議事日程（第5号）

令和4年12月16日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	77	令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）	予 特
2	78	枕崎市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	
3	79	枕崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
4		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員	8 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10番 下 竹 芳 郎 議員
11番 中 原 重 信 議員	12番 東 君 子 議員
13番 清 水 和 弘 議員	14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲 山 美津代 書記
大江 武 史 書記	川 瀬 裕 也 書記
山口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	田 代 勝 義 企画調整課参事
鮫 島 寿 文 水産商工課長	日 渡 輝 明 市民生活課長
籠 原 正 二 財政課長	福 永 賢 一 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
鮫 島 眞 一 税務課長	堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
上 園 秀 人 水道課長	今給黎 仁 水道課参事
平 塚 孝 三 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
森 智 賀 健康課参事	中 村 俊 彦 農政課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事	松 田 勇 一 市民生活課参事
今 門 俊 彦 会計管理者兼会計課長	大工園 昭 則 建設課参事
平 田 寿 一 総務課参事	木之下 浩 一 教育長
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長	中 村 克 己 学校教育課長
高 山 京 彦 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	田 中 幸 喜 消防長
中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長	俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長
中 山 俊 吾 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第77号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、予算総額を170億5,158万6,000円にしようとするものです。

補正予算の内容は、株式会社枕崎お魚センターの経営安定化を図るための貸付金であります。

お魚センターへの財政支援に関するこれまでの経緯について申し上げますと、11月7日付でお魚センターから本市に対して4,900万円の追加出資の依頼がありましたが、この依頼に対しては、お魚センターが検討している増資額の全てとなる4,900万円の追加出資を本市が引き受けることはできないと判断しました。

しかしながら、本市の観光拠点として多くの観光客を受け入れてきたお魚センターの資金調達の必要性が認められることから、増資に替わる財政支援についてお魚センターと協議を行い、お魚センターからは、12月5日付で資金繰りの安定化のための5,000万円の長期貸付の依頼がありました。

この長期貸付の依頼に対し、庁内で検討を行った結果、本市としましては、お魚センターの資金調達の必要性を認め、経営安定化資金として5,000万円の長期貸付を行うことを決定し、その予算をお願いするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算特別委員会開催のため休憩いたします。

午前9時33分 休憩

午後4時29分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第77号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）を追加日程第1号として本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1号を議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[東君子予算特別委員長 登壇]

○東君子予算特別委員長 ただいま議題となりました追加日程第1号について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、本日開催し、委員長に東君子、副委員長に清水和弘委員を選出いたしました。

付託された補正予算は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、後日配付いたしますが、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、追加日程第1号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、採決後、本件に対する附帯決議案が委員12名から提出され、全会一致で附帯決議を付すことに決定いたしましたので、読み上げて報告させていただきます。

議案第77号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）に対する附帯決議。

株式会社枕崎お魚センターは、平成5年4月11日にオープンし、以来30年近く本市観光の拠点施設として位置づけられてきた。

これまで、市税減免や損失補償などの対策により、経営維持がなされてきたが、最近の状況は5期連続の赤字決算。令和3年度末で約3,700万円の債務超過となっている。極めて深刻な状況と言わなければならない。

議案第77号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）において、枕崎市から株式会社枕崎お魚センターへの5,000万円の貸付けが提案されるに当たり、今後の株式会社枕崎お魚センターの経営に関し、下記の事項を実行されることを強く要望する。

- 1 現在の経営体制の在り方を見直し、新しい体制を構築すること。
- 2 確実な返済計画を担保するため、経営実績を市議会定例会ごとに文書報告すること。
- 3 一定の固定収入確保のため、県・市の委託事業等の導入を目指すこと。
- 4 総務省自治財政局の指針による整理・再生を含む早期の抜本的改革に努めること。

以上、決議する。

令和4年12月16日、予算特別委員会。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。これから採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号及び第3号の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除き、全議員が提出者となっておりますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、提案理由の説明、質疑及び討論は省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第2号及び第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号及び第79号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、御手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和4年第8回定例会を閉会いたします。

午後4時38分 閉会

一般質問の要旨

令和4年 第8回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①城森 史明	ふるさと納税について	<p>1 全国のふるさと納税寄附額は、ますます増加している。本市の寄附額は順調に増加してきたが、本年度は大きな壁に直面し、寄附額は減少することが予測されている。今後のふるさと納税に対する取組をどのように考えているのか</p> <p>2 本年度の返礼品協力事業者の数は幾らか。今後どのように推移するのか</p> <p>3 前年度の返礼品協力事業者における返礼品販売額上位5社の金額はそれぞれ幾らか</p> <p>4 返礼事業等業務委託は今後どのように変えるのか。例えば寄附額が50億になった場合、今の体制で対応できるのか</p> <p>5 前年度は、鹿児島県の自治体の中で寄附額は4位だが、寄附件数は8位である。寄附件数を増やすべきと思うがどのように考えるのか</p> <p>6 寄附額が35億以上に増加する場合、現在の市の体制で対応できるのか。地域おこし協力隊等で専門的な人材を確保する必要性について、どのように考えるのか</p>	市長 副市長 課長
	はり・きゅう等施術料の助成について	<p>1 はり・きゅう等施術料の助成制度があるが、整体業者への助成制度がない理由は何か</p> <p>2 高齢者の健康寿命延伸のためにも、整体業者等への助成制度を設けるべきではないのか</p> <p>3 地域経済の発展のためにも、整体業者等の個人事業者への助成制度を充実すべきではないのか</p>	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
②下竹 芳郎	福祉避難所について	<p>1 9月の台風において、避難した高齢者が城山センターで骨折したとのことである。高齢者が安心して避難できるバリアフリーの避難所に早急に整備しなければならないと思うがどのように考えるのか</p> <p>2 災害時の避難者は圧倒的に高齢者が多い。福祉避難所への対応を早急に進めるべきではないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	新型コロナウイルス、物価高騰等における事業・生活支援について	<p>1 感染拡大を繰り返し、3年近くに及ぶコロナ禍、本市においても幾度となく対策、支援策を講じているが、今年度における新型コロナウイルス感染症対応事業を市長自身どう評価しているのか</p> <p>2 大好評の枕エールチケット、「枕崎の、使（つか）エール。」プレミアム付商品券の途中経過は</p> <p>3 9月末で申請を締め切った枕崎市事業者応援資金の実績は</p> <p>4 来年1月から申請受付が始まる事業者物価高騰等対応支援事業の対象と周知方法は</p>	市 長 副市長 課 長
	本市の小中学校におけるコロナ禍での学校生活について	<p>1 3年にわたるコロナ禍で学校生活はどのように変わってきたのか</p> <p>(1) 生活環境がさま変わりしたこともあり、不登校の児童・生徒が全国で20万人を超えたと報じられた。本市の不登校の状況はどうか</p> <p>(2) 不登校の児童・生徒、また、コロナ禍の影響を受け学校への登校意欲をなくしてしまっている児童・生徒にどのような対応をしているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	コミュニティFMについて	<p>1 市長2期目での公約も「コミュニティFMについての可能性調査を続ける」とあるが進捗状況は</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③沖園 強	第3回枕崎国際芸術賞展について	1 10月16日に閉幕した第3回枕崎国際芸術賞展をどのように総括しているのか	市 長 副市長 課 長
	お魚センターからの追加出資の依頼に対する市の対応について	1 総務省自治財政局が発出した平成21年6月23日付「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」、平成26年8月5日付「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の通知について 2 総務省自治財政局の指針による抜本的改革を見据えた出捐額について 3 取締役会の経営責任についての市の見解は 4 公的支援(追加出資)の上限や期限などの要件の取決めについて 5 市の第三セクター等経営健全化方針について 6 本市財政に影響する財政負担リスクの判断について 7 施設大規模改修と建て替えた場合の補助事業の条件について 8 指定管理者や民間譲渡等によるお魚センターの存続の可能性について (1) 出店業者等への補償の考え方について	市 長 副市長 課 長
	指定管理者制度と業務委託制度について	1 複数の指定管理者施設における職員の対応や施設管理の不履行、利用許可等の重複許可などの市民の指摘について 2 指定管理者の業務仕様書の再委託の禁止について	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④立石 幸徳	衛生業務の市民への影響について	<p>3 指定管理と業務委託のすみ分けについて</p> <p>1 浄化槽の清掃業務の値上げによる市民や公共施設への影響について</p> <p>2 市と業者との協議・調整の必要性について</p> <p>3 近隣市の状況と比較した市民への情報提供について</p>	市 長 副市長 課 長
	市職員の定年引上げの影響について	<p>1 これからの本市の定員管理について</p> <p>2 職員の新規採用方針について</p>	市 長 副市長 課 長
	国民健康保険税の税率改定について	<p>1 国保税税率改定の基本的な考え方について</p> <p>2 令和5年度の事業費納付金の仮算定について</p> <p>3 国保税の医療分・後期分・介護分の県内実態について</p> <p>4 1人当たり国保税額と1人当たり医療費の推移について</p>	市 長 副市長 課 長
	ふるさと応援寄附金ワンストップ特例申請について	<p>1 本市「ワンストップ特例申請受付業務」へのオンラインサービス導入について</p>	市 長 副市長 課 長
	市社会福祉協議会の充実に伴う市の支援	<p>1 コロナ対策において重要な役割を担う本市社協の今後の充実に伴う市の支援体制について</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>体制について</p> <p>太平洋・島サミットについて</p>	<p>1 第10回太平洋・島サミットを鹿児島県において開催できるよう本市としても協力し、開催実現に向け要望活動をするべきだと思うが、見解をお尋ねしたい</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
⑤禰占 通男	<p>物価高騰等への対応について</p> <p>特例貸付について</p>	<p>1 物価高騰対策への独自支援はないのか</p> <p>1 「緊急小口資金」と「総合支援金」の利用状況はどのようなになっているのか</p> <p>2 「生活困窮者自立支援金」の申請状況はどのようなになっているのか</p> <p>3 返済についてはどのようなになっているのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>
⑥清水 和弘	<p>特定地域づくり事業推進について</p> <p>空き家の現状と課題について</p>	<p>1 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の活用について</p> <p>2 法律には、一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度まで人口が減少した状況とあるが、本市の場合、この法律が適用されるのか</p> <p>3 人口減少・少子高齢化による労働力不足、生産年齢人口の減少による経済の鈍化で生産性は下がることが予測される。これまでの対策や効果、問題点について</p> <p>1 これまで本市が実施してきた空き家対策と効果及び反省点について</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦眞茅 弘美	本市の人口減少対策について	<p>2 空き家が周辺住民に与えている影響について</p> <p>1 子育て世代の年収に対する対応について</p> <p>2 本市が実施している人口減少対策の効果について</p>	市 長 副市長 課 長
	農業振興について	<p>1 令和4年度のサツマイモ基腐病の被害状況について</p> <p>2 蒸熱処理機の利用率また効果はどのようになっているのか</p> <p>3 農家の後継者不足・人手不足は深刻であるが、市としてできることは</p> <p>4 認定農業者等担い手育成対策事業は農業者意欲につながる支援事業であり来年度も続けてほしいという声があるが、どのように考えているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	ふるさと納税返礼事業について	<p>1 本市と委託事業者、協力事業者との協議会はこれまで何回開催されたのか</p> <p>2 令和3年度と比較して10月末の納税額は幾らになるか</p> <p>3 ふるさと納税返礼事業の業務委託は1年契約と契約書に掲載されているが、契約更新を行うに当たり、今後プロポーザルを行う考えはないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	お魚センターを生かすための運営方式に	<p>1 先日の全員協議会で、経営改善に向けた協議を行うと聞いていたが、取締役会や検討会などは開催されたのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑧東 君子	ついて	<p>2 大変厳しい経営状況にあるが、市としての支援の方向性はどうなっているのか</p> <p>3 お魚センターを市の経済波及効果につなげられるように一時しのぎではなく最善の策を考えるべきだ。現在第三セクター方式で経営されていることについての市長の見解は</p>	市 長 課 長
	公職選挙法について	<p>1 クリーンな選挙によって我々の代表者を選びたいとの市民の意識が高まっている。選挙違反が起こらないように、選挙管理委員会ではどのような取組を行っているのか。 また、市長の選挙に対する姿勢や考えは</p> <p>2 次の項目は、一般的には選挙違反に当たらないのか。 (1) 現金を配る (2) 親族の名で焼酎を発送する (3) 開店祝いに花輪を送る</p> <p>3 これらの場面に遭遇した場合、有権者はどう対応すればよいのか</p>	
	期日前投票について	<p>1 期日前投票箱は、どのように管理されているのか</p> <p>2 保管されている段階で投票用紙が外部に漏れてしまう可能性はないのか</p> <p>3 選挙期間中に、誰が優勢なのか、現在の状況を知りたがる内容の問合せに対して、選挙管理委員会はどのように対応しているのか</p>	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	選挙ポスターについて	<p>1 選挙ポスターを掲げる重要性を選挙管理委員会はどのように認識しているのか</p> <p>2 選挙ポスター代金は市民の税金が使われていることを多くの市民は知らない。2019年の枕崎市議会議員選挙のポスター代金は幾らだったのか</p> <p>3 前回の枕崎市議会議員選挙では、地元新聞の休刊日も重なり、新たな市議会議員が一体誰なのか分からず混乱が起きた。市民のことを考え、一定期間ポスター掲示をすることは公職選挙法等に違反するのか</p> <p>4 無投票ということで注目を浴びた選挙だった。早くポスターを外すように外部からの指示や圧力がなかったと言い切れるのか</p> <p>5 今後の対応を選挙管理委員会はどのように考えるのか</p>	市 長 課 長
	市立病院改革について	<p>1 枕崎市立病院を経営する上での理念とは何か</p> <p>2 市民自らの命を託す医師については、特に信頼される人間性が求められる。医師を対象にした心のスキルアップを目指した勉強会などは行われているのか</p> <p>3 コロナ禍、物価高の影響を受けた市民の苦しい経済状況の声が多く聞かれる。そんな中、事業管理者の給与はどのように変化したのか</p> <p>4 市民の皆様に愛される、なくてはならない市立病院であるために、現場の職員、スタッフ、全ての関係者に個別で聞き取りを行い、今後の病院運営の参考にする取組を行ってはいかがか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑨豊留 榮子	「枕崎の、使（つか）エール。」プレミアム付商品券について	<p>5 事業管理者の在任期間は現在13年。市の職員の異動は3年から5年が基本と伺っている。新しい人事で市立病院改革を望む声が数多く聞かれる。市長は任命についてどう考えているのか</p> <p>1 市民の方々より、たくさんの喜びの声をいただいている。身近な郵便局で引き換えられる点もよかったと伺っている。現在の進捗状況や今後の課題とは</p> <p>2 コロナ禍、物価高により2回目のプレミアム付商品券を期待する声がたくさん上がっている。今後、プレミアム率を更に上げるなど新しい取組を行う考えはあるのか</p>	市 長 副市長 課 長
	旧統一教会について	1 旧統一教会や関連団体による政治・行政との関係やその被害の実態が報道され、多くの国会議員等との関係も明らかにされてきているが、本市では関わりはないのか	市 長 副市長 課 長
	子育て支援の充実について	<p>1 学校給食費の完全無償化について市はどのように考えているのか</p> <p>2 子ども医療費助成の窓口無料化については、既に住民税非課税世帯に属する高校生までに拡大して実施されているが、全ての子供たちの医療費を窓口無料化にする考えはないのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	社会保障の充実について	<p>1 県財政安定化基金を活用した国保事業費納付金の年度間調整を行うことを県に申し入れ、本市国保税を減額する考えはないのか</p> <p>2 介護保険料については、政府は介護保険利用料を原則1割負担から2割負担に引き上げ、要介護1、2を保険給付の対象から外そうとしている。消費税は上がっても社会保障はよくなる。市は政府に</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
		<p>対して介護保険の改善を求めるべきではないのか</p> <p>3 後期高齢者医療費窓口負担引上げについては、1割から2割負担になると受診を控える人も多くなり、病気が重症化し、合併症を引き起こすことにもなるという。国民皆保険を未来へつなぐには、減らされてきた国庫負担の引上げが必要になってくる。市は政府に対して要望すべきではないのか</p>	

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 上 迫 正 幸

枕崎市議会議員 東 君 子